
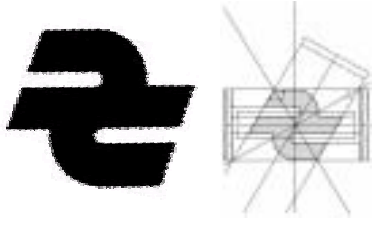

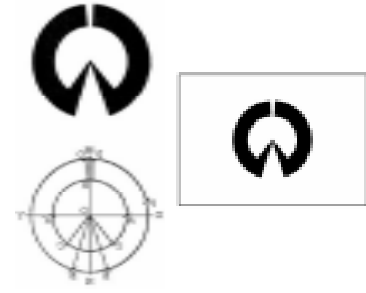


[ 事務事業の細目の調整状況（企画部会関係） ]

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
市章、市旗	稲沢の「い」を図案化したもの。 	祖父江町の「そ」の字を図案化したもの。 	平和町の「平」の頭文字と「和」の意味の円形を組み合わせたもの。 	合併時に制定する。	新市の市章・市旗は、現行の稲沢市の市章・市旗のとおりとする。 	市長公室秘書広報課
名誉市民制度	稲沢市名誉市民 荻須高德氏（昭和 55.10.1）	祖父江町名誉町民 吉川市郎右工門氏（昭和 53.7.13） 児島光一氏（平成元.1.25）	平和町名誉町民 山田正重氏（昭和 53.4.5） 堀田秋光氏（平成 6.11.4）	現行の制度を廃止し、合併後、新市において名誉市民制度を制定する。 なお、現名誉市町民は、新市に継承する。	合併の前日をもって稲沢市名誉市民条例を廃止予定。	市長公室秘書広報課
表彰制度	市政功労者特別表彰 市政功労者表彰 公益功労者表彰	自治功労者表彰 町政功労者特別表彰 一般表彰	町政功労表彰 公益功労表彰 永年勤続表彰 特別表彰	現行の制度を廃止し、合併後、新市において表彰制度を制定する。 なお、現各市町の表彰者は、新市に継承する。	合併の前日をもって稲沢市表彰条例を廃止予定。	市長公室秘書広報課
市民憲章、市の花・木等、市の歌、各種宣言	稲沢市民憲章 市の木 マツ 市の花 ベニサザンカ 市の歌 稲沢の都 稲沢よいとこ 稲沢市非核・平和都市宣言 稲沢市交通安全都市宣言 稲沢市ゆとり創造都市宣言 明るい青少年の都市宣言	祖父江町民憲章 町の木 いちょう 町の花 きく 町の鳥 うぐいす 祖父江町非核・平和都市宣言 祖父江町敬老自治体宣言 祖父江町環境宣言	平和町民憲章 町の木 松 町の花 菊 非核・へいわ都市宣言	現行の制度を廃止し、合併後、新市において市民憲章、市の花・木等、市の歌、各種宣言を制定する。	合併の前日をもって市民憲章、市の花・木等、市の歌、各種宣言を廃止予定。	市長公室秘書広報課
広報紙の編集発行	名称 広報いなざわ 発行部数 36,000 部 発行回数 月 2 回 (毎月 1 日・15 日) 規格 A4 判・再生紙 編集方法 DTP 編集  配布方法 行政区を通じて各戸配布（事業所等は郵送）	名称 広報そぶえ 発行部数 6,850 部 発行回数 月 2 回 (毎月 5 日・20 日) 規格 A4 判・再生紙 編集方法 DTP 編集  配布方法 行政区を通じて各戸配布（事業所等は郵送）	名称 広報へいわ 発行部数 4,200 部 発行回数 月 1 回 (毎月 1 日) 規格 A4 判・再生紙 編集方法 文字テキスト、レイアウト用紙による編集 配布方法 行政区を通じて各戸配布（事業所等は郵送）	編集、発行回数は合併時に稲沢市の制度に統一する。	名称 広報いなざわ 発行部数 48,000 部 発行回数 月 2 回 (毎月 1 日・15 日) 規格 A4 判・再生紙 編集方法 DTP 編集  配布方法 行政区を通じて各戸配布（事業所等は郵送）	市長公室秘書広報課

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
C A T V	稲沢シーエーティーヴィ株式会社のサービスエリア  市政広報番組 平成12年5月1日放映開始。 タイトル「稲沢ふれあい通信」 放送時間 10分、1日5回放映 放送内容 時事特集7分 お知らせ(文字等とナレーション)3分	-	西尾張シーエーティーヴィ株式会社のサービスエリア	稲沢市の事業を継続し、新市全域への情報提供に向けて、合併後新市において検討する。	稲沢市の事業を継続し、新市全域への情報提供に向けて、合併後新市において検討する。	市長公室秘書広報課
広報板の設置	広報板を設置し、維持・管理。 規格 主体...鋼管造 枠および掲示板...木造 大きさ...高さ2.2m×幅1.86m  設置基準 原則として1行政区に1基	-	広報板を設置し、維持・管理。 規格 主体...鋼管造 掲示板...木造 大きさ...高さ1.8m×幅1.3m  設置基準 原則として1行政区に1基	合併後、当面は稲沢市の事業を継続し、その後については廃止する。	廃止。 原則撤去	市長公室秘書広報課
地域審議会委員・報酬	-	-	-	-	新市に設置する祖父江町地域審議会委員の報酬については、稲沢市報酬額及び費用弁償に関する条例における「その他特別職の職員で非常勤のもの」の報酬額を適用する。  平成16年度現在 9,300円/回	祖父江支所総務課 市長公室企画課
コミュニティ施策	稲沢市地区市民センター地区まちづくり推進団体育成助成金  補助額 均等割 35万円 世帯割 1世帯80円	祖父江町のコミュニティ活動に関する補助金  補助額 世帯数×400円	-	稲沢市及び祖父江町の制度を継続する。合併後、一定期間を目標にコミュニティ支援のあり方を検討する。	稲沢市地区まちづくり推進団体育成助成金 (まちづくり推進協議会が組織されれば祖父江町域、平和町域についても活用可能な制度として整備) 補助額 均等割 35万円 世帯割 1世帯80円  稲沢市コミュニティ推進団体育成助成金 (祖父江支所地区を対象を限定) 補助額 世帯数×400円	市長公室地域振興課 祖父江支所総務課 平和支所総務課

[ 事務事業の細目の調整状況（総務部会関係） ]

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等												
税証明交付手数料	地籍図コピー（A3） 200円/枚 登録事項証明（土地） 200円/枚（1筆に1枚）	整理図コピー（A3） 200円/枚 登録事項証明（土地） 200円/枚（5筆、5棟まで1枚。 以下1枚増すごとに200円を加える。）	整理図コピー 10円/枚 登録事項証明（土地） 200円/枚（5筆、5棟まで1枚。 以下1枚増すごとに200円を加える。）	手数料については、稲沢市の制度に統一する。	地籍図コピー（A3） 200円/枚 登録事項証明（土地） 200円/枚（1筆に1枚）													
法人住民税 税率	法人税割 ・資本金額等1億円超又は法人税額 800万円超.....13.7% ・上記以外.....12.3%	法人税割 ・標準税率.....12.3%	法人税割 ・標準税率.....12.3%	法人税割の税率については、平成17年度から稲沢市の制度に統一する。	法人税割 ・資本金額等1億円超又は法人税額 800万円超.....13.7% ・上記以外.....12.3%													
都市計画税	税率 100分の0.3	税率 100分の0.2	制度なし	税率については、平成17年度に、現稲沢市域の税率を0.3%、現祖父江町域の税率を0.2%、現平和町域の税率を0.1%とし、平成18年度に、現稲沢市域の税率を0.3%、現祖父江町域及び現平和町域の税率を0.2%とする不均一課税を実施し、平成19年度に、税率0.3%を新市に適用する。	税率 0.3% ただし、平成18年度までは不均一課税（下表のとおり） <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稲沢市域</td> <td>0.3%</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>祖父江町域</td> <td>0.2%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>平和町域</td> <td>0.1%</td> <td>0.2%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H17	H18	稲沢市域	0.3%	0.3%	祖父江町域	0.2%	0.2%	平和町域	0.1%	0.2%	
年度	H17	H18																
稲沢市域	0.3%	0.3%																
祖父江町域	0.2%	0.2%																
平和町域	0.1%	0.2%																
市街化区域内農地の課税	宅地並評価・宅地並課税 （3大都市圏の特定市であるため 特定市街化区域農地扱い）  生産緑地は一般農地扱い	宅地並評価・農地に準じた課税 （一般市街化区域農地の扱い）	宅地並評価・農地に準じた課税 （一般市街化区域農地の扱い）		祖父江町及び平和町においては以下のとおり。 ・平成18年度から平成22年度までの5年度間は、合併特例法の規定により農地に準じた課税。 ・平成23年度以降は、宅地並課税（平成23年度から平成26年度までの4年度間は軽減措置あり）。  生産緑地指定を受ければ、一般農地として課税。													
申告受付期間	受付時間 期間中毎日（土日除く） 午前8時30分～午前11時00分 午後1時00分～午後4時00分  受付会場 市役所大会議室（1か所） 出張受付なし	受付時間 期間中毎日（土日除く） 午前8時30分～正午 午後1時00分～午後5時00分  受付会場 町役場1・2会議室（1か所） 出張受付なし	受付時間 期間中毎日（土日除く） 午前8時30分～午前11時00分 午後1時00分～午後5時15分  受付会場 町役場大会議室（1か所） 出張受付なし	稲沢市の制度に統一する。 なお、現行の受付会場を存続する。  受付会場は、現稲沢市域、現祖父江町域及び現平和町域に1か所ずつ置く。	受付時間 期間中毎日（土日除く） 午前8時30分～午前11時00分 午後1時00分～午後4時00分  受付会場 稲沢市役所大会議室（1か所） 祖父江支所（1か所） 平和支所（1か所） 出張受付なし	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所												
区長制度 ・区長 ・手当等 ・文書配達	区長（205区） ・任期 4月1日から1年間  ・職務内容 区民の意見の取りまとめに関する こと、土木事業促進に関する こと、市行政の連絡事務に関する こと、など	区長（71区） ・任期 4月1日から1年間  ・職務内容 区民の意見の取りまとめに関する こと、土木事業協力に関する こと、衛生に関すること、住民 登録に関すること、災害救助に 関すること、町政運営連絡事務 に関する	区長（26区） ・任期 前期：4月1日から半年間 後期：10月1日から半年間  ・職務内容 区民の意見の取りまとめに関する こと、町行政の連絡事務に関する こと、全世帯配布事務に関する こと、など	非常勤特別職としての区長制度は存続する。ただし、公達員制度は廃止する。 区長の職務については、以下のとおりとする。 1 区民の意見の取りまとめに関する こと 2 土木事業促進に関する こと 3 市行政の連絡事務に関する	区長（302区） ・任期 1年 （補欠：前任者の残任期間） ・報償費（次の の合計） 平等割 ～100世帯... 51,200円/区 101～200世帯... 61,200円/区 201～300世帯... 71,200円/区 301～400世帯... 81,200円/区													

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報償費 平等割 51,200 円/区 世帯割 390 円/世帯</li> <li>・文書配布手数料 配布物 1 部 11 円 ポスター 1 枚 22 円 調査取りまとめ 1 世帯 22 円</li> </ul> <p>公達員（203 区）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任期 4 月 1 日から 1 年間</li> <li>・職務内容 広報等の配布に関する事など</li> <li>・報償費 3,400 円/区</li> <li>・文書配布手数料 9 円/件</li> </ul>	<p>と、一般調査に関する事、など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区長報酬 1 戸あたり 年額 1,700 円</li> </ul> <p>公達員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政区に公達員は設置していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区長報酬 1 戸あたり 年額 1,800 円</li> </ul> <p>公達員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政区に公達員は設置していない。</li> </ul>	<p>こと</p> <p>4 広報等文書の配布に関する事</p> <p>5 その他市長が必要と認める事</p> <p>また、区長の報償費及び配布手数料については、合併時に統一する。 なお、区長制度については、地域住民の自主的な組織の活用も視野に入れ、合併後に見直しを図ることとする。</p>	<p>401～500 世帯... 91,200 円/区 501 世帯～ ...101,200 円/区 構成世帯額 420 円/世帯 文書等配布額 380 円/世帯（種別・部数不問）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書配達 月 2 回（広報配布日に合わせる）</li> </ul> <p>公達員 制度なし</p>	
巡回バス等	<p>稲沢市コミュニティ・タクシー運行試行事業（ふれ愛タクシー）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行日.....毎日（1 月 1～3 日、12 月 29 日～31 日は運休）</li> <li>・利用料金.....路線毎に 1 人 1 乗車 100 円 保護者同伴未就学児童は無料</li> <li>・路線.....2 路線</li> </ul>	<p>祖父江町巡回バス運行管理業務委託事業（祖父江町巡回バス）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行日.....月～土曜日（日曜日・祝日・年末年始は運休）</li> <li>・利用料金.....無料</li> <li>・路線.....6 路線（朝夕コース、地域と公共施設巡回コース）</li> </ul>	制度なし	<p>稲沢市が実施している稲沢市コミュニティ・タクシー運行試行事業（ふれ愛タクシー）については、平成 17 年度から廃止する。祖父江町が実施している祖父江町巡回バス運行管理業務委託事業については、合併後 3 年間を目途に、現祖父江町域においてのみ継続する。ただし、利用料金を 100 円とし、「地域と公共施設巡回コース」は廃止する。</p>	<p>巡回バス事業（仮称）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行日.....月～土曜日（日曜日・祝日・年末年始は運休）</li> <li>・利用料金.....1 人 1 乗車 100 円 未就学児童は無料</li> <li>・路線.....2 路線（朝夕コース）</li> </ul>	祖父江町地域のみ運行
防犯灯の設置補助金及び維持管理	<p>設置主体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各行政区</li> <li>・費用は稲沢市防犯協会が全額補助</li> </ul> <p>修繕等維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全額各地区負担</li> </ul> <p>電気料金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全額各地区負担</li> </ul>	<p>設置主体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町</li> <li>・費用は町が全額負担</li> </ul> <p>修繕等維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全額町負担</li> </ul> <p>電気料金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全額町負担 一部行政区設置分があり、その維持管理及び電気料金は全額地区負担。</li> </ul>	<p>設置主体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各行政区</li> <li>・費用は町が上限 32 千円で補助</li> </ul> <p>修繕等維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全額各行政区負担</li> </ul> <p>電気料金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全額各地区負担 一部町設置分があり、その維持管理及び電気料金は全額町負担。</li> </ul>	<p>防犯灯設置等に係る補助制度については、合併時に稲沢市の制度に統一する。</p>	<p>設置主体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各行政区</li> <li>・費用は稲沢市が補助</li> </ul> <p>修繕等維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全額各地区負担</li> </ul> <p>電気料金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全額各地区負担</li> </ul>	
交通災害共済事業	市の直営による。	尾張市町交通災害共済組合に加入。	尾張市町交通災害共済組合に加入。	<p>交通災害共済事業については、合併時をもって加入申込みの受付を停止する。</p> <p>祖父江町及び平和町は、合併の前日をもって尾張市町交通災害共済組合を脱退する。</p>	<p>制度なし</p> <p>尾張市町交通災害共済組合脱退後 2 年間（平成 18 年度末まで）における、現祖父江町及び現平和町における被保険者への給付受付は新市において行う。</p>	
町名・字名	<p>現行 稲沢市稲府町 1 番地</p> <p>合併後 変更なし</p>	<p>現行 中島郡祖父江町大字上牧字下川田 454 番地</p> <p>合併後 稲沢市祖父江町上牧下川田 454 番地</p>	<p>現行 中島郡平和町大字横池字中之町 138 番地</p> <p>合併後 稲沢市平和町横池中之町 138 番地</p>	<p>1 稲沢市における町の名称及び区域は、現行のとおりとする。</p> <p>2 祖父江町における字の名称については、従前の大字名の前に「祖父江町」を冠するとともに、「大字」「字」を削除する。 なお、字の区域については、現行のとおりとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・稲沢市 (現行)稲沢市 町</li> <li>(合併後)変更なし</li> <li>・祖父江町 (現行)祖父江町大字 字</li> </ul>	

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
			<p><b>現 行</b> 中島郡平和町大字前浪字上前浪番地</p> <p><b>合併後</b> 稲沢市平和町上前浪 番地</p>	<p>3 平和町における字の名称については、従前の大字名の前に「平和町」を冠するとともに、「大字」「字」を削除する。 ただし、大字前浪、大字新開及び大字六輪については、従前の大字名を削除する。 なお、字の区域については、現行のとおりとする。</p>	<p>(合併後)稲沢市祖父江町</p> <p>・平和町 (現 行)平和町大字 字</p> <p>(合併後) ：稲沢市平和町 ：稲沢市平和町</p> <p>は、大字前浪、大字新開及び大字六輪についてのみ。</p>	
<p>消防施設補助 ・街頭消火器の維持管理等</p>	<p>対象 ・設置 小型動力ポンプ（B2級、B3級、D1級）.....基準額の1/3以内 A B C 粉末消火器.....8,800円（基準額）の1/3以内 倉庫（5㎡以上）の新築・改築...費用の1/3以内(上限 新築30万円、改築10万円)</p> <p>・維持管理 補助制度なし</p>	<p>対象 ・設置 小型動力ポンプ.....購入価格の1/3以内(上限30万円)</p> <p>・維持管理 小型動力ポンプ(検定済).....8,000円 小型動力ポンプ(未検定).....3,000円 腕用ポンプ.....3,000円 貯水池.....3,000円 井戸.....3,000円</p>	<p>対象 ・設置 小型動力ポンプ.....購入価格の1/2以内 防火水槽.....費用の2/3以内 消火栓(40mm以上).....費用の1/2以内</p> <p>・維持管理 補助制度なし</p>	<p>消防設備設置費等補助金については、稲沢市の例により調整する。</p> <p>祖父江町及び平和町所有の街頭消火器は、維持管理を含め各地区へ移管する。</p>	<p>対象 ・設置 小型動力ポンプ（B2級、B3級、D1級）.....基準額の1/3以内 A B C 粉末消火器.....8,800円（基準額）の1/3以内 倉庫（5㎡以上）の新築・改築...費用の1/3以内(上限 新築30万円、改築10万円)</p> <p>・維持管理 補助制度なし</p>	
<p>自主防災組織への補助金</p>	<p>自主防災訓練補助金 ・訓練主催団体に限る</p> <p>・100円/世帯（年1回）</p>	<p>祖父江町自主防災会連絡協議会補助金 ・自主防災会の連絡組織である協議会に対して補助 ・800千円</p>	<p>制度なし</p>	<p>自主防災組織については、現行のまま新市に引き継ぎ、自主防災組織への補助については、稲沢市の例により調整する。</p>	<p>自主防災訓練補助金 ・訓練主催団体に限る ・100円/世帯（年1回）</p>	
<p>選挙事務（投票所等）</p>	<p>投票所等 ・25投票区 ・開票所 1か所 ・期日前投票所 1か所 ・不在者投票所 1か所 ・ポスター掲示場 180か所 ・個人演説会公営施設 50か所</p> <p>選挙公報 発行あり</p> <p>選挙公営 あり</p>	<p>投票所等 ・9投票区 ・開票所 1か所 ・期日前投票所 1か所 ・不在者投票所 1か所 ・ポスター掲示場 62か所 ・個人演説会公営施設 7か所</p> <p>選挙公報 発行なし</p> <p>選挙公営 なし</p>	<p>投票所等 ・6投票区 ・開票所 1か所 ・期日前投票所 1か所 ・不在者投票所 1か所 ・ポスター掲示場 42か所 ・個人演説会公営施設 4か所</p> <p>選挙公報 発行なし</p> <p>選挙公営 なし</p>	<p>選挙事務のうち、投票所等については、当面現行のとおりとする。その他については、新市において調整する。</p> <p>開票所については、原則として、稲沢市内に置くこととする。</p>	<p>投票所等 ・40投票区 ・開票所 1か所 ・期日前投票所 3か所 ・不在者投票所 3か所 ・ポスター掲示場 284か所 ・個人演説会公営施設 未定</p> <p>選挙公報 発行あり</p> <p>選挙公営 あり</p>	<p>期日前投票所 稲沢市役所 祖父江支所 平和支所</p>
<p>愛知県証紙の販売</p>	<p>会計課で販売</p>	<p>収入役室で販売</p>	<p>会計課で販売</p>		<p>稲沢市会計課で販売</p> <p>祖父江支所及び平和支所では、愛知県証紙を販売しない。</p>	<p>販売場所 稲沢市役所会計課</p>

[ 事務事業の細目の調整状況（厚生部会関係） ]

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
届出、証明書 ・各届出、登録の受付 及び各証明書交付	・市民課で各届出・登録の受付 及び各証明書交付 ・市民センターで各届出の受付 及び各証明書交付	・町民課窓口で各届出・登録の 受付及び各証明書交付	・町民課窓口で各届出・登録の 受付及び各証明書交付	祖父江町役場及び平和町役場 で行っている住民登録、戸籍届 や印鑑登録等にかかる窓口業 務については、引き続き、支所 において取り扱うこととする。 登録証については、当分の間、 現行のものを使用する。 支所における外国人登録にか かる窓口業務については、証 明書の発行のみとする。	本庁、支所で各届出・登録の 受付及び各証明書交付 市民センターで各届出の受付 及び各証明書交付 (外国人登録にかかる窓口業 務については、証明書の発行 のみとする。)	稲沢市役所 市民センター 祖父江支所 平和支所
・各種手数料	・住民票の写し 300円/通 ・除住民票の写し 500円/通 ・戸籍の附票の写し 300円/通 ・戸籍の除附票の写し 500円/通 ・外国人登録原票記載事項 証明書 300円/通 ・外国人閉鎖登録原票記載事 項証明 500円/通 ・外国人登録原票の写し 300円/通 ・住民基本台帳のリスト閲覧 200円/枚	・住民票の写し 200円/通 (除住民票の写しを含む) ・戸籍の附票の写し 200円/通 (戸籍の除附票の写しを含む) ・外国人登録原票記載事項 証明書 200円/通 (外国人閉鎖登録原票記載事 項証明を含む) ・外国人登録原票の写し 200円/通 ・住民基本台帳のリスト閲覧 200円/件	・住民票の写し 200円/通 (除住民票の写しを含む) ・戸籍の附票の写し 200円/通 (戸籍の除附票の写しを含む) ・外国人登録原票記載事項 証明書 200円/通 (外国人閉鎖登録原票記載事 項証明を含む) ・外国人登録原票の写し 200円/通 ・住民基本台帳のリスト閲覧 200円/件	手数料については、適正かつ 応分の負担となるよう下記のと おり見直すものとする。 ・住民票及び除住民票の写し 1通 300円 ・住民票及び除住民票記載事項 証明 1通 300円 ・戸籍の附票の写し 1通 300円 ・除籍の除附票の写し 1通 300円 ・住民基本台帳リスト 閲覧 1人 200円 ・外国人登録原票記載事項 証明書 1通 300円 ・外国人登録原票の写し 1通 300円 ・外国人閉鎖登録原票記載事 項証明 1通 300円 ・印鑑登録 1枚 200円	・住民票の写し 300円/通 (除住民票の写しを含む) ・戸籍の附票の写し 300円/通 (戸籍の除附票の写しを含む) ・外国人登録原票記載事項 証明書 300円/通 (外国人閉鎖登録原票記載事 項証明を含む) ・外国人登録原票の写し 300円/通 ・住民基本台帳のリスト閲覧 200円/件	稲沢市役所 市民センター 祖父江支所 平和支所
・時間外(夜間)窓口受付	・戸籍届出書と関連住民異動届 の受付 ・住民票、印鑑証明、戸籍附票 の写しを交付  (交付場所及び時間) 本 庁 平日：PM5：15～PM9 土日祝祭日はAM10～PM9 図書館 土日の開館日のみ AM10～PM4：30	・戸籍届出書のみ受理(婚姻届出 と同時の転入届は受領) ・住民票のみ交付  (交付場所及び時間) 役 場 閉庁日及び平日の時間外 総合センター AM9～PM9 中央図書館 AM10～PM7 (休日のみ) 青少年ホーム AM9～PM9 *役場以外は、閉館日は交付 しない。	・戸籍届出書のみ受理 ・住民票のみ交付  (交付場所及び時間) 役 場 平日：PM5：15～PM9 *土、日、祝日は交付しない。	人員の配置、交付日、交付対象 は稲沢市方式とする。2町の交付 場所は支所のみとし、本庁と同 じ交付日とする。 なお、稲沢市立図書館での交付は 現行のとおりとする。	・人員の配置、交付日、交付対 象は稲沢市方式とする。2町の 交付場所は支所のみとし、本 庁と同じ交付日とする。 なお、稲沢市立図書館での 交付は現行のとおりとする。 ・住民票、印鑑証明及び戸籍の 附票の交付は、平日の午前8 時30分から午後5時までに 予約があった場合、平日は午 後5時15分から午後9時ま で、土日祝祭日は午前10か ら午後9時まで	稲沢市役所 稲沢市立稲沢図書 館 祖父江支所 平和支所

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
健康 ・健康手帳交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満40歳以上の一般住民 保健事業実施時に交付 交付場所…保健センター</li> <li>・75歳以上 医療受給者証と同時に交付 交付場所…保険年金課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・～74歳 保健事業実施時に交付 交付場所…保健センター</li> <li>・75歳以上 医療受給者証と同時に交付 交付場所…町民課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・～74歳 保健事業実施時に交付 交付場所…平和らくらくプラザ</li> <li>・75歳以上 医療受給者証と同時に交付 交付場所…町民課</li> </ul>	中島郡祖父江町及び中島郡平和町の方式に統一する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・～74歳 保健事業実施時に交付 交付場所…保健センター（センター祖父江支所含む）及び平和らくらくプラザ</li> <li>・75歳以上 医療受給者証と同時に交付 交付場所…国保年金課、支所（市民福祉課）</li> </ul>	祖父江支所 平和支所 保健センター（祖父江支所を含む） 平和らくらくプラザ
・基本健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関 対象者…40歳以上の市民 実施期間…5～7月 場所…指定医療機関</li> <li>・節目検診（B・C型肝炎） 対象者…節目年齢 要指導者等</li> <li>・集団 対象者…15～39歳の市民 実施回数…年8回 場所…保健センター、公民館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関 対象者…35歳以上の一般住民 実施期間…5～8月 場所…指定医療機関</li> <li>・B・C型肝炎 対象者…医療機関健診受診者 全員・検査未実施者</li> <li>・集団 対象者…一般住民 実施回数…年5回（夜間、休日有り） 場所…保健センター 実施期間…5～8月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関 対象者…40歳以上の一般住民 実施期間…5～7月 場所…指定医療機関</li> <li>・節目検診（B・C型肝炎） 対象者…節目年齢 要指導者等</li> <li>・集団 対象者…16歳以上の一般住民 実施回数…年4回 場所…平和らくらくプラザ</li> </ul>	稲沢市の制度に統一する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関 40歳以上対象 市内指定医療機関で実施 実施期間 5～7月</li> <li>・節目検診（B・C型肝炎） 対象者…節目年齢 要指導者等</li> <li>・集団 15歳～39歳対象 保健センター（センター祖父江支所を含む）、平和らくらくプラザ、公民館で実施</li> </ul>	市内医療機関  保健センター（センター祖父江支所を含む） 平和らくらくプラザ
・人間ドック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳健診 対象者…満40歳の市民 実施回数…年6回 場所…保健センター 内容…基本健康診査 B・C肝炎 胃がん・大腸がん ・肺がん検診 骨粗鬆検診（女性のみ） 歯科健診</li> </ul>	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミニドッグ 対象者…40・45・50歳の町民 実施回数…年2回 場所…平和らくらくプラザ 内容…基本健康診査 B・C肝炎 胃がん・大腸がん ・肺がん検診 骨粗鬆検診 歯科健診（希望者）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳健診 対象者…満40歳の市民 実施回数…年8回 場所…保健センター 内容…基本健康診査 B・C肝炎 胃がん・大腸がん ・肺がん検診 骨粗鬆検診（女性のみ） 歯科健診</li> </ul>	保健センター（センター祖父江支所を含む） 平和らくらくプラザ
・胃がん検診	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関 対象者…40歳以上 費用…1,000円 実施期間…8～10月</li> <li>・集団 対象者…40歳以上 費用…500円 実施回数…年12回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関 対象者…40歳以上 費用…1,000円 実施期間…8～10月</li> <li>・集団 対象者…40歳以上 費用…500円 実施回数…年13回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関 対象者…40歳以上 費用…1,000円 実施期間…8～10月</li> <li>・集団 対象者…40歳以上 費用…500円 実施回数…年4回</li> </ul>	合併時に再編する。 負担金については稲沢市の制度に統一し、乳がんについては平和町に合わせる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関 対象者…40歳以上 費用…1,000円 実施期間…8～10月 場所…市内指定医療機関</li> <li>・集団 対象者…40歳以上 費用…500円 実施回数…年17回 （保健センター12回、センター祖父江支所3回、平和らくらくプラザ2回）</li> </ul>	市内指定医療機関  保健センター（センター祖父江支所を含む） 平和らくらくプラザ

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
・大腸がん検診	・医療機関 対象者...40歳以上の市民 実施期間...5~7月 場所...指定医療機関 費用... 500円 ・集団 (40歳健診の一項目)	・医療機関 対象者...40歳以上の町民 実施期間...5~10月 場所...指定医療機関 費用... 無料	・医療機関 対象者...40歳以上の町民で胃がん検診受診者 実施期間...8~10月 場所...指定医療機関 費用... 300円 ・集団 ミニドックの一項目 40歳以上の町民		・医療機関 対象者...40歳以上の市民 実施期間...5~7月 場所...市内指定医療機関 費用... 500円 ・集団 (40歳健診の一項目)	市内指定医療機関 保健センター (センター祖父江支所を含む) 平和らくらくプラザ
・肺がん検診	・医療機関 対象者...40歳以上の市民 実施期間...5~7月 場所...指定医療機関 費用...X-P+喀痰 500円 X-Pのみ 無料	・医療機関 対象者...35歳以上の市民 実施期間...5~8月 場所...指定医療機関 費用...X-P+喀痰 700円 X-Pのみ 無料	・集団 ミニドックの1項目 40歳以上の町民対象 実施期間 4日 実施場所 らくプラ 費用 X-P+喀痰 400円 X-Pのみ 無料		・医療機関 対象者...40歳以上の市民 実施期間...5~7月 場所...指定医療機関 費用...X-P+喀痰 500円 X-Pのみ 無料	市内指定医療機関 保健センター (センター祖父江支所を含む) 平和らくらくプラザ
・子宮がん検診	・医療機関 対象者...30歳以上の市民 実施期間...5~7月 場所...指定医療機関 費用...1,000円	・医療機関 対象者...30歳以上の町民 実施期間...5~12月 場所...指定医療機関 費用...1,000円 ・集団 対象者...30歳以上の町民 実施回数...8回 場所...保健センター 費用...500円	・医療機関 対象者...30歳以上の市民 実施期間...5~7月 場所...指定医療機関 費用...1,000円		・医療機関 対象者...20歳以上の市民 実施期間...5~7月 場所...指定医療機関 費用...1,000円	市内指定医療機関 保健センター (センター祖父江支所を含む) 平和らくらくプラザ
・乳がん検診	・集団 対象者...30歳以上 費用... 1,700円 実施回数...年12回 方法...超音波 30~49歳 マンモグラフィー 50歳以上	・集団 対象者...30歳以上 費用... 100円 実施回数...年13回 方法...超音波・マンモグラフィーから希望選択する	・集団 対象者...30歳以上 費用...1,000円 実施回数...年4回 方法...マンモグラフィー		・集団 対象者...40歳以上 費用... 1,000円 実施回数...年18回 方法...マンモグラフィー 場所...保健センター(祖父江支所を含む)平和らくらくプラザ、公民館で実施	保健センター (センター祖父江支所を含む) 平和らくらくプラザ
・骨粗鬆症検診	・集団 対象者...40歳、50歳健康診...15歳以上の一般住民 費用... 500円 回数...40・50歳 6回 15歳以上 1回	・集団 対象者...乳がん健診受診者、一般町民 費用...無料 回数...乳がん健診受診者 年14回 一般町民 年1回	・集団 対象者...ミニドック受診者...30歳以上の一般住民 費用... 500円 回数...ミニドック 2回 30歳以上 2回	合併時に再編する。 (負担金については500円に統一する)	集団 対象者...40歳、50歳健康診...15歳以上の一般住民 費用... 500円 回数...40・50歳 8回 15歳以上 1回 場所...保健センター(祖父江支所含む)、平和らくらくプラザ	保健センター (センター祖父江支所を含む) 平和らくらくプラザ



行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
・歯周疾患検診	・集団 対象者 40歳 50歳他一般市民 回数 6回 12回（妊産婦成人歯 科健康診査と併設） 負担金 無料	・医療機関 対象者 35歳以上 期間 5月から8月 負担金 無料	・集団 対象者 40歳以上の町民 回数 2回 負担金 無料	当分の間の実施は集団での対応 とし、合併時に再編する。	企画調整中 12月下旬の歯科医師会との調整 会議を予定	保健センター （センター祖父江 支所を含む） 平和らくらくプラ ザ
・健康教育	中高年の健康教室 対象者 満40歳以上 回数 8回（2コース4回 シリーズ） 呆け予防教室 対象者 概ね65歳以上の市 民 回数 16回（4会場4回 シリーズ）	健康講座 対象者 町民 回数 12回	いきいき教室 対象者：一般住民 回数：7～9回 / 3カ ル	合併時に再編する。	中高年の健康教室 対象者 満40歳以上 回数 21回（3コース7回 シリーズ） 呆け予防教室 対象者 概ね65歳以上の市 民 回数 36回（9会場4回 シリーズ）	保健センター （センター祖父江 支所を含む） 平和らくらくプラ ザ
・機能訓練	B型 対象者 市民 回数 年44回（2会場）	A型 対象者 町民 回数 年19回	B型 対象者 町民 回数 年16回	合併時に再編する。	保健センター 44回(2会場) 保健センター祖父江支所 19回 平和らくらくプラザ 16回	保健センター （センター祖父江 支所を含む） 平和らくらくプラ ザ
・健康相談	医師健康相談 対象者 市民 回数 月2回 健康相談 対象者 市民 回数 週1回 老人健康相談（福祉課主催） 対象者 老人福祉センター利 用者 回数 年44回（7会場）	総合健康相談（医師） 対象者 町民 回数 年12回 健康相談 対象者 町民 回数 火・金曜日	食事と健康の相談 対象者 町民 回数 月1回  依頼があれば、各老人憩いの家 等にて実施	合併時に再編する。	医師健康相談 対象者 市民 回数 月2回(保健センター) 健康相談 対象者 市民 回数 週1回（保健センター、 祖父江支所） 月2回（平和らくらくプ ラザ）  老人健康相談（福祉課主催） 対象者 老人福祉センター利 用者 回数 年56回（8会場）	保健センター （センター祖父江 支所を含む） 平和らくらくプラ ザ  老人福祉センター
・訪問指導	対象者 市民 期間 随時	対象者 町民 期間 随時	対象者 町民 期間 随時	稲沢市の制度に統一する。	対象者 市民 期間 随時	保健センター （センター祖父江 支所を含む） 平和らくらくプラ ザ
・母子健康手帳交付	交付場所...保健センター、市民 課、各市民センター	交付場所...保健センター	交付場所...平和らくらくプラザ	現行のとおり実施する。	交付場所...保健センター （センター祖父江 支所を含む、市民課、平 和らくらくプラザ	稲沢市役所 保健センター （センター祖父江 支所を含む） 平和らくらくプラ

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
						ザ
・乳幼児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4か月児健康診査 年24回</li> <li>・1歳6か月児健康診査 年24回</li> <li>・3歳児健康診査 年24回</li> <li>・経過観察児健康診査（すこやか相談） 年12回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4か月児健康診査 年12回</li> <li>・6か月児健康診査 年12回</li> <li>・1歳6か月児健康診査 年12回</li> <li>・3歳児健康診査 年12回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4か月児健康診査 年6回</li> <li>・1歳6か月児健康診査 年6回</li> <li>・3歳児健康診査 年6回</li> </ul>	合併時に再編する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健センター（センター祖父江支所を含む）、平和らくらくプラザにて実施</li> <li>・4か月児健康診査 1市2町の現行どおり</li> <li>・1歳6か月児健康診査 1市2町の現行どおり</li> <li>・3歳児健康診査 1市2町の現行どおり</li> <li>保健センターにて実施</li> <li>・経過観察児健康診査（すこやか相談） 稲沢市の現行どおり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健センター（センター祖父江支所を含む） 平和らくらくプラザ</li> </ul>
・幼児歯科健康診査 （フッ素塗布）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1歳3月児歯科健康診査 対象者 1歳3か月児 負担金 フッ素塗布希望者 680円</li> <li>・幼児歯科健康診査 対象者 1歳から就学前児 負担金 フッ素塗布希望者 680円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1歳5か月児歯科健康診査及び 幼児フッ素塗布 対象者 1歳5日月児から就学前児 負担金 フッ素塗布希望者 680円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1歳児歯科健康診査 対象者：1歳児 負担金 フッ素希望者 720円</li> <li>・乳児フッ素塗布 対象者 1歳児から就学前児 負担金 フッ素塗布希望者 720円</li> </ul>	稲沢市の制度に統一する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>負担金 700円</li> <li>内容は、企画調整中 12月下旬の歯科医師会との調整 会議を予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健センター（センター祖父江支所を含む） 平和らくらくプラザ</li> </ul>
・予防接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団接種（保健センター、学校にて実施）</li> <li>ポリオ BCG</li> <li>学校...二種混合・日本脳炎</li> <li>・個別接種（市内医療機関にて実施）</li> <li>三種混合 麻疹 風疹 日本脳炎 高齢者インフルエンザ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団接種（保健センター、学校にて実施）</li> <li>ポリオ BCG 三種混合 日本脳炎</li> <li>学校...二種混合・日本脳炎</li> <li>・個別接種（町内医療機関にて実施）</li> <li>麻疹 風疹</li> <li>高齢者インフルエンザ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団接種（平和らくらくプラザ、学校にて実施）</li> <li>ポリオ BCG</li> <li>学校...二種混合・日本脳炎</li> <li>・個別接種（町内医療機関にて実施）</li> <li>三種混合 麻疹 風疹 日本脳炎 高齢者インフルエンザ</li> </ul>	合併時に制度を再編する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団接種（保健センター、学校にて実施）</li> <li>ポリオ BCG</li> <li>学校...二種混合・日本脳炎</li> <li>・個別接種（市内医療機関にて実施）</li> <li>三種混合 麻疹 風疹 日本脳炎 高齢者インフルエンザ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健センター（センター祖父江支所を含む） 平和らくらくプラザ</li> <li>市内指定医療機関</li> </ul>
・健康教育（母子）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初妊婦教室 対象者 初妊婦 回数 毎週月曜日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子手帳交付時に個別教育実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子手帳交付時に個別教育実施。</li> </ul>	合併時に再編する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初妊婦教室 対象者 初妊婦 回数 毎週月曜日保健センターのみ実施。センター祖父江支所平和らくらくプラザ個別教育実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健センター（センター祖父江支所を含む） 平和らくらくプラザ</li> </ul>

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ママパパ教室 対象者 妊婦及び家族 回数 月2回</li> <li>・妊婦栄養教室 対象者 妊娠5から7か月頃の妊婦 回数 年6回</li> <li>・離乳食教室 対象者 5か月頃の児を持つ親 回数 年12回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母親教室 対象者 妊婦及び家族 回数 前期3回後期3回 歯科健康診査含む</li> <li>・3、4ヶ月児健診時離乳食教室実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パパママ教室 対象者 妊婦とその夫 回数 年12回(1クール3回) 栄養教室含む</li> <li>・3、4ヶ月児健診時離乳食教室実施</li> <li>・つくしクラブ 対象者 6から10か月児を持つ親 回数 年12回(1クール2回)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ママパパ教室 対象者 妊婦及び家族 回数 月4回 2回/1クール、3会場</li> <li>・妊婦栄養教室 対象者 妊娠5から7か月頃の妊婦 回数 月1回3会場いずれかにて実施</li> <li>・離乳食教室 対象者 5か月頃の児を持つ親 回数 稲沢：月1回 他隔月1回実施</li> </ul>	
・産後ケア事業	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産後に不安の高い母子</li> <li>・7日以内</li> <li>・委託医療機関</li> </ul>	制度なし	中島郡祖父江町の制度を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産後に不安の高い母子</li> <li>・7日以内</li> <li>・委託医療機関等</li> </ul>	保健センター (センター祖父江支所を含む) 平和らくらくプラザ
・食生活推進員養成講座	対象者 ボランティア活動に関心のある65歳未満の市民 定員 30人 回数 11回	制度なし	制度なし	合併時に再編し、新市全域で推進員の養成を図る。	対象者 ボランティア活動に関心のある65歳未満の市民 定員 30人 回数 11回 保健センター祖父江支所のみ実施	保健センター (センター祖父江支所を含む) 平和らくらくプラザ
・健康フェスティバル	毎年1回 保健センターにて開催	毎年1回 祖父江産業祭と同時開催	毎年1回 へいわまつりと同時開催	新市において調整し実施する	毎年1回 保健センターにて開催	保健センター (センター祖父江支所を含む) 平和らくらくプラザ
・歯の無料健康相談	年1回 歯の健康週間時実施	年1回 歯の健康週間時実施	年1回 歯の健康週間時実施	新市において調整し実施する	内容は、企画調整中 12月下旬の歯科医師会との調整会議を予定	保健センター (センター祖父江支所を含む) 平和らくらくプラザ
障害者福祉 ・心身障害者扶助料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者 1・2級 3,000円 3・4級 2,000円 5・6級 1,200円</li> <li>・知的障害者 A判定 3,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者 1級 4,500円 2級 3,300円 3級 2,700円 4・5・6級 1,500円</li> <li>・知的障害者 A判定 4,500円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者 1級 4,000円 2級 2,800円 3級 1,400円 4・5・6級 700円</li> <li>・知的障害者 A判定 4,000円</li> </ul>	稲沢市の制度に統一する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者 1・2級 3,000円 3・4級 2,000円 5・6級 1,200円</li> <li>・知的障害者 A判定 3,000円</li> </ul>	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	B判定 2,000円 C判定 1,200円 ・精神障害者 1級 3,000円 2級 2,000円 3級 1,200円	B判定 3,300円、 C判定 2,700円 ・精神障害者 1級 4,500円 2級 3,300円 3級 2,700円	B判定 2,800円 C判定 1,400円		B判定 2,000円 C判定 1,200円 ・精神障害者 1級 3,000円 2級 2,000円 3級 1,200円	
・住宅リフォーム補助	・対象者 身体障害者手帳1級から3級の 下肢障害、体幹機能障害又 は視覚障害者等 ・限度額 20万円	・対象者 身体障害者手帳1級又は2級の 下肢障害、体幹機能障害又 は視覚障害者等 ・限度額 30万円	制度なし	稲沢市の制度に統一する。	・身体障害者手帳1級から3級の 下肢障害、体幹機能障害 又は視覚障害者等 ・限度額 20万円	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
・福祉タクシー助成	対象者 ・身体障害者 1～3級 ・知的障害者 A・B判定 ・精神障害者 1・2級 交付内容 ・年間24枚のタクシー券(基本 料金分)の交付	対象者 ・身体障害者1級又は2級及び3 級の下肢又は体幹機能障害者 ・知的障害者 A・B判定 交付内容 ・年間48枚のタクシー券(基本 料金分)の交付	対象者 ・身体障害者 1から2級 ・身体障害者 3級(下肢又は体 幹機能障害) ・知的障害者 A・B判定 交付内容 ・年間24枚のタクシー券交付 (基本料金分)	稲沢市の制度に統一する。	対象者 ・身体障害者 1～3級 ・知的障害者 A・B判定 ・精神障害者 1・2級 交付内容 ・年間24枚のタクシー券交付 (基本料金分)	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
・ガソリン助成	制度なし	制度なし	・身体障害者 1から2級 ・身体障害者 3級(本人運転) ・知的障害者 A・B判定 ・10リットル/月交付	合併時に廃止する。	制度廃止	
・寝具洗濯乾燥サービス	制度なし(障害者)	対象者 ・身体障害者 1級 ・知的障害者 A判定 利用料 無料	対象者 ・身体障害者 1から2級 ・知的障害者 A判定 利用料 無料	中島郡祖父江町の制度に統一す る。	(高齢者と障害者を一本化) 対象者 自ら洗濯を行うことが困難 か、又は十分な洗濯介助が得 られない者 ・稲沢市ねたきり老人手当受給 者 ・65歳以上のひとり暮らし老人 ・重度の身体障害者 1級 ・重度の知的障害者 A判定 利用料 無料	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
・ガイドヘルパー派遣事業	重度の視覚障害者が社会生活上 外出することが必要不可欠なと き、付添いのサービスを行う。 対象者 1級から3級までの視覚障害者 で適当な付添い人が得られな い状況にある者	制度なし	制度なし		重度の視覚障害者が社会生活上 外出することが必要不可欠なと き、付添いのサービスを行う。 対象者 1級から3級までの視覚障害者 で適当な付添い人が得られな い状況にある者	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
・重度身体障害者入浴サービス事業	居宅において重度身体障害者等を入浴させることが困難な家庭に対し、移動入浴車による入浴サービスを行う。 ア 対象者 身体障害者手帳 1 級から 3 級までの肢体不自由の身体障害者 イ 利用料 無料	移動入浴車派遣事業  ア 対象者 身体障害者手帳 1 級及び療育手帳 A 判定の者 イ 利用料 無料	制度なし		居宅において重度身体障害者等を入浴させることが困難な家庭に対し、移動入浴車による入浴サービスを行う。 ア 対象者 身体障害者手帳 1 級から 3 級までの肢体不自由の身体障害者及び療育手帳 A 判定の者 イ 利用料 無料	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
高齢者福祉 ・敬老祝金	民生委員により配布 ・数え 80 歳 5,000 円 ・数え 88 歳 5,000 円 ・数え 100 歳以上 20,000 円	敬老会にて配布 ・80～84 歳 3,000 円 ・85 歳以上 5,000 円	金婚者並びに高齢者祝賀式で支給 ・数え 90 歳 10,000 円 ・満 95 歳以上 10,000 円	稲沢市の制度に統一する。(ただし、稲沢市は平成 16 年度から、節目支給とする。) 数え 80 歳 5,000 円 数え 88 歳 5,000 円 100 歳以上 20,000 円	稲沢市の制度に統一する ・数え 80 歳 5,000 円 ・数え 88 歳 5,000 円 ・数え 100 歳以上 20,000 円	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
・敬老行事	・高齢者市長慰問 95 歳と 100 歳以上の方及び介護老人福祉施設を市長が慰問し、祝品を直接手渡す 祝品(95 歳以上)  ・敬老式 送迎バスを配車し、午前午後の 2 部構成で数え 77 歳以上の方を市民会館にお招きして式典開催  ・金婚式祝賀会 結婚(入籍)50 年経過した夫婦を対象に、金婚を祝い写真撮影、式典を行い、祝品を贈呈する	・高齢者町長慰問 100 歳以上の方及び介護老人福祉施設を町長が慰問し、祝品を直接手渡す 祝品(100 歳以上)  ・敬老式 70 歳以上の方をお招きして式典開催  ・金婚式祝賀会 結婚(入籍)50 年経過した夫婦を対象に、金婚を祝い写真撮影、式典を行い、祝品を贈呈する	・高齢者町長慰問 最高齢者の方を町長が慰問し、祝品を直接手渡す  ・金婚者ならびに敬老者祝賀式 満 95 歳以上、数え 90 歳、数え 88 歳、満 85 歳、金婚者の方をお招きして式典開催	敬老式並びに金婚式に関しては、稲沢市の方式に統一する。首長慰問については、中島郡祖父江町の方式に統一する。	・高齢者市長慰問 100 歳以上の方及び介護老人福祉施設を市長が慰問し、祝品を直接手渡す 祝品(100 歳以上)  ・敬老式 送迎バスを配車し、午前午後の 2 部構成で数え 77 歳以上の方を市民会館にお招きして式典開催  ・金婚式祝賀会 結婚(入籍)50 年経過した夫婦を対象に、金婚を祝い写真撮影、式典を行い、祝品を贈呈する	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
・ホームヘルプサービス	・65 歳以上の自立の独居老人等で日常生活に支障がある方 ・手数料 所得に応じて、1 時間あたり 0～580 円	・65 歳以上の自立の独居老人等で日常生活に支障がある方 ・手数料 所得に応じて、0～153 円	・65 歳以上の自立の独居老人等で日常生活に支障がある方 ・手数料 80 円/時間	制度に関しては現行のとおりとし、手数料については、稲沢市の制度に統一する。	・65 歳以上の自立の独居老人等で日常生活に支障がある方 ・手数料 所得に応じて 0～580 円/時間	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
・デイサービス	・65 歳以上の自立老人 ・市内 5 箇所の老人福祉センターへ送迎し、健康チェック、日常動作訓練、入浴を行い 1 日養護する。(各地区週 2 回実施) ・手数料 380 円/回 (昼食は実費) ・委託先 市内 3 業者	制度なし	・65 歳以上の自立老人で独居、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯の方 ・送迎、健康チェック、入浴など ・手数料 400 円/回 ・委託先 社会福祉法人 1 社	稲沢市の制度に統一する。委託先については、既存の方式を尊重して協議する。	・65 歳以上の自立老人 ・市内 8 箇所の老人福祉センター等へ送迎し、健康チェック、日常動作訓練、入浴を行い 1 日養護する。 ・手数料 380 円/回 (昼食は実費) ・委託先については既存の方式を尊重して協議する	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
・給食サービス	・調理困難な65歳以上の独居老人等 ・週5日昼食を配食し、安否確認を行う。 ・1食当たり150円 ・市内3事業者	・調理困難な65歳以上の独居老人等 ・ボランティア週2日(水、金)昼食を配食し、安否確認を行う。 ・1食当たり300円 ・社会福祉協議会事業として実施	制度なし	稲沢市の制度に統一する。委託先については、既存の方式を尊重して協議する。	・調理困難な65歳以上の独居老人等 ・週5日昼食を配食、安否確認 ・1食当たり150円 ・委託先については既存の方式を尊重して協議する	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
・単身高齢者世帯見回事業	・65歳以上の独居老人 ・定期的な安否確認、相談、見回り ・ヘルパー2級資格取得者で構成する団体	・65歳以上の独居老人 ・毎日乳製品を配達し、安否確認を行う	制度なし	稲沢市の制度に統一する。	・65歳以上の独居老人 ・定期的な安否確認、相談、見回り ・ヘルパー2級資格取得者で構成する団体	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
・緊急通報システム	・65歳以上の独居老人等で、健康上不安のある方 ・非課税世帯に対して電話機の基本料金を助成する。	・おおむね65歳以上の独居老人の方	・おおむね65歳以上の独居老人、身体障害者1~3級又はそれに類する世帯の方	稲沢市の制度に統一する。	・65歳以上の独居老人などで健康上不安のある方 ・非課税世帯に電話基本料金を助成	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
・老人クラブ助成	・老人クラブ連合会 800円×12月×111団体 +90円×13,100人 +480,000円 ・単位老人クラブ 1団体あたり 42,000円~75,000円	・老人クラブ連合会 12,000円×51団体 ・単位老人クラブ 1団体あたり96,000円	・老人クラブ連合会 350,000円/年 ・単位老人クラブ 23,000円/年 +340円×会員数	補助制度については、稲沢市の制度に統一する。 なお、連合会の組織については、合併後に統合する方向で検討する。	・老人クラブ連合会 800円×12月×団体数+90円×会員数+480,000円 ・単位老人クラブ 1団体あたり 42,000~75,000円/年	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
・外出支援サービス事業	対象者 介護度3以上の在宅高齢者 内容 リフト付きの特殊車両により自宅から医療機関などへの送迎を行う。 市内及び隣接市町 1月あたり1往復 リフト ストレッチャー 手数料 無料	内容 リフト付きの特殊車両により自宅から医療機関などへの送迎を行う。 予算 234,000円 <社会福祉協議会事業>	制度なし		対象者 介護度3以上の在宅高齢者 内容 リフト付きの特殊車両により自宅から医療機関などへの送迎を行う。 市内及び隣接市町 1月あたり1往復 リフト ストレッチャー 手数料 無料	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
・訪問理美容サービス事業	対象者 介護度3以上の在宅高齢者 内容 理美容師が自宅を訪問して頭髪カットを行う 年6回 手数料 無料	内容 理美容師が自宅を訪問して頭髪カットを行う 予算 168,000円 <社会福祉協議会事業>	制度なし		対象者 介護度3以上の在宅高齢者 内容 理美容師が自宅を訪問して頭髪カットを行う 年6回 手数料 無料	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
・家族介護用品支給事業	対象者 介護度4以上の老人を在宅で介護する非課税世帯の家族 内容 介護用品75,000円分の	対象者 介護度3以上の者 内容 介護用品月額5,000円分の助成券を交付	制度なし		対象者 介護度4以上の老人を在宅で介護する非課税世帯の家族 内容 介護用品75,000円分の	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	購入券を交付				購入券を交付	
・徘徊高齢者家族支援システム	対象者 徘徊癖のある高齢者を在宅で介護する家族 内 容 発信機を高齢者に所持させることにより、常時位置の確認を行う 負担金 504 円/月	制度なし	制度なし		対象者 徘徊癖のある高齢者を在宅で介護する家族 内 容 発信機を高齢者に所持させることにより、常時位置の確認を行う 負担金 504 円/月	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
児童福祉 ・出産祝い金	制度なし	・支給対象 3 人目以降出産された方 ・支給額 出生児 1 人につき 50,000 円	制度なし	合併時に廃止する。	制度廃止	
・子ども会助成	・子ども会連絡協議会 1 事業 200,000 円 (全 5 事業) ジュニアリーダー育成 50,000 円 ・単位子ども会 会員 1 人あたり 300 円	・子ども会連絡協議会 10,000 円×17 団体 (祖父江町社会福祉協議会へ委託) ・単位子ども会 1 団体あたり 42,000 円	・子ども会連絡協議会 150,000 円/年 ・単位子ども会(19 団体) 1 団体あたり 17,550 円+460 円×会員数	連絡協議会の補助額については、中島郡祖父江町の方式とし、単位子ども会の補助額については、稲沢市の方式とする。 なお、組織については、合併後に統合する方向で検討する。	・子ども会連絡協議会 1 団体あたり 10,000 円/年 ・単位子ども会 1 団体あたり 300 円×会員数	稲沢市役所
・母子家庭賃借住宅助成	受給資格 ・児童が 18 歳の誕生日まで申請の月から支給 ・母名義の借家に居住している方 ・非課税世帯 手当の額 ・月額 4,000 円 (家賃額上限)	制度なし	制度なし	合併時に廃止する。	制度廃止	
・母親クラブ助成	・連絡協議会は対象事業費の合計額に 1/2 を乗じて得た額。ただし、年額 140,000 円を超えないものとする。 ・母親クラブ 1 団体について年額 185,000 円	制度なし	制度なし	稲沢市の補助制度とする。	・連絡協議会は対象事業費の合計額に 1/2 を乗じて得た額。ただし、年額 140,000 円を超えないものとする。 ・母親クラブ 1 団体について年額 185,000 円	稲沢市役所
・遺児手当	受給資格 ・父又は母が死亡、重度の障害など ・児童が 15 歳に到達した最初の年度末まで支給 ・所得制限あり 手当の額 ・児童 1 人につき月額 2,000 円	受給資格 ・父又は母が死亡、重度の障害 2 級以上など ・児童が 18 歳に到達した最初の年度末まで支給 ・所得制限なし 手当の額 ・児童 1 人につき月額 2,000 円	受給資格 ・父又は母が死亡・重度の障害 2 級以上など ・義務教育終了まで支給 ・所得制限なし 手当の額 ・児童 1 人につき月額 1,500 円	支給年齢については、中島郡祖父江町の制度に統一する。その他については、稲沢市制度に統一する。	受給資格 ・父又は母が死亡、重度の障害など ・児童が 18 歳に到達した最初の年度末まで支給 ・所得制限あり 手当の額 ・児童 1 人につき月額 2,000 円	稲沢市役所
・放課後児童健全育成	・小学校 1～3 年生まで  ・学校実施日	・小学校 1～3 年生まで 高学年児童や健全育成上必要と思われる児童も対象とすることができる。  ・学校実施日	・小学校 1～3 年生  ・学校実施日	対象・時間・場所については、現行どおり継続する。ただし、利用料については、平成 17 年 4 月から有料化とする。	・小学校 1～3 年生 (祖父江町の現行登録 3 年生のみ 4 年生まで実施。また平和町のバス迎えは安全な通所方法を確保した上で平成 17 年度限りで廃止) ・学校実施日	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所  申込みのみ 児童館及び 児童センター

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	学校終了後から午後6時まで ・学校休業日(日・祝・年末年始を除く) 午前8時30分～午後6時まで ・利用料 無料 ・場所 児童館、児童センター(9施設)	学校終了後から午後6時まで ・学校休業日(日・祝・年末年始を除く) 午前8時30分～午後6時まで ・利用料 無料 ・場所 小学校空き教室(6施設)	学校終了後～午後6時 ・学校休業日(日・祝・年末年始を除く) 午前8時30分～午後6時まで ・利用料 7,000円/月(おやつ代含む) ・場所 平和らくらくプラザ		学校終了後～午後7時15分 ・学校休業日(日・祝・年末年始を除く) 午前7時30分～午後7時15分まで ・利用料 4,000円/月(おやつ代除く) ・場所 児童館及び児童センター(稲沢市、平和町) 小学校(祖父江町)	納付のみ 各市民センター
・子育て支援	・地域子育て支援センター事業(子生和保育園に開設) 育児講座、育児相談 ことばの相談、1日保育士体験 サークル支援、子育て情報誌発行、絵本、育児書、ビデオ貸し出し、遊び場開放、子育て支援活動PR ・ファミリー・サポート・センター事業 子生和保育園に開設 仕事と家庭の両立支援による子育て支援 利用料 平日・午前7時～午後8時 700円/時間 土日祝日・上記以外の時間 800円/時間 ・公立保育園余裕保育室開放事業 大里西保育園 清水保育園 利用日 週1回 利用時間 10:00～12:00 利用料 無料	制度なし	制度なし	稲沢市の制度に統一する。	・子育て支援センター事業(平和らくらくプラザ内に開設) 育児講座、育児相談 ことばの相談、1日保育士体験 サークル支援、子育て情報誌発行、絵本、育児書、ビデオ貸し出し、遊び場開放、子育て支援活動PR ・ファミリー・サポート事業 仕事と家庭の両立支援による子育て支援 利用料 平日・午前7時～午後8時 700円/時間 土日祝日・上記以外の時間 800円/時間 ・公立保育園余裕保育室開放事業 大里西保育園 清水保育園 片原一色保育園 高御堂中央保育園 利用日 週1回 利用時間 10:00～12:00 利用料 無料	稲沢市役所 子育て支援センター
保育 ・保育園運営	公立保育所数 11園(7園) 私立保育園数 14園 保育時間(延長保育時間) 月～金 8:00～16:00(7:45～18:00 7園実施) 土 8:00～12:00(7:45～13:30 7園実施) 私立保育園の保育時間は、各園にて異なります。 延長保育実施園(下津、国分、駅前、高御堂中央、奥田、大塚、)	公立保育所数 6園(3園) 私立保育園数 なし 保育時間(延長保育時間) 月～金 8:00～16:00(7:30～19:00 3園実施) 土 8:00～12:00(7:30～13:00 3園実施) 延長保育実施園(祖父江、牧川、領内)	公立保育所数 3園(3園) 私立保育園数 なし 保育時間(延長保育時間) 月～金 8:00～16:00(8:00～18:00 2園実施)(7:30～19:15 1園実施) 土 8:00～12:00(8:00～12:30 2園実施)(7:30～12:30 1園実施) 延長保育実施園(三宅、法立、六輪)	公立で運営する保育園は、現行のとおりとする。 延長保育については、登園が一番早い時間、降園が一番遅い時間に統一する。 広域入所については、公私立全園を対象に実施する方向で調整し、委託先及び受託先は現行のとおりとする。	・公立保育園数 20園(11園) ・私立保育園数 14園 ・保育時間(延長保育時間) 月～金 8:00～16:00(7:30～19:15 11園実施) 土 8:00～12:00(7:30～13:30 11園実施) 私立保育園の保育時間は、各園にて異なります。 延長保育実施園(下津、国分、)	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所 各保育園



行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	長野)				駅前、高御堂中央、奥田、大塚、長野、祖父江、牧川、領内、六輪)	
・乳児保育	2園実施 下津保育園、駅前保育園	3園実施 祖父江保育園、牧川保育園 領内保育園	3園実施 三宅保育園、法立保育園 六輪保育園	乳児保育については、当面現行のとおりとし、その後については新市において検討する。	8園実施 下津保育園、駅前保育園 祖父江保育園、牧川保育園 領内保育園、三宅保育園 法立保育園、六輪保育園	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所 各保育園
・障害児保育	2園実施(障害児指定園方式) 大塚保育園、国分保育園	6園実施 祖父江保育園、牧川保育園 丸甲保育園、領内保育園 長岡保育園、山崎保育園	3園実施 三宅保育園、法立保育園 六輪保育園	合併時に稲沢市の制度に統一する。 ただし、障害児保育事業については、合併時に指定園以外の保育園に在園している児童がいる場合は、その児童が卒園するまでは現行のとおりとする。	5園実施(障害児指定園方式) 大塚保育園、国分保育園 長岡保育園、山崎保育園 法立保育園 ただし、合併時に指定園以外の保育園に在園している児童がいる場合は、その児童が卒園するまでは現行のとおりとする。	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所 各保育園
・一時保育	私立保育園2園で実施 小鳩保育園、信竜保育園 ・保育時間 月～金 8:00～16:00 土 8:00～12:00 ・利用料 3歳未満児 1,800円/日 3歳児 800円/日 4歳以上児 700円/日 生活保護世帯 0円/日	公立保育園1園で実施 牧川保育園 ・保育時間 月～金 8:00～16:00 土 8:00～12:00 ・利用料 3歳未満児 1,360円/日 3歳児 1,060円/日 4歳以上児 870円/日	制度なし	一時保育の利用料は稲沢市の制度に統一する。	指定保育所 ・小鳩、信竜保育園(私立) 保育時間 月～金 8:00～16:00 土 8:00～12:00 ・牧川保育園(公立) 保育時間 月～金 7:30～19:15 土 7:30～13:30 ・利用料 3歳未満児 1,800円/日 3歳児 800円/日 4歳以上児 700円/日 生活保護世帯 0円/日	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所 各保育園
・保育料	・10段階区分 所得税額 160,000円～408,000円 未満の場合 3歳未満児 43,000円 3歳以上児 21,000円	・7段階区分 所得税額 160,000円～408,000円未満の場合 3歳未満児 19,000円～26,000円 3歳児 14,300円～20,000円 4歳以上児 11,700円～16,400円	・17段階区分 所得税額 160,000円～408,000円未満の場合 3歳未満児 33,600円～38,800円 3歳児 19,200円～20,800円 4歳以上児 17,400円～19,000円	保育の入退園等の基準、手続等は合併時に稲沢市の制度に統一する。 保育料は、合併時に弾力徴収率61%(現行の稲沢市の水準並み)に統一する。 ただし、中島郡祖父江町域については、平成17年度から平成21年度までの5年度間で保育料を統一できるよう弾力徴収率を段階的に引き上げることとし、不均一徴収を実施する。(受益者の住所要件を要する。)	保育料は、合併時に弾力徴収率61%(現行の稲沢市の水準並み)に統一する。 ただし、中島郡祖父江町域については、平成17年度から平成21年度までの5年度間で保育料を統一できるよう弾力徴収率を段階的に引き上げることとし、不均一徴収を実施する。(受益者の住所要件を要する。) 合併以前に祖父江町に居住し、引き続き旧祖父江町に居住する	稲沢市役所 市民センター 祖父江支所 平和支所

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
					保護者	
・給食	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自園方式</li> <li>・専任栄養士 1名 公私保育園同一献立</li> <li>・賄材料購入 市内業者から購入、取扱のない商品は市外から購入</li> <li>・1食当りの経費(人件費除く) 222円</li> <li>・細菌検査(0-157含む) 調理員 月2回、保育士 月1回実施</li> <li>・離乳食・アレルギー等による除去食実施</li> <li>・強化磁器、強化ガラス、ポリプロピレン素材の食器使用</li> <li>・給食費(3歳以上幼児の主食代月額760円)補助なし、父母の会が現金で徴収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食センター方式</li> <li>・専任栄養士 1名</li> <li>・賄材料購入 町内外を問わず見積入札で購入</li> <li>・1食当りの経費(人件費除く) 217円</li> <li>・細菌検査(0-157含む) 調理員 月2回、保育士 月1回実施</li> <li>・離乳食・アレルギー等による除去食実施</li> <li>・ポリプロピレン素材の食器使用</li> <li>・給食費(全園児の副食、おやつ) 1食当たり6円補助あり、平成15年10月1日から給食費(3歳以上幼児の主食代月額992円)の無料化を導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食センター方式</li> <li>・専任栄養士 1名</li> <li>・賄材料購入 町内外を問わず見積入札で購入</li> <li>・1食当りの経費(人件費除く) 215円</li> <li>・細菌検査(0-157含む) 調理員 月2回、保育士 月1回実施</li> <li>・離乳食・アレルギー等による除去食実施</li> <li>・ポリプロピレン素材の食器使用</li> <li>・給食費(3歳以上幼児の主食代月額750円)補助なし、保育料と同時に口座振替で徴収</li> </ul>	<p>当面現行のとおりとし、給食の調理方式、賄材料の購入方法については、新市において調整する。給食費の無料化は、平成16年度をもって廃止する。</p>	<p>当面現行のとおりとし、給食の調理方式、賄材料の購入方法については、新市において調整する。給食費の無料化は、平成16年度をもって廃止する。(祖父江町)</p> <p>市内公立保育園3歳以上児のみ、主食代は月額650円とする。</p>	<p>稲沢市役所 市民センター 祖父江支所 平和支所</p>
国民健康保険 ・資格取得等受付	<p>保険年金課資格取得等受付 被保険者証等の交付 市民センター窓口で資格取得等受付</p>	<p>町民課窓口で資格取得等受付 被保険者証等の交付</p>	<p>町民課窓口で資格取得等受付 被保険者証等の交付</p>		<p>本庁、支所で資格取得等受付 被保険者証等の交付 市民センター窓口で資格取得等受付</p>	<p>稲沢市役所 市民センター 祖父江支所 平和支所</p>
・税率、税額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療分 <ul style="list-style-type: none"> <li>所得割 5.5%</li> <li>資産割 32.0%</li> <li>均等割 28,500円</li> <li>平等割 27,000円</li> <li>賦課限度額 53万円</li> </ul> </li> <li>・介護分 <ul style="list-style-type: none"> <li>所得割 0.95%</li> <li>資産割 6.0%</li> <li>均等割 6,200円</li> <li>平等割 5,800円</li> </ul> </li> <li>・賦課限度額 8万円</li> <li>【税の減額】 7・5・2割軽減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療分 <ul style="list-style-type: none"> <li>所得割 5.5%</li> <li>資産割 31.0%</li> <li>均等割 18,300円</li> <li>平等割 19,200円</li> <li>賦課限度額 53万円</li> </ul> </li> <li>・介護分 <ul style="list-style-type: none"> <li>所得割 0.93%</li> <li>資産割 6.5%</li> <li>均等割 3,800円</li> <li>平等割 2,800円</li> </ul> </li> <li>・賦課限度額 8万円</li> <li>【税の減額】 6・4割軽減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療分 <ul style="list-style-type: none"> <li>所得割 5.5%</li> <li>資産割 32.5%</li> <li>均等割 27,700円</li> <li>平等割 30,400円</li> <li>賦課限度額 53万円</li> </ul> </li> <li>・介護分 <ul style="list-style-type: none"> <li>所得割 0.7%</li> <li>資産割 5.5%</li> <li>均等割 4,000円</li> <li>平等割 3,500円</li> </ul> </li> <li>・賦課限度額 7万円</li> <li>【税の減額】 7・5・2割軽減</li> </ul>	<p>稲沢市の税率・税額を基に応益割合を45%以上とする税率・税額とする。</p> <p>ただし、現中島郡祖父江町域については、平成17年度から平成21年度までの5年間不均一課税を実施し、税負担の急激な変化を段階的に調整するものとする。</p> <p>【税の減額】 7・5・2割軽減</p> <p>現中島郡祖父江町域については、応益割合が45%を超えると見込まれるまで、現行の税の軽減とする。</p>	<p>稲沢市の税率・税額を基に応益割合を45%以上とする税率・税額とする。</p> <p>ただし、現中島郡祖父江町域については、平成17年度から平成21年度までの5年間不均一課税を実施し、税負担の急激な変化を段階的に調整するものとする。</p> <p>課税年度ごとの賦課期日(4月1日又は賦課期日以降に納税義務が発生した場合は、同日を賦課期日とみなす。)に住所を有している旧市町区域ごとに賦課する。</p>	<p>稲沢市役所 祖父江支所 平和支所</p> <p>納付のみ 各市民センター</p>

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
・納期	・納期年 10 回 [仮算 4,5 月] [本算 7 月から 2 月]	・納期年 8 回 [仮算 5,7 月] [本算 9,10,11,12,1,2 月]	・納期年 8 回 [仮算定 5,7 月] [本算定 9,10,11,12,1,2 月]	平成 17 年度から稲沢市の制度に統一する。	・納期年 10 回 [仮算定 4,5 月] [本算定 7,8,9,10,11,12,1,2 月]	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
・葬祭費	6 万円	9 万円	8 万円	稲沢市の保険給付とする。	6 万円	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
・保健事業	人間ドック事業 ・負担額 7 千円 ・実施機関 (財)名古屋公衆医学研究所 ・対象者 国保資格取得 1 年以上 国保税に滞納がないこと	人間ドック事業 ・負担額 費用額の 3 割 ・実施機関 (厚)尾西病院 (財)名古屋公衆医学研究所 ・対象者 35 歳以上 ~ 70 歳未満 国保資格取得 1 年以上 国保税に滞納がないこと	人間ドック事業 ・負担額 1 千円 ・実施機関 町内の 5 医療機関 ・対象者 20 歳 ~ 39 歳 国保資格取得 1 年以上 国保税に滞納がないこと	人間ドック事業 ・検診項目 稲沢市の例を基本に脳ドックも受診可能とし、他はオプション選択とし、費用は自己負担とする。 ・負担額は、3 割自己負担 ・対象者の年齢制限は行わない。 ・実施方法 1 市 2 町で行っている方法を選択できるものとする	人間ドック事業 ・検診項目 稲沢市の例を基本に脳ドックも受診可能とし、他はオプション選択とし、費用は自己負担とする。 ・負担額は、3 割自己負担 ・対象者の年齢制限は行わない。	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
老人保健医療 ・資格取得、医療費支給申請等受付	・保険年金課窓口で資格取得、医療費支給申請等受付 受給者証等の交付 ・市民センター窓口で資格取得 医療費支給申請等受付	・町民課窓口で資格取得、医療費支給申請等受付 受給者証等の交付	・町民課窓口で資格取得、医療費支給申請等受付 受給者証等の交付		・本庁、支所で資格取得、医療費支給申請等受付 受給者証等の交付 ・市民センター窓口で資格取得 医療費支給申請等受付	稲沢市役所 市民センター 祖父江支所 平和支所
・高額医療費	・年齢到達により申請受付、以後自動払い	・該当する最初だけ申請、以後自動払い	・該当する最初だけ申請、以後自動払い		・年齢到達により申請受付、以後自動払い	稲沢市役所 市民センター 祖父江支所 平和支所
福祉医療 ・資格取得等受付	・保険年金課窓口で資格取得等受付 受給者証等の交付 ・市民センター窓口で資格取得 受付	・町民課窓口で資格取得等受付 受給者証等の交付	・町民課窓口で資格取得等受付 受給者証等の交付		・本庁、支所で資格取得等受付 受給者証等の交付 ・市民センター窓口で資格取得 受付	稲沢市役所 市民センター 祖父江支所 平和支所
・乳幼児医療助成	・外来 4 歳誕生月の月末まで一部負担金無し ・入院 6 歳誕生月の月末まで一部負担金無し	・6 歳誕生日の属する年度の 3 月 31 日までの乳幼児 ・入院、外来とも 6 歳誕生月の属する年度の 3 月 31 日まで一部負担金無し	・外来 4 歳誕生月の月末まで一部負担金無し ・入院 6 歳誕生月の月末まで一部負担金無し	合併年度については現行のとおりとし、平成 17 年 4 月 1 日以降、外来は 5 歳の誕生日の属する年度末まで、また入院は 6 歳誕生日の属する年度末までを受給対象とし、一部負担はないものとする。	・外来 5 歳誕生月の属する年度末まで一部負担金無し ・入院 6 歳誕生月の属する年度末まで一部負担金無し	稲沢市役所 市民センター 祖父江支所 平和支所
・母子家庭等医療費助成	・受給対象 年齢 18 歳以下(年度末)の児童がいる母子、父子家庭及び父母のいない児童 ・所得制限有り	・受給対象 年齢 18 歳以下(年度末)の児童がいる母子、父子家庭及び父母のいない児童 ・所得制限無し	・受給対象 年齢 18 歳以下(年度末)の児童がいる母子、父子家庭及び父母のいない児童 ・所得制限無し	稲沢市の制度に統一する。	・受給対象 年齢 18 歳以下(年度末)の児童がいる母子、父子家庭及び父母のいない児童 ・所得制限有り	稲沢市役所 市民センター 祖父江支所 平和支所
福祉給付金 ・受給資格認定等受付	・保険年金課窓口で受給資格認定等受付	・町民課窓口で受給資格認定等 受付	・町民課窓口で受給資格認定等 受付		・本庁、支所で受給資格認定等 受付	稲沢市役所 市民センター 祖父江支所 平和支所
・支給申請、支給月	・当初申請のみ、以後診療月の 3 ヶ月後に指定口座に振り込	・当初申請のみ、以後診療月の 3 ヶ月後に指定口座に振り込	・2~5 月診療 [6 月申請, 7 月支給]		・当初申請のみ、以後診療月の 3 ヶ月後に指定口座に振り込	稲沢市役所 市民センター

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	み。	み。	・6～9月診療 [10月申請,11月支給] ・10～1月診療 [2月申請,3月支給]		み。	祖父江支所 平和支所
国民年金 ・資格取得等受付	・保険年金課、市民センターで 資格取得等受付	・町民課窓口で資格取得等受付	・町民課窓口で資格取得等受付		・本庁、支所で資格取得等受付 (原則国民年金未支給申請書除 く)	稲沢市役所 市民センター 祖父江支所 平和支所
介護保険 ・受給資格認定等受付	・介護保険課、市民センターで 申請等受付	・福祉課窓口で申請等受付。	・福祉課窓口で申請等受付		・本庁、支所及び市民センター で申請等受付	稲沢市役所 市民センター 祖父江支所 平和支所
・介護保険料	・第1号被保険者(65歳以上) ・基準保険料 2,628円/月	・第1号被保険者(65歳以上) ・基準保険料 2,622円/月	・第1号被保険者(65歳以上) ・基準保険料 2,892円/月	平成17年度から稲沢市の制度に 統一する。	・第1号被保険者(65歳以上) ・基準保険料 2,628円/月	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所  納付のみ 各市民センター
・納期	・納期年6回 [仮算定4,6月] [本算定8,10,12,2月] 納期年8回 [本算定7,8,9,10,11,12,1,2 月]とする予定	・納期年8回 [仮算定5,7月] [本算定9,10,11,12,1,2月]	・納期年8回 [仮算定5,7月] [本算定9,10,11,12,1,2月]	平成17年度から稲沢市の制度に 統一する。	・納期年8回 [本算定7,8,9,10,11,12,1,2 月]	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所

[ 事務事業の細目の調整(環境・経済部会関係) ]

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
分別収集	<p>ごみ分別の種類(5種17分別) 可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 使用済み乾電池 リサイクル資源 紙類(5分別) 布類(1分別) ガラスびん類(4分別) 金属類(2分別) ペットボトル(1分別)</p> <p>その他 地域ステーション 上記のリサイクル資源に加え、食品トレー、廃食用油を収集</p>	<p>ごみ分別の種類(5種17分別) 可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 使用済み乾電池 リサイクル資源 紙類(6分別) 布類(1分別) ガラスびん類(3分別) 金属類(2分別) ペットボトル(1分別)</p> <p>その他 リサイクルステーション リサイクル資源のうち、紙類、布類を収集</p>	<p>ごみ分別の種類(5種17分別) 可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 使用済み乾電池 リサイクル資源 紙類(5分別) 布類(1分別) ガラスびん類(4分別) 金属類(2分別) ペットボトル(1分別)</p> <p>その他 リサイクルステーション リサイクル資源のうち、紙類、布類を収集</p>	<p>ごみ分別の種類については、合併時に稲沢市の制度に統一する。</p>	<p>ごみ分別の種類(5種17分別) 可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 使用済み乾電池 リサイクル資源 紙類(5分別) 布類(1分別) ガラスびん類(4分別) 金属類(2分別) ペットボトル(1分別)</p> <p>その他 地域ステーション 上記のリサイクル資源に加え、食品トレー、廃食用油を収集</p>	<p>環境センター 祖父江支所 平和支所</p>
ごみの収集及び処理	<p>ごみの収集 使用済み乾電池 指定地回収(常設) 年2回一斉回収 リサイクル資源 ステーション収集 (月1回、行政区ごと)</p> <p>地域ステーション (日曜日、年42回)</p> <p>ごみの処理 リサイクル資源 ペットボトル 指定法人ルート処理 ペットボトル以外 委託業者による独自ルート処理</p>	<p>ごみの収集 使用済み乾電池 指定地回収(常設)</p> <p>リサイクル資源 ステーション収集 (月1回、行政区ごと)</p> <p>ごみの処理 リサイクル資源 ペットボトル 指定法人ルート処理 ペットボトル以外 委託業者による独自ルート処理</p>	<p>ごみの収集 使用済み乾電池 指定地回収(常設)</p> <p>リサイクル資源 ステーション収集 (月1回、行政区ごと、 ガラスびん類、金属類、 ペットボトル) リサイクルステーション (月1回、紙類、布類)</p> <p>ごみの処理 リサイクル資源 ペットボトル 指定法人ルート処理 ペットボトル以外 委託業者による独自ルート処理</p>	<p>ごみの収集方法については、合併時に稲沢市の制度に統一する。 なお、稲沢市の地域ステーションは、祖父江町域と平和町域でも実施し、平和町のリサイクルステーションは廃止する。</p>	<p>ごみの収集 使用済み乾電池 指定地回収(常設)</p> <p>リサイクル資源 ステーション収集 (月1回、行政区ごと)</p> <p>地域ステーション (日曜日、市民センター、支所等で隔月実施)</p> <p>ごみの処理 リサイクル資源 ペットボトル 指定法人ルート処理 ペットボトル以外 委託業者による独自ルート処理</p>	<p>環境センター 祖父江支所 平和支所</p>
資源回収奨励金	<p>奨励金 集団回収 5円/kg 分別収集 3円/kg</p> <p>分別収集の協力金 1世帯当たり110円/年額</p>	<p>奨励金 リサイクル資源 5円/kg 牛乳パック 10円/kg アルミ缶 20円/kg</p>	<p>奨励金 集団回収 8円/kg 分別収集 10円/kg</p> <p>分別収集の売却金 町一般会計収入</p>	<p>集団回収奨励金8円、分別収集奨励金5円とし、分別収集の売却金は団体へ還元する。 稲沢市の協力金は廃止する。</p>	<p>奨励金 集団回収 8円/kg 分別収集 5円/kg</p> <p>分別収集の売却金 団体に還元</p>	<p>環境センター 祖父江支所 平和支所 各市民センター</p>

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
生ごみ堆肥化容器補助	補助率 購入金額の1/3 限度額 3,000円	補助率 購入金額の1/2 限度額 3,000円	補助率 購入金額の1/2 限度額 3,000円	合併時に稲沢市の制度に統一する。	補助率 購入金額の1/3 限度額 3,000円	環境センター 祖父江支所 平和支所
電動生ごみ処理機補助	補助率 購入金額の1/3 限度額 20,000円	補助率 購入金額の1/2 限度額 20,000円	補助率 購入金額の1/3 限度額 20,000円	合併時に稲沢市の制度に統一する。	補助率 購入金額の1/3 限度額 20,000円	環境センター 祖父江支所 平和支所
生ごみ発酵用密閉容器補助	制度なし	補助率 1,000円/基	制度なし	合併時に稲沢市の制度に統一する。	廃止	
ごみ集積場所設置補助	新設の場合 補助率 工事費の1/2 限度額 200,000円  改築の場合 補助率 工事費の1/2 限度額 100,000円	制度なし	制度なし	稲沢市の補助制度を廃止する。	廃止	
ごみ集積場所防護ネット貸与	行政区にごみ集積場所1か所につき防護ネット1個貸与 貸与期間 貸与を受けた日から5年間	制度なし	制度なし	合併後も引き続き実施するものとする。	行政区にごみ集積場所1か所につき防護ネット1個貸与 貸与期間 貸与を受けた日から5年間	環境センター 祖父江支所 平和支所 各市民センター
一般廃棄物処理計画	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(8か年計画) 平成15年度~平成22年度 広域事務組合、1市2町協議により策定  一般廃棄物処理計画(単年度計画) 毎年策定  ごみ減量実施計画(5か年計画) 平成13年度~平成17年度	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(8か年計画) 平成15年度~平成22年度 広域事務組合、1市2町協議により策定  一般廃棄物処理計画(単年度計画) 毎年策定  ごみ減量実施計画(5か年計画) 平成15年度~平成19年度	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(8か年計画) 平成15年度~平成22年度 広域事務組合、1市2町協議により策定  一般廃棄物処理計画(単年度計画) 毎年策定	合併後に計画の内容を見直し、新たな計画を策定する。	一般廃棄物処理基本計画 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画と一般廃棄物処理計画を統合、内容を見直し、新たな計画を策定する。  一般廃棄物処理実施計画 ごみ減量実施計画の内容を見直し、新たな計画を策定する。	環境センター
廃棄物減量等推進審議会	委員 11人(現員) 任期 2年 委員報酬 9,300円/回 任期満了日 平成18年9月30日	委員 15人(現員) 任期 2年 委員報酬 13,900円/年額 任期満了日 平成18年11月19日	委員 0人(現員) 任期 2年 委員報酬 会長 4,700円/回 委員 4,000円/回	合併時に稲沢市の制度に統一し委員については新たに選任する。	委員 15人 任期 2年 委員報酬 9,300円/回 任期満了日 平成18年9月30日  委員構成については、現行の委員に平成17年4月1日に新市域から新たに4人を選任する。	環境センター

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
一般廃棄物処理業の許可	許可の期間 2年 有効期限 平成18年3月31日  手数料 許可 5,000円/件 再交付 1,000円/件	許可の期間 2年 有効期限 平成18年3月31日  手数料 許可 5,150円/件 再交付 1,030円/件	許可の期間 2年 有効期限 平成18年3月31日(7件) 平成18年8月31日(1件) 平成19年3月31日(1件) 手数料 許可 5,000円/件 再交付 1,000円/件	合併時に稲沢市の制度に統一する。	許可の期間 2年 有効期限 平成18年3月31日  手数料 許可 5,000円/件 再交付 1,000円/件	環境センター
環境基本計画	平成15年12月策定	平成13年3月策定	計画なし	合併後に計画の内容を見直し、新たな計画を策定する。	計画の内容を見直し、新たな計画を策定する。	環境センター
環境審議会	委員 10人(現員) 任期 2年 委員報酬 9,300円/回 任期満了 平成18年3月31日	制度なし	制度なし	合併時に稲沢市の制度に統一し、委員については新たに選任する。	委員 13人 任期 2年 委員報酬 9,300円/回 任期満了日 平成18年3月31日  委員構成については、現行の委員に平成17年4月1日に新市域から新たに3人を選任する。	環境センター
し尿汲取補助	補助額 57.9円/36ℓ し尿汲取料金 291.9円/36ℓ (消費税込み)	制度なし し尿汲取料金 294円/36ℓ (消費税込み)	制度なし し尿汲取料金 157.5円/36ℓ (消費税込み)	稲沢市のし尿汲取券及び料金補助の制度は廃止する。 また、料金格差は、調整に努める。	廃止	
合併処理浄化槽設置補助	補助金額 5人槽 231,000円 7人槽 267,000円 10人槽 336,000円	補助金額 5人槽 200,000円 7人槽 200,000円 10人槽 200,000円	制度なし	合併時に稲沢市の制度に統一する。	補助金額 5人槽 231,000円 7人槽 267,000円 10人槽 336,000円	環境センター 祖父江支所 平和支所
浄化槽清掃費補助	補助額 1,800円/m <sup>3</sup>	制度なし	制度なし	稲沢市の補助制度を廃止する。	廃止	
最新規制適合車等早期代替促進費補助	対象者 中小企業などの事業者 対象自動車 普通トラック、小型トラック、大型バス、マイクロバス、特種自動車 補助額 車両購入価格の10% 限度額 50万円 NOx・PM 法車種規制対策地域	制度なし  NOx・PM 法車種規制対策地域の指定なし	制度なし  NOx・PM 法車種規制対策地域	合併時に稲沢市の制度に統一する。	対象者 中小企業などの事業者 対象自動車 普通トラック、小型トラック、大型バス、マイクロバス、特種自動車 補助額 車両購入価格の10% 限度額 50万円 NOx・PM 法車種規制対策地域は旧市町域のため、祖父江町域は対象外	環境センター 平和支所
防疫用機具の貸し出し	希望する行政区に機具を貸し出し	希望する行政区に機具を貸し出し	希望する行政区に機具を貸し出し	合併時に稲沢市の制度に統一する。	希望する行政区に機具を貸し出し	環境センター 祖父江支所 平和支所
側溝等消毒薬剤の補助	制度なし (平成16年度に廃止)	制度なし	希望地区へ薬剤補助	合併時に稲沢市の制度に統一する。	廃止 災害時及び害虫の異常発生	

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
					時は、薬剤散布等に対応する。	
側溝清掃（汚泥処理）	区処理 1回5,500円（年2回まで） 委託業者回収	区処理 1回10,000円（年2回まで）	制度なし	汚泥は、専門業者（産廃処理業者等）により処理することとする。	委託業者回収・処理 専門業者により適正処理するため、区処理は廃止する。	環境センター 祖父江支所 平和支所
犬・猫引取り及び捕獲事業	県動物保護管理センター尾張支所へ連絡	捕獲器を設置して、毎週木曜日に県動物保護管理センター尾張支所へ引き渡し	捕獲器を設置して、毎週木曜日に県動物保護管理センター尾張支所へ引き渡し	合併時に稲沢市の制度に統一する。	県動物保護管理センター尾張支所へ連絡	環境センター 祖父江支所 平和支所
環境美化事業	ごみゼロ運動 一斉清掃 年2回 ごみ袋を行政区へ配布 委託業者回収 事業所へも実施依頼	ごみゼロ運動 清掃活動 年1回 ごみ袋を各戸へ配布（年2回） 事業所へも実施依頼	ごみゼロ運動 一斉清掃 年2回 行政区へ世帯数の1/2ごみ袋を配布 平和町で収集・処理 事業所へも実施依頼	収集は、直営方式とし、ごみ袋作成費のみ予算化する。	ごみゼロ運動 一斉清掃 年2回 ごみ袋を行政区へ配布 事業所へも実施依頼	環境センター 祖父江支所 平和支所
浄化槽清掃業の許可	許可の期間 2年 有効期限 平成18年3月31日 手数料 許可 5,000円/件 再交付 1,000円/件	許可の期間 2年 有効期限 平成18年3月31日 手数料 許可 5,150円/件 再交付 1,030円/件	許可の期間 2年 有効期限 平成18年3月31日 手数料 許可 5,000円/件 再交付 1,000円/件	合併時に稲沢市の制度に統一する。	許可の期間 2年 有効期限 平成18年3月31日 手数料 許可 5,000円/件 再交付 1,000円/件	環境センター
河川浄化事業	EM活性液による河川浄化事業	河川浄化推進協議会 委員 20人 任期 2年 任期満了日 平成17年3月31日  生活排水クリーン推進員 委員 7人 任期 2年 任期満了日 平成17年3月31日	事業なし	合併時に祖父江町の河川浄化推進協議会等は、他の制度へ統合し廃止する。	EM活性液による河川浄化事業	環境センター
環境・衛生委員	任期 1年 均等割 3,500円 世帯割 66円/世帯 委員数 203人	任期 1年 報償費 3,000円/年額  委員数 71人	任期 1年 報酬 410円/世帯  委員数 41人	合併時に職務内容に生活排水監視の内容を盛り込み、名称を環境委員とする。 委員報酬については、合併時に稲沢市の制度に統一する。	任期 1年 均等割 3,500円 世帯割 66円/世帯 委員数 各行政区1人	環境センター 祖父江支所 平和支所
ISO14001に関する事務事業	平成13年9月26日認証取得システム適用の範囲 市役所のほか市民センター等42か所	ISO14001 認証取得プロジェクトチーム検討会	事業なし	合併後に稲沢市の制度に統一し、適用範囲の拡大を図る。	適用範囲の拡大を図る。	環境センター
住宅用太陽光発電システム	補助金額	補助金額	制度なし		補助金額	環境センター



行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
△補助	財団規程第5条で定める1kW当たりの金額にシステムを構成する太陽電池の最大出力(出力4kWを超えるシステムは、最大出力に替えて4kWとする。)を乗じて得た額。	財団規程第5条で定める1kW当たりの金額(平成16年度は9万円とする。)にシステムを構成する太陽電池の最大出力(出力4kWを超えるシステムは、最大出力に替えて4kWとする。)を乗じて得た額。			財団規程第5条で定める1kW当たりの金額にシステムを構成する太陽電池の最大出力(出力4kWを超えるシステムは、最大出力に替えて4kWとする。)を乗じて得た額。	祖父江支所 平和支所
農業委員会委員	<p>農業委員の定数 選挙による委員 25人 議会推薦委員 4人 農協推薦委員 1人</p> <p>任期 平成18年9月30日まで</p> <p>選挙区 4選挙区</p> <p>報酬(月額) 会長 28,200円 職務代理 24,700円 委員 22,000円</p> <p>支給方法 毎月、口座振込みにより支払</p>	<p>農業委員の定数 選挙による委員 12人 議会推薦委員 5人 農協推薦委員 1人</p> <p>任期 平成17年7月19日まで</p> <p>選挙区 1選挙区</p> <p>報酬(月額換算) 会長 15,525円 職務代理 11,267円 委員 10,742円</p> <p>支給方法 口座振込み</p>	<p>農業委員の定数 選挙による委員 12人 議会推薦委員 5人 農協推薦委員 1人</p> <p>任期 平成17年7月19日まで</p> <p>選挙区 1選挙区</p> <p>報酬(月額換算) 会長 16,200円 職務代理 10,600円 委員 10,600円</p> <p>支給方法 年2回、口座振込みにより支払</p>	<p>中島郡祖父江町及び中島郡平和町の農業委員会は、稲沢市の農業委員会に統合するものとする。</p> <p>中島郡祖父江町及び中島郡平和町の農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、稲沢市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き稲沢市の農業委員会の委員として在任するものとする。</p>	<p>農業委員の定数 選挙による委員 49人 議会推薦委員 4人 農協推薦委員 1人</p> <p>任期 平成18年9月30日まで</p> <p>選挙区 6選挙区</p> <p>報酬 会長 28,200円(月額) 職務代理 24,700円(月額) 委員 22,000円(現稲沢市の区域から選出された委員、月額) 128,900円(現祖父江町の区域から選出された委員、年額) 127,200円(現平和町の区域から選出された委員、年額)</p> <p>支給方法 毎月、口座振込みにより支払(現稲沢市の区域から選出された委員) 年2回(9月、3月)、口座振込みにより支払(現祖父江町及び平和町の区域から選出された委員)</p>	稲沢市役所
農業委員会の証明手数料	<p>農地基本台帳証明 なし 証明願 200円 記載事項証明 200円 納税猶予適格者証明 200円 生産緑地主たる従事者証明 200円 買受適格者証明 200円</p>	<p>農地基本台帳証明 200円 (他部局添付の場合のみ徴収)</p>	手数料徴収なし	稲沢市の制度に統一する。	<p>農地基本台帳証明 なし 証明願 200円 記載事項証明 200円 納税猶予適格者証明 200円 生産緑地主たる従事者証明 200円 買受適格者証明 200円</p>	稲沢市役所
土地改良事業	国庫補助事業 農村振興総合整備事業	国庫補助事業	国庫補助事業	既着工の事業については、新市においても継続する。	国庫補助事業 農村振興総合整備事業	稲沢市役所 祖父江支所

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	長束地区  県費補助事業 単独土地改良事業（県費補助） かんがい排水 農村総合整備  市単独事業 事業なし	土地改良施設維持管理 適正化事業  県費補助事業 単独土地改良事業（県費補助）  農村総合整備  町単独事業 単独土地改良事業 応急ポンプ保守委託	土地改良施設維持管理 適正化事業  県費補助事業 事業なし  町単独事業 事業なし	なお、新規事業は優先度を新市で検討し、箇所の選定をする。	長束地区 土地改良施設維持管理 適正化事業  県費補助事業 単独土地改良事業（県費補助） かんがい排水 農村総合整備  市単独事業 単独土地改良事業 応急ポンプ保守委託	平和支所
土地改良事業負担金	国営事業 総合農地防災事業 新濃尾地区 尾張西部土地改良事業  県営事業負担金 地盤沈下対策事業 中島地区 同 福田川地区 同 小池用水地区 湛水防除事業 平和2期地区 同 千代田2期地区 ため池等整備事業 稲島南部地区 国営造成施設管理体制 整備事業 宮田用水地区 水環境整備事業 大江川地区 農村振興総合整備事業 （田園居住空間整備） 目比地区	国営事業 総合農地防災事業 新濃尾地区 尾張西部土地改良事業  県営事業負担金  国営造成施設管理体制 整備事業 宮田用水地区  経営体育成基盤整備事業 長岡地区	国営事業 総合農地防災事業 新濃尾地区 尾張西部土地改良事業  県営事業負担金  湛水防除事業 平和2期地区  国営造成施設管理体制 整備事業 宮田用水地区	新市においても継続して負担する。	国営事業 総合農地防災事業 新濃尾地区 尾張西部土地改良事業  県営事業負担金 地盤沈下対策事業 中島地区 同 福田川地区 同 小池用水地区 湛水防除事業 平和2期地区 同 千代田2期地区 ため池等整備事業 稲島南部地区  水環境整備事業 大江川地区 農村振興総合整備事業 （田園居住空間整備） 目比地区 経営体育成基盤整備事業 長岡地区	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
土地改良事業補助金	団体営事業補助金 単独土地改良事業 稲沢市土地改良区かんがい 排水事業 福田悪水土地改良区排水路 整備事業  緊急農地防災事業	団体営事業補助金 単独土地改良事業   緊急農地防災事業  基盤整備促進事業 山崎地区	団体営事業補助金 事業なし	稲沢市の制度に統一する。	団体営事業補助金 単独土地改良事業 稲沢市土地改良区かんがい 排水事業 福田悪水土地改良区排水路 整備事業  緊急農地防災事業  基盤整備促進事業 山崎地区	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
土地改良区の実施	稲沢市土地改良区	祖父江町土地改良区	平和土地改良区	改良区は当面、現状のとおり	稲沢市土地改良区	稲沢市役所

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	職員（改良区採用） 4名 経常賦課金の徴収 なし 運営補助金（市単独） 81,586,000円	職員（町兼務） 2名 経常賦課金の徴収 あり 運営補助金（町単独） 27,025,000円	職員（町兼務） 7名 経常賦課金の徴収 あり 運営補助金（町単独） 36,691,000円	とする。 ただし、運営補助については、稲沢市の制度に統一する。	職員（改良区採用） 4名 経常賦課金の徴収 なし  祖父江町土地改良区 経済建設課職員（市委託契約） 経常賦課金の徴収 あり  平和土地改良区 経済建設課職員（市委託契約） 経常賦課金の徴収 あり	祖父江支所 平和支所
土地改良区の財産	稲沢市土地改良区 土地 48,907 m <sup>2</sup> 金銭 16,138,000円 債務 121,718,000円  金銭、債務は平成16年4月1日現在	祖父江町土地改良区 土地 1,162,721 m <sup>2</sup> 金銭 92,452,000円 債務 194,841,000円  金銭、債務は平成16年4月1日現在	平和土地改良区 土地 250,878 m <sup>2</sup> 金銭 158,893,000円 債務 134,079,000円  金銭、債務は平成16年4月1日現在	当面は現行のとおりとする。 新市において、各土地改良区と協議・調整をする。（管理協定の締結）	稲沢市土地改良区 土地 48,907 m <sup>2</sup> 金銭 16,138,000円 債務 121,718,000円  祖父江町土地改良区 土地 1,162,721 m <sup>2</sup> 金銭 92,452,000円 債務 194,841,000円  平和土地改良区 土地 250,878 m <sup>2</sup> 金銭 158,893,000円 債務 134,079,000円  金銭、債務は平成16年4月1日現在	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
農業生産組合長会	生産組合長会 115組合、4,300戸 報償費 均等割 3,580円 戸数割 118円	農務員会 55組合、1,800戸 報酬 農家1戸当たり660円	実行組合長会 23組合、950戸 報酬 農家1戸当たり840円	稲沢市の制度に統一する。	生産組合長会 193組合、7,050戸 報償費 均等割 3,580円 戸数割 118円	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
野菜生産出荷安定事業	指定野菜需給安定基金積立補助金 対象 冬春キャベツ、ほうれんそう、冬春なす、冬にんじん、春はくさい  補助率 生産者が造成に要する経費の1/3以内	制度なし	制度なし	稲沢市の制度に統一する。	指定野菜需給安定基金積立補助金 対象 冬春キャベツ、ほうれんそう、冬春なす、冬にんじん、春・秋冬はくさい、ブロッコリー、みつば 補助率 生産者が造成に要する経費の1/3以内	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
農業振興奨励補助	補助額 業用施設、機械等償却資産税相当額の1/2以内 対象期間 3年間	制度なし	制度なし	稲沢市の制度に統一する。	補助額 農業用施設、機械等償却資産税相当額の1/2以内 対象期間 3年間	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
						各市民センター
農業者団体等指導育成活動事業	<p>補助対象団体</p> <p>稲沢市植木生産振興会 稲沢市果樹苗木生産組合 稲沢市緑化樹木研究会 稲沢市花き生産組合</p> <p>稲沢市女性農業者会議 稲沢市4Hクラブ</p>	<p>補助対象団体</p> <p>祖父江町植木生産振興会</p> <p>祖父江町花き園芸振興会 祖父江町イチゴ生産振興会 祖父江町そ菜同友会 祖父江町そ菜園芸組合 長岡園芸出荷組合 祖父江町転作営農組合</p> <p>祖父江町農業士会 祖父江町長岡生活改善実行グループ 祖父江町4Hクラブ</p>	<p>補助対象団体</p> <p>平和町園芸組合 平和町果樹苗木生産組合</p> <p>平和町花き園芸組合 平和町いちご生産組合</p> <p>平和町水耕ミツバ生産組合 平和町水耕トマト生産組合 平和町造園組合 平和町農業士会</p>	<p>当面は、現行のとおり継続する。</p> <p>ただし、新市において一元化に向けて調整する。</p>	<p>補助対象団体</p> <p>稲沢市植木生産振興会 祖父江町植木生産振興会 稲沢市緑化樹木研究会 平和町造園組合 稲沢市果樹苗木生産組合 平和町果樹苗木生産組合 稲沢市花き生産組合 祖父江町花き園芸振興会 平和町花き園芸組合 祖父江町イチゴ生産振興会 平和町いちご生産組合 祖父江町そ菜同友会 祖父江町そ菜園芸組合 長岡園芸出荷組合 平和町水耕ミツバ生産組合 平和町水耕トマト生産組合 平和町園芸組合 稲沢市4Hクラブ 祖父江町4Hクラブ 祖父江町農業士会 平和町農業士会 稲沢市女性農業者会議</p>	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
農業用廃プラスチック等適正処理補助金	<p>補助率</p> <p>農業用使用済塩化ビニルフィルム処理に要する経費の1/3以内</p>	<p>補助率</p> <p>農業用使用済塩化ビニルフィルム処理に要する経費の1/3以内</p>	<p>補助率</p> <p>農業用使用済塩化ビニルフィルム処理に要する経費の1/3以内</p>	現行のとおりとする。	<p>補助率</p> <p>農業用使用済塩化ビニルフィルム処理に要する経費の1/3以内</p>	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
近代化資金利子補給	<p>補助対象経費</p> <p>農業近代化資金助成法に基づき県が定める融資期間が融資した資金の額</p> <p>補助率</p> <p>県が行う利子補給率(特別利子補給分は除く)の1/2</p>	<p>補助対象経費</p> <p>農業近代化資金助成法に基づき県が定める融資期間が融資した資金の額</p> <p>補助率</p> <p>県が行う利子補給率(特別利子補給分は除く)の1/2</p>	<p>補助対象経費</p> <p>農業近代化資金助成法に基づき県が定める融資期間が融資した資金の額</p> <p>補助率</p> <p>県が行う利子補給率(特別利子補給分は除く)の1/2</p>	<p>稲沢市の制度に統一する。</p> <p>ただし、合併までに承認されたものは現行制度を適用する。</p>	<p>補助対象経費</p> <p>農業近代化資金助成法に基づき県が定める融資期間が融資した資金の額</p> <p>補助率</p> <p>県が行う利子補給率(特別利子補給分は除く)の1/2</p>	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
農業経営基盤強化資金利子補給	<p>貸付限度額</p> <p>個人 150,000,000円 法人 500,000,000円</p> <p>償還期限</p> <p>25年以内(措置期間10年以内)</p> <p>補給率 概ね0.2%~0.3%</p>	<p>貸付最高限度額</p> <p>個人 150,000,000円 法人 500,000,000円</p> <p>償還期限</p> <p>25年以内(据置期間10年以内)</p> <p>3.5%を実質金利に引き下げるのに必要な額の1/3に相当する額</p>	<p>貸付最高限度額</p> <p>個人 150,000,000円 法人 500,000,000円</p> <p>償還期限</p> <p>25年以内(据置期間10年以内)</p> <p>3.5%を実質金利に引き下げるのに必要な額の1/3に相当する額</p>	<p>稲沢市の制度に統一する。</p> <p>ただし、合併までに承認されたものは現行制度を適用する。</p>	<p>貸付限度額</p> <p>個人 150,000,000円 法人 500,000,000円</p> <p>償還期限</p> <p>25年以内(措置期間10年以内)</p> <p>補給率 概ね0.2%~0.3%</p>	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
地域農政対策事業	<p>認定農業者等育成事業 農業経営改善計画の検討会</p>	<p>認定農業者等育成事業 農業経営改善計画の検討会</p>	<p>認定農業者等育成事業 農業経営改善計画の検討会</p>	<p>新市において、制度の見直しを図る。</p>	<p>認定農業者等育成事業 農業経営改善計画の検討会</p>	稲沢市役所 祖父江支所

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	(年4回:委員6人) 稲沢市構造政策推進会議 (年4回:委員15人) 組織化検討	組織化予定なし	随時 組織化予定なし		(年4回:委員8人) 稲沢市構造政策推進会議 (年4回:委員27人) 組織化検討	平和支所
農業振興地域整備計画	特別管理 平成15年度見直し 一般管理 年4回	特別管理 平成17年度見直し 予定 一般管理 年4回	特別管理 平成15~16年度見 直し 一般管理 年4回	現行の計画を新市に引き継ぎ、平成20年を目標として見直しをする。	特別管理 平成17年度見直し 一般管理 年4回 新市の現状に沿った計画とするため、平成17年度に見直すもの。	稲沢市役所
集落推進費補助	補助額 均等割 500円/戸	補助額 均等割 500円/戸	補助額 均等割 400円/戸	地域の実情を踏まえ、新市において調整を図る。	補助額 均等割 500円/戸	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
景観形成作物推進費補助	コスモス 63,250円/10a バラ 30,000円/10a レンゲ 33,000円/10a 菜の花 48,500円/10a 平成16年度で廃止する。	制度なし	制度なし	地域の実情を踏まえ、新市において調整を図る。	廃止	
集荷円滑化対策助成加入 推進費補助金	補助額 水田農業構造改革交付金の 交付要件である集荷円滑化対 策の農家拠出金の一部 水稲作付面積 500円/10a	補助額 水田農業構造改革交付金の 交付要件である集荷円滑化対 策の農家拠出金の一部 水稲作付面積 500円/10a	補助額 水田農業構造改革交付金の 交付要件である集荷円滑化対 策の農家拠出金の一部 水稲作付面積 500円/10a	現行のとおりとする。	補助額 水田農業構造改革交付金の 交付要件である集荷円滑化対 策の農家拠出金の一部 水稲作付面積 500円/10a	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
商工会議所等補助金	商工会議所補助金 補助対象 運営費の一部(一般 事業費及び給与額)とし、商 工業の振興発展に寄与する もの  補助額 3,500,000円	商工業振興事業補助金 補助対象 地域総合振興事 業、経営改善普及事業職員人 件費、経営改善普及事業指導 事業、管理費で町長が認めた もの 補助額 15,000,000円 事業費補助 900,000円	産業振興補助金 補助対象 地域総合振興事 業、経営改善普及事業、管理 費で町長が認めたもの  補助額 12,000,000円	現行のとおりとする。	稲沢商工会議所補助金 補助率 一般事業 一般事業費の1/2 経営改善普及事業 補助対象事業費から 国・県の補助金を除いた 額を補助 限度額 7,700,000円  祖父江町商工会補助金 補助率 地域総合振興事業 地域総合振興事業費の 1/2 経営改善普及事業 補助対象事業費から 国・県の補助金を除いた額 を補助 限度額 15,900,000円  平和町商工会補助金	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
					補助率 地域総合振興事業 地域総合振興事業費の 1 / 2 経営改善普及事業 補助対象事業費から 国・県の補助金を除いた額 を補助 限度額 12,000,000 円	
中小企業相談所補助金	補助対象 小規模事業者の経営に関する改善向上、相談、指導、技術等の経営改善普及事業とし、国、県の補助金を除いた額 補助額 4,200,000 円	制度なし	制度なし	合併時に稲沢市の制度に統一する。	上記の商工会議所等補助金に統合する。	
中小企業振興奨励	施設を新設又は増設した場合、対象施設に対する固定資産税相当額の 1 / 2 の奨励金を 3 年間交付	制度なし	制度なし	現行 3 年間の給付を 1 年間に短縮し、合併時に稲沢市の制度に統一する。	施設を新設又は増設した場合、対象施設に対する固定資産税相当額の 1 / 2 の奨励金を 1 年間交付。	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
商業団体等事業費補助	補助率 共同施設、共同事業 補助対象経費の 20% ( 街路灯の新設は補助対象経費の 40% ) 電灯料 街路灯 1 基当たり 720 円 ~ 5,020 円(40W 以下 ~ 301W 以上の段階的補助)	補助額 共同施設 ( 街路灯のみ ) 2 灯式 1 基当たり 83,425 円  電灯料 街路灯 1 基当たり 5,406 円	制度なし	合併時に稲沢市の制度に統一する方向で調整する。 ただし、電灯料補助については 50% 補助とする。	補助率 共同施設、共同事業 補助対象経費の 20% ( 街路灯の新設は補助対象経費の 40% ) 電灯料 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までに支払った電灯料の 50%	稲沢市役所
信用保証料助成	補助率 融資金額 100 万円以下 保証料の全額 同金額 100 万円超 200 万円以下 保証料の 60% 同金額 200 万円超 500 万円以下 保証料の 40% 同金額 500 万円超 保証料の 30%	補助率 融資金額 300 万円以下 保証料の全額 同金額 300 万円超 500 万円以下 保証料の 70% 同金額 500 万円超 保証料の 40%	補助率 融資金額 1,000 万円以下 保証料の 50%	新たにセーフティーネット保証も補助対象として、融資金額 500 万円以下については保証料の 2 / 3 補助、500 万円超 ( 1,250 万円限度 ) については保証料の 1 / 3 補助とする。	補助率 融資金額 500 万円以下 保証料の 2 / 3 同金額 500 万円超 保証料の 1 / 3  限度額 12,500,000 円	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
小規模事業資金融資	貸付限度額 ( 運転資金 ) 1,000,000 円 貸付期間 1 年 利率 1.4% ( 平成 16 年 10 月 1 日現在 ) 保証人 2 名必要	制度なし	制度なし	合併時に稲沢市の制度に統一する。	貸付限度額 ( 運転資金 ) 1,000,000 円 貸付期間 1 年 利率 1.4% ( 平成 16 年 10 月 1 日現在 ) 保証人 2 名必要	稲沢市役所

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
中小企業利子補給補助	制度なし	期間 融資を受けた日から1年間 助成率 利子の1/4	期間 融資を受けた日から3年以内 補助率 実支払利子額の内10% 限度額 10万円	近隣市町の中庸となる利子の40%を1年間補助する。	期間 融資を受けた日から1年以内の最終の償還期日まで 補助率 利子の40%	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
観光事業	さくらまつり あじさいまつり 稲沢まつり 夏まつり	そぶえ産業まつり さくらまつり いちょう黄葉まつり	へいわまつり さくらまつり サマーフェスタ	各種観光イベントについては 新市において検討する。	さくらまつり あじさいまつり 稲沢まつり 夏まつり そぶえまつり いちょう黄葉まつり へいわまつり サマーフェスタ	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
キャンペーン・レディー事業	定数 3人 任期 1年(6月~翌年5月) 謝礼 1日 9,300円	制度なし	制度なし	現行のとおりとする。	定数 3人 任期 1年(6月~翌年5月) 謝礼 1日 9,300円	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
障害者特別雇用奨励	補助額(月額・1人当たり) 重度障害者 5,000円 中度障害者 4,000円 軽度障害者 3,000円 補助期間 1年間	制度なし	制度なし	合併時に稲沢市の制度に統一する。	補助額(月額・1人当たり) 重度障害者 5,000円 中度障害者 4,000円 軽度障害者 3,000円 補助期間 1年間	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
中小企業退職金共済補助	補助額 共済契約を締結し、成立した月から起算して12か月分の掛金を納付した被共済者に係る12か月分の総額に10/100を乗じて得た額	制度なし	制度なし	合併時に稲沢市の制度に統一する。	補助額 共済契約を締結し、成立した月から起算して12か月分の掛金を納付した被共済者に係る12か月分の総額に10/100を乗じて得た額	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
勤労者資金融資	普通貸付(生活資金) 限度額 200万円 期間 5年以内 貸付利率 年2.550% 担保 不要 保証人 保証機関  特別貸付(住宅資金) 限度額 1,000万円 期間 30年以内 貸付利率 固定 年3.350% 変動 年2.175% (平成16年10月1日現在)	普通貸付(生活資金) 制度なし  特別貸付(住宅資金) 限度額 1,000万円 期間 30年以内 貸付利率 固定 年3.350% 変動 年2.175% (平成16年10月1日現在)	普通貸付(生活資金) 制度なし  特別貸付(住宅資金) 限度額 600万円 期間 25年以内 貸付利率 固定 年3.350% 変動 年2.175% (平成16年10月1日現在)	合併時に稲沢市の制度に統一する。	普通貸付(生活資金) 限度額 200万円 期間 5年以内 貸付利率 年2.550% 担保 不要 保証人 保証機関  特別貸付(住宅資金) 限度額 1,000万円 期間 30年以内 貸付利率 固定 年3.350% 変動 年2.175% (平成16年10月1日現在)	稲沢市役所

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	担保 保証人 必要 保証機関	担保 保証人 必要 連帯保証人(町内 在住者)	担保 保証人 必要 連帯保証人(町内 在住者)		担保 保証人 必要 保証機関	
消費生活モニター	人数 14人(現員) 任期 1年 報償 20,000円	制度なし	制度なし	稲沢市の事業を継続する。	人数 20人(定員20人以内) 任期 1年 報償 20,000円	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
消費生活相談	相談員 1人 相談日 毎月第3金曜日 10時~15時 場所 総合文化センター 謝礼 月額9,300円	制度なし	制度なし	稲沢市の事業を継続する。	相談員 1人 相談日 毎月第3金曜日 10時~15時 場所 稲沢市役所 謝礼 月額9,300円	稲沢市役所
消費生活展	開催期間 2日間 会場 総合文化センター 委託先 消費生活展運営委員会	事業なし	事業なし	稲沢市の事業を継続する。	開催期間 2日間 会場 勤労福祉会館 委託先 消費生活展運営委員会	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
量目検査	年2回実施 対象 32品目/年	年2回実施 対象 22品目/年	年2回実施 対象 22品目/年	新市において県の基準取扱件数で実施する。	年2回実施 対象 32品目/年	稲沢市役所



〔 事務事業の細目の調整状況（建設部会関係） 〕

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
公共下水道使用料	<p>・ 一般用 （一ヶ月単位・累進従量制） 基本使用料 10m<sup>3</sup>まで 1,100円 超過使用料 10m<sup>3</sup>超～20m<sup>3</sup>まで 120円/m<sup>3</sup> 20m<sup>3</sup>超～30m<sup>3</sup>まで 140円/m<sup>3</sup> 30m<sup>3</sup>超～50m<sup>3</sup>まで 160円/m<sup>3</sup> 50m<sup>3</sup>超～100m<sup>3</sup>まで 180円/m<sup>3</sup> 100m<sup>3</sup>超～500m<sup>3</sup>まで 210円/m<sup>3</sup> 500m<sup>3</sup>超～ 240円/m<sup>3</sup></p> <p>（注） 単価は、総額表示とはな っておりません。別途、消 費税額が加算されます。</p> <p>【参考】 下水道使用料 一般家庭1ヶ月の試算 20m<sup>3</sup> 2,415円 25m<sup>3</sup> 3,150円 30m<sup>3</sup> 3,885円</p> <p>・ 水道水以外の水を排除 世帯人員1人につき1月6m<sup>3</sup> ・ 水道水と水道水以外の水を排除 水道の使用水量と世帯人員1人 につき1月3m<sup>3</sup>を加算した量</p>	<p>・ 一般用 （一ヶ月単位・累進従量制） 基本使用料 10m<sup>3</sup>まで 1,000円 超過使用料 10m<sup>3</sup>超～20m<sup>3</sup>まで 100円/m<sup>3</sup> 20m<sup>3</sup>超～30m<sup>3</sup>まで 130円/m<sup>3</sup> 30m<sup>3</sup>超～40m<sup>3</sup>まで 160円/m<sup>3</sup> 40m<sup>3</sup>超～50m<sup>3</sup>まで 190円/m<sup>3</sup> 50m<sup>3</sup>超～500m<sup>3</sup>まで 220円/m<sup>3</sup> 500m<sup>3</sup>超～ 250円/m<sup>3</sup></p> <p>（注） 単価は、総額表示とはな っておりません。別途、消 費税額が加算されます。</p> <p>【参考】 下水道使用料 一般家庭1ヶ月の試算 20m<sup>3</sup> 2,100円 25m<sup>3</sup> 2,782円 30m<sup>3</sup> 3,465円</p> <p>・ 水道水以外の水を排除 世帯人員1人につき1月7m<sup>3</sup> ・ 水道水と水道水以外の水を排除 水道の使用水量と世帯人員1人 につき1月3m<sup>3</sup>を加算した量</p>	<p>・ 一般用 （一ヶ月単位・累進従量制） 基本使用料 10m<sup>3</sup>まで 1,150円 超過使用料 10m<sup>3</sup>超～20m<sup>3</sup>まで 110円/m<sup>3</sup> 20m<sup>3</sup>超～30m<sup>3</sup>まで 120円/m<sup>3</sup> 30m<sup>3</sup>超～50m<sup>3</sup>まで 140円/m<sup>3</sup> 50m<sup>3</sup>超～100m<sup>3</sup>まで 160円/m<sup>3</sup> 100m<sup>3</sup>超～ 180円/m<sup>3</sup></p> <p>（注） 単価は、総額表示とはな っておりません。別途、消 費税額が加算されます。</p> <p>【参考】 下水道使用料 一般家庭1ヶ月の試算 20m<sup>3</sup> 2,362円 25m<sup>3</sup> 2,992円 30m<sup>3</sup> 3,622円</p> <p>・ 水道水以外の水を排除 世帯人員1人につき1月7m<sup>3</sup> ・ 水道水と水道水以外の水を排除 水道の使用水量と世帯人員1人 につき1月3.5m<sup>3</sup>を加算した量</p>	<p>・ 公共下水道の使用料については 、合併時に新たな統一単価を設 定する。</p> <p>・ 水道水以外の水を排除した場合 の排水量の認定については、合 併時に稲沢市の制度に統一す る。</p>	<p>・ 一般用 （一ヶ月単位・累進従量制） 基本使用料 10m<sup>3</sup>まで 1,100円 超過使用料 10m<sup>3</sup>超～20m<sup>3</sup>まで 110円/m<sup>3</sup> 20m<sup>3</sup>超～30m<sup>3</sup>まで 130円/m<sup>3</sup> 30m<sup>3</sup>超～50m<sup>3</sup>まで 160円/m<sup>3</sup> 50m<sup>3</sup>超～100m<sup>3</sup>まで 180円/m<sup>3</sup> 100m<sup>3</sup>超～500m<sup>3</sup>まで 210円/m<sup>3</sup> 500m<sup>3</sup>超～ 250円/m<sup>3</sup></p> <p>（注） 単価は、総額表示とはな っておりません。別途、消 費税額が加算されます。</p> <p>【参考】 下水道使用料 一般家庭1ヶ月の試算 20m<sup>3</sup> 2,310円 25m<sup>3</sup> 2,992円 30m<sup>3</sup> 3,675円</p> <p>・ 水道水以外の水を排除 世帯人員1人につき1月6m<sup>3</sup> ・ 水道水と水道水以外の水を排除 水道の使用水量と世帯人員1人 につき1月3m<sup>3</sup>を加算した量</p>	<p>納付場所 ・ 本庁 ・ 各支所 ・ 各市民センター ・ 上下水道庁舎（現 水道事務所）</p>
農業集落排水施設使用料	<p>・ 水道水使用の場合 （一ヶ月単位・累進従量制） 基本料金 1,000円 使用料金 11m<sup>3</sup>～20m<sup>3</sup> 100円/m<sup>3</sup> 21m<sup>3</sup>～30m<sup>3</sup> 130円/m<sup>3</sup> 31m<sup>3</sup>～40m<sup>3</sup> 160円/m<sup>3</sup> 41m<sup>3</sup>～50m<sup>3</sup> 190円/m<sup>3</sup> 51m<sup>3</sup>以上 220円/m<sup>3</sup></p> <p>（注） 単価は、総額表示とはな っておりません。別途、消 費税額が加算されます。</p> <p>【参考】 一般家庭1ヶ月の試算 水道水等使用の場合</p>	<p>・ 水道水使用の場合 （一ヶ月単位・累進従量制） 基本料金 1,000円 使用料金 11m<sup>3</sup>～20m<sup>3</sup> 100円/m<sup>3</sup> 21m<sup>3</sup>～30m<sup>3</sup> 130円/m<sup>3</sup> 31m<sup>3</sup>～40m<sup>3</sup> 160円/m<sup>3</sup> 41m<sup>3</sup>～50m<sup>3</sup> 190円/m<sup>3</sup> 51m<sup>3</sup>以上 220円/m<sup>3</sup></p> <p>（注） 単価は、総額表示とはな っておりません。別途、消 費税額が加算されます。</p> <p>【参考】 一般家庭1ヶ月の試算 水道水等使用の場合</p>	<p>・ 水道水使用の場合 （一ヶ月単位・累進従量制） 基本料金 600円 使用料金 0m<sup>3</sup>～10m<sup>3</sup>まで 80円/m<sup>3</sup> 10m<sup>3</sup>超～20m<sup>3</sup>まで 90円/m<sup>3</sup> 20m<sup>3</sup>超～30m<sup>3</sup>まで 110円/m<sup>3</sup> 30m<sup>3</sup>超～50m<sup>3</sup>まで 130円/m<sup>3</sup> 50m<sup>3</sup>超～100m<sup>3</sup>まで150円/m<sup>3</sup> 100m<sup>3</sup>超～ 160円/m<sup>3</sup></p> <p>（注） 単価は、総額表示とはな っておりません。別途、消 費税額が加算されます。</p> <p>【参考】 一般家庭1ヶ月の試算 水道水等使用の場合</p>	<p>・ 使用料については、処理区を定 め現行のとおりとする。</p>	<p>・ 1市2町現行のとおり 使用料は現況を参照</p>	<p>納付場所 ・ 本庁 ・ 各支所 ・ 各市民センター ・ 上下水道庁舎（現 水道事務所）</p>

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	20m <sup>3</sup> 2,100円 25m <sup>3</sup> 2,782円 30m <sup>3</sup> 3,465円 ・水道水以外使用の場合 基本料金 世帯員1人まで 1,000円 加算料金 世帯員1人増すごとに800円 ・水道水と水道水以外の水を併用した場合 水道使用水量と世帯員1人につき1使用月3m <sup>3</sup> を加算した排出量	20m <sup>3</sup> 2,100円 25m <sup>3</sup> 2,782円 30m <sup>3</sup> 3,465円 ・水道水以外使用の場合 基本料金 1,000円 加算料金 世帯員1人 580円 ・水道水と水道水以外の水を併用した場合 水道使用水量と世帯員1人につき1使用月3m <sup>3</sup> を加算した排出量	20m <sup>3</sup> 2,415円 25m <sup>3</sup> 2,992円 30m <sup>3</sup> 3,570円 ・水道水以外使用の場合 専用住宅は世帯員1人につき1使用月7m <sup>3</sup> ・水道水と水道水以外の水を併用した場合 水道使用水量と世帯員1人につき1使用月3.5m <sup>3</sup> を加算した排出量	・水道水と水道水以外の水を併用した場合の排出量は、合併時に稲沢市及び中島郡祖父江町の制度に統一する。	・水道水と水道水以外の水を併用した場合 水道使用水量と世帯員1人につき1使用月3m <sup>3</sup> を加算した排出量	
コミュニティ・プラント施設使用料	制度なし	制度なし	・水道水使用の場合 (1ヶ月単位) 基本料金 2,000円 使用料金 90円/m <sup>3</sup> (注) 単価は、総額表示とはなっておりません。別途、消費税額が加算されます。 <b>【参考】</b> 1ヶ月の試算 20m <sup>3</sup> 3,990円 25m <sup>3</sup> 4,462円 30m <sup>3</sup> 4,935円 ・水道水以外使用の場合 専用住宅は世帯員1人につき1使用月7m <sup>3</sup> ・水道水と水道水以外の水を併用した場合 水道使用水量と世帯員1人につき1使用月3m <sup>3</sup> を加算した排出量	・使用料については、現行のとおりとする。	・水道水使用の場合 (1ヶ月単位) 基本料金 2,000円 使用料金 90円/m <sup>3</sup> (注) 単価は、総額表示とはなっておりません。別途、消費税額が加算されます。 ・水道水以外使用の場合 基本料金 世帯員1人まで 1,000円 加算料金 世帯員1人増すごとに800円 ・水道水と水道水以外の水を併用した場合 水道使用水量と世帯員1人につき1使用月3m <sup>3</sup> を加算した排出量	納付場所 ・本庁 ・各支所 ・各市民センター ・上下水道庁舎(現水道事務所)
公共下水道事業受益者負担金 一括納付報奨金	単位金額(円/m <sup>2</sup> ) × 土地の面積 負担金の額(単位金額) 第1負担区 500円/m <sup>2</sup> 第2負担区 250円/m <sup>2</sup> 第3～7負担区 500円/m <sup>2</sup> <b>【参考】</b> 単位金額 500円/m <sup>2</sup> の場合 100m <sup>2</sup> の場合 50,000円 200m <sup>2</sup> の場合 100,000円 300m <sup>2</sup> の場合 150,000円 400m <sup>2</sup> の場合 200,000円 500m <sup>2</sup> の場合 250,000円	単位金額(円/m <sup>2</sup> ) × 土地の面積 負担金の額(単位金額) 第1負担区 450円/m <sup>2</sup> <b>【参考】</b> 100m <sup>2</sup> の場合 45,000円 200m <sup>2</sup> の場合 90,000円 300m <sup>2</sup> の場合 135,000円 400m <sup>2</sup> の場合 180,000円 500m <sup>2</sup> の場合 225,000円	単位金額(円/m <sup>2</sup> ) × 土地の面積 + 基本額 負担金の額(単位金額) 第1負担区 470円/m <sup>2</sup> 第2負担区 470円/m <sup>2</sup> 一画地につき 基本額 230,000円 限度額(原則) 502,600円 <b>【参考】</b> 100m <sup>2</sup> の場合 277,000円 200m <sup>2</sup> の場合 324,000円 300m <sup>2</sup> の場合 371,000円 400m <sup>2</sup> の場合 418,000円 500m <sup>2</sup> の場合 465,000円	・受益者負担金の額については、現行のとおりとする。なお、合併後の新規負担金の額の決定については、新市において調整する。	・現行の負担区の金額 負担金の額(単位金額) 第1負担区 500円/m <sup>2</sup> 第2負担区 250円/m <sup>2</sup> 第3～7負担区 500円/m <sup>2</sup> 祖父江第1負担区 450円/m <sup>2</sup> 平和第1・2負担区 470円/m <sup>2</sup> 平和第1・2負担区については、一画地につき、基本額が230,000円、限度額(原則)が502,600円	納付場所 ・本庁 ・各支所 ・各市民センター ・上下水道庁舎(現水道事務所)

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等																																		
	600㎡の場合 300,000円 ・下水道受益者負担金の一括納付報奨金 負担金の額(第2期以降の単価) × 6/1,000 × 月数(納期前に係る月数) 限度額 250,000円	600㎡の場合 270,000円 ・下水道受益者負担金の一括納付報奨金 制度なし	600㎡の場合 502,600円 ・下水道受益者負担金の一括納付報奨金 制度なし	・一括納付報奨金については、合併時に稲沢市の制度に統一する。	・下水道受益者負担金の一括納付報奨金 負担金の額(第2期以降の単価) × 6/1,000 × 月数(納期前に係る月数) 限度額 250,000円																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">負担金額 132,200円(土地 264.48㎡)の場合</th> </tr> <tr> <th></th> <th>納付額 A</th> <th>報奨金額 B</th> <th>差引納付額 A - B</th> <th>割引率 B / A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初年度に5年分一括納付すると</td> <td>132,200円</td> <td>21,380円</td> <td>110,820円</td> <td>16.2%</td> </tr> <tr> <td>2年度に4年分一括納付すると</td> <td>105,600円</td> <td>13,300円</td> <td>92,300円</td> <td>12.6%</td> </tr> <tr> <td>3年度に3年分一括納付すると</td> <td>79,200円</td> <td>7,120円</td> <td>72,080円</td> <td>9.0%</td> </tr> <tr> <td>4年度に2年分一括納付すると</td> <td>52,800円</td> <td>2,850円</td> <td>49,950円</td> <td>5.4%</td> </tr> <tr> <td>5年度に1年分一括納付すると</td> <td>26,400円</td> <td>470円</td> <td>25,930円</td> <td>1.8%</td> </tr> </tbody> </table>					負担金額 132,200円(土地 264.48㎡)の場合						納付額 A	報奨金額 B	差引納付額 A - B	割引率 B / A	初年度に5年分一括納付すると	132,200円	21,380円	110,820円	16.2%	2年度に4年分一括納付すると	105,600円	13,300円	92,300円	12.6%	3年度に3年分一括納付すると	79,200円	7,120円	72,080円	9.0%	4年度に2年分一括納付すると	52,800円	2,850円	49,950円	5.4%	5年度に1年分一括納付すると	26,400円	470円	25,930円	1.8%
負担金額 132,200円(土地 264.48㎡)の場合																																								
	納付額 A	報奨金額 B	差引納付額 A - B	割引率 B / A																																				
初年度に5年分一括納付すると	132,200円	21,380円	110,820円	16.2%																																				
2年度に4年分一括納付すると	105,600円	13,300円	92,300円	12.6%																																				
3年度に3年分一括納付すると	79,200円	7,120円	72,080円	9.0%																																				
4年度に2年分一括納付すると	52,800円	2,850円	49,950円	5.4%																																				
5年度に1年分一括納付すると	26,400円	470円	25,930円	1.8%																																				
農業集落排水施設建設 事業受益者分担金 分担金の算定方法	分担金の総額 事業費の10% (測量試験費、工事雑費、補償費を除く)  分担金の額 単位分担金額 × 給水(水道)管 断面積(cm <sup>2</sup> ) 新規分担金(単位分担金額) 千代地区 278,643円 水道管口径13mmの場合 367,800円 水道管口径20mmの場合 874,900円 天池地区 249,763円 水道管口径13mmの場合 329,600円 水道管口径20mmの場合 784,200円	分担金の総額 事業費の5% (用地費、事務費、水道工事費を除く)  分担金の額 分担金総額 / 受益者数  新規分担金(1口当たり) 長岡東部地区 393,400円 牧川南部地区 281,900円	分担金の総額 農村総合整備モデル事業 事業費の10% 農業集落排水事業 事業費の10% 単独土地改良事業 事業費の20% (用地費、水道工事費を除く) 分担金の額 分担金総額 / 世帯数 (限度額 502,600円) 新規分担金(1口当たり) 六輪南部浄化センター 400,000円 城西・嫁振、東城・前浪、丸 淵、三宅の各浄化センターへの 新規加入はできません。	・農業集落排水事業実施中及び完了地区の受益者分担金の額については現行のとおりとし、合併後に新たに事業が実施される地区については、稲沢市の例による額とする。	合併後の新規地区 分担金の総額 事業費の10% (測量試験費、工事雑費、補償費を除く) 分担金の額 単位分担金額 × 給水(水道)管 断面積(cm <sup>2</sup> )  合併時に既着手・完了地区 分担金の総額 現行どおり 分担金の額 現行どおり ・千代地区 278,643円 ・天池地区 249,763円 上記2地区は単位分担金額 ・長岡東部地区 393,400円 ・牧川南部地区 281,900円 ・(仮称)長岡西部地区 未定 ・六輪南部浄化センター 400,000円 城西・嫁振、東城・前浪、 丸淵、三宅の各浄化センター への新規加入はできません。	納付場所 ・本庁 ・各支所 ・各市民センター ・上下水道庁舎(現 水道事務所)																																		

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
コミュニティ・プラント施設建設事業受益者分担金	制度なし	制度なし	分担金の総額 事業費の20%以内 (用地費及び水道工事費を除く) 分担金の額 分担金の総額を世帯数で除して得た額。 (最高限度額 502,600円) 新規分担金 平六コミプラ浄化センター 410,500円	・コミュニティ・プラント事業の受益者分担金及び使用料については、現行のとおりとする。	分担金の総額 事業費の20%以内 (測量試験費、工事雑費、補償費を除く) 分担金の額 分担金の総額を世帯数で除して得た額。  新規分担金 平六コミプラ浄化センター 410,500円	納付場所 ・本庁 ・各支所 ・各市民センター ・上下水道庁舎(現水道事務所)
公共下水道事業における公共ます設置基準	設置個数 ・住宅等のある土地 1戸につき1個 ・更地 1筆につき1個 ・増設 500㎡を超えるごとに1個を増設 増設及び移設と費用負担 市負担 ・分筆による譲渡又は借地権等の設定があった場合 ・土地利用形態の変更があった場合 個人負担 ・規定個数で汚水を集中することが困難な場合 ・建物等の増改築又は新築に伴い、接続が不可能な場合 管理 ・市が管理	設置個数 ・住宅等のある土地 1戸につき1個 ・更地 1筆につき1個 ・増設 500㎡を超えるごとに1個を増設 増設及び移設と費用負担 町負担 ・分筆による譲渡又は借地権等の設定があった場合 ・土地利用形態の変更があった場合 個人負担 ・規定個数で汚水を集中することが困難な場合 ・建物等の増改築又は新築に伴い、接続が不可能な場合 管理 ・町が管理	設置個数 ・一画地 1個 住宅等の建築が不可能な土地は設置しない。  増設及び移設 町負担 ・申請時の一画地1個  個人負担 ・建物等の増改築又は新築に伴い、接続が不可能な場合 ・規定個数で汚水を集中することが困難な場合 管理 ・使用者が管理		設置個数 ・住宅等のある土地 1戸につき1個 ・更地 1筆につき1個 ・増設 500㎡を超えるごとに1個を増設 増設及び移設と費用負担 市の負担 ・分筆による譲渡又は借地権等の設定があった場合 ・土地利用形態の変更があった場合 個人負担 ・規定個数で汚水を集中することが困難な場合 ・建物等の増改築又は新築に伴い、接続が不可能な場合 管理 ・市が管理	申請場所 ・上下水道庁舎(現水道事務所) ・各支所
指定工事店登録手数料(下水関係)	排水設備指定工事店指定手数料 5,000円 排水設備責任技術者登録手数料 2,000円	制度なし	制度なし	・合併時に稲沢市の制度に統一する。 現在指定又は登録されている排水設備指定工事店又は排水設備責任技術者については、新市に引き継ぐ。	排水設備指定工事店指定手数料 5,000円 排水設備責任技術者登録手数料 2,000円	申請場所 ・上下水道庁舎(現水道事務所)
水洗便所改造等の資金借入れ利子補給	融資あっせんの対象及び額 くみ取り便所の水洗便所への改造費用並びに同時施工する排水設備費用 ・借入金の限度額 便所が1箇所の場合 60万円 便所が2箇所以上ある場合 100万円 し尿浄化槽の廃止工事費用及び同時施工する排水設備費用 ・借入金の限度額 し尿浄化槽1箇所の場合	利子補給金の対象及び額 ・くみ取り便所の水洗便所への改造費用 ・し尿浄化槽の撤去費用 ・排水設備の設置費用のうち、排水管及び排水渠にかかる費用 ・その他町長が必要と認める費用 ・借入金の限度額 1件につき100万円	利子補給の対象及び額 ・くみ取り便所の水洗便所への改造費用 ・し尿浄化槽の撤去費用 ・排水設備の設置費用のうち、排水管及び排水渠にかかる費用 ・その他町長が必要と認める費用 ・借入金の限度額 1件につき100万円	・水洗便所改造資金の利子補給については、合併時に中島郡祖父江町の制度に統一する。	利子補給金の対象及び額 ・くみ取り便所の水洗便所への改造費用並びに同時施工する排水設備費用 ・し尿浄化槽の廃止工事費及び同時施工する排水設備費用 ・その他市長が必要と認める費用 ・借入金の限度額 1件につき100万円	申請場所 ・上下水道庁舎(現水道事務所) ・各支所

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	40万円 し尿浄化槽 2 箇所以上ある 場合 60万円 融資あっせんの期限 処理開始日から 3 年以内 融資あっせんの条件 ・融資あっせんの金融機関 市長の定める金融機関 ・融資金に係る利率 政府資金貸付利率 ・利子補給 融資に係る利子相当額を年度 末に補給。 ・融資金の償還 60 月以内の元利均等月賦償還 (繰上償還可能) 対象事業 ・公共下水道事業	借入れ期限 供用開始年月日から 3 年以内 借入れの条件 ・借入金融機関 祖父江町指定金融機関、祖父 江町収納代理金融機関、農林 漁業金融公庫資金 ・利子補給金の限度額 年 43,000 円以内。 ・利子補給 支払利息に対して、年度末に 補給 ・借入金の償還 36 月以内の元利均等方式 (繰上償還可能) 対象事業 ・公共下水道事業 ・農業集落排水事業	借入れ期限 供用開始年月日から 3 年以内 借入れの条件 ・借入金融機関 規定なし ・利子補給金の限度額 借入れ利率の 3%部分を上限 に補給。 ・借入金の償還 36 月以内の元利均等方式 (繰上償還可能) 対象事業 ・公共下水道事業 ・農業集落排水事業 ・コミュニティ・プラント事業		借入れ期限 供用開始年月日から 3 年以内 借入れの条件 ・借入金融機関 市長の定める金融機関 ・利子補給金の限度額 年 43,000 円以内。 ・利子補給 支払利息に対して、年度末に 補給 ・借入金の償還 36 月以内の元利均等方式 (繰上償還可能) 対象事業 ・公共下水道事業 ・農業集落排水事業 ・コミュニティ・プラント事業	
都市計画審議会	都市計画審議会委員 15 名 市議会議員 7 名 学識経験者 6 名 関係行政機関代表 2 名 委員報酬 会長 9,300 円(日額) 委員 9,300 円(日額) 委員の任期 2 年 (H17.10.22)	都市計画審議会委員 10 名 町議会議員 4 名 学識経験者 4 名 地域代表 2 名 委員報酬 会長 13,900 円(年額) 委員 13,900 円(年額) 委員の任期 2 年 (H18.3.31)	都市計画審議会委員 9 名 町議会議員 4 名 学識経験者 4 名 関係行政機関代表 1 名 委員報酬 会長 4,700 円(日額) 委員 4,100 円(日額) 委員の任期 1 年 (H17.5.6)	・都市計画審議会については、合 併時に稲沢市に統一する。委員 の選出方法については、新市に において調整する。	委員の定数 15 人(変更なし) 委員の構成 (1)市議会議員からの選出 (7 人) 5 人 (2)学識経験委員 (8 人) 10 人 ・一宮建設事務所長 1 人 ・稲沢警察署長 1 人 ・農業代表者 1 人 ・商工業代表者(1 人) 3 人 ・市長の選任による委員 4 人 委員の任期 2 年 平成 17 年 10 月 23 日 ~平成 19 年 10 月 22 日まで	
緑の保全及び緑化の推 進助成金	保存樹助成金 幹回り 1.5m以上の樹木 1,500 円 面積 500 m <sup>2</sup> 以上の樹林 5,000 円 生垣設置助成金 公道に面して延長 2m以上、高 さ 0.9m以上の生垣を設置し たものに対し助成 新設 60,000 円限度額 既存のブロック塀等を取壊し設 置 80,000 円限度額	・保存樹助成金 制度なし ・生垣設置助成金 制度なし	・保存樹助成金 制度なし ・生垣設置助成金 制度なし	・緑化事業の各種助成金等につい ては、合併時に稲沢市の制度に 統一する。	保存樹助成金 幹回り 1.5m以上の樹木 1,500 円 面積 500 m <sup>2</sup> 以上の樹林 5,000 円 生垣設置助成金 公道に面して延長 2m以上、高 さ 0.9m以上の生垣を設置し たものに対し助成 新設 60,000 円限度額 既存のブロック塀等を取壊し設 置 80,000 円限度額	申請場所 ・保存樹助成金 本庁 ・生垣設置助成金 本庁 各支所

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
都市公園施設の占用料	使用料 ・公園施設を設ける場合 1㎡1年につき 2,200円 ・公園施設を管理する場合 1㎡1年につき 3,400円 ・電柱その他これらに類するもの及び公衆電話所 1本(個)1年につき稲沢市道路占用料条例第2条に規定する額 ・業として写真の撮影のために使用する場合 1人1日につき 440円 ・業として映画の撮影のために使用する場合 1件1日につき 4,400円 ・興行、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために使用する場合 1㎡1日につき 6円	使用料 ・公園施設を設け又は管理する場合 1㎡1年につき祖父江町使用料徴収条例の規定により算出した額 ・電柱その他これらに類するもの及び公衆電話所 1本(個)1年につき祖父江町使用料徴収条例の規定により算出した額 ・撮影、興行、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために使用する場合 1㎡1日につき祖父江町使用料徴収条例の規定により算出した額	使用料 全公園なし	・公園占用等は、合併時に稲沢市の制度に統一する。	使用料 (平成17年4月1日から適用) ・公園施設を設ける場合 1㎡1年につき 2,200円 ・公園施設を管理する場合 1㎡1年につき 3,400円 ・電柱その他これらに類するもの及び公衆電話所 1本(個)1年につき稲沢市道路占用料条例第2条に規定する額 ・業として写真の撮影のために使用する場合 1人1日につき 440円 ・業として映画の撮影のために使用する場合 1件1日につき 4,400円 ・興行、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために使用する場合 1㎡1日につき 6円	受付場所 ・本庁(都市計画課)  都市公園のうち運動施設として使用する公園の受付は、スポーツ課で行う。
有料公園使用料	・稲沢公園 電気施設 1時間210円 ・奥田公園 テニスコート 1コート2時間420円 照明施設 1コート1時間420円	該当なし	該当なし	・有料公園は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	・稲沢公園 電気施設 1時間210円 ・奥田公園 テニスコート 1コート2時間420円 照明施設 1コート1時間420円	受付場所 ・本庁(スポーツ課) 稲沢公園については、本庁(都市計画課)
都市計画図等のコピー	・都市計画図等のコピー代 10円	・都市計画図等の複写証明手数料 200円	・都市計画図等のコピー代 10円	・都市計画図等のコピーは、稲沢市及び中島郡平和町の制度に統一する。	・都市計画図等のコピー代 10円	販売場所 ・本庁 ・各支所
生産緑地の指定	・生産緑地指定 99団地、12.0ha 市街化区域 661ha に対する割合 1.8% ・買取り申し出	・該当なし	・該当なし	・生産緑地については、合併時に稲沢市の制度に統一する。 1市2町の統一に伴い、速やかに手続きを行う。	・祖父江・平和区域については、速やかに生産緑地の指定手続を行う。	買取り申し出場所 ・本庁
屋外広告物	許可が必要な地域(許可地域) ・市の区域の全部	許可が必要な地域(許可地域) ・市街化区域 ・名鉄尾西線沿線両側1km以内	許可が必要な地域(許可地域) ・市街化区域 ・名鉄尾西線沿線両側1km以内 ・国道155号沿線両側1km以内		許可が必要な地域(許可地域) ・市の区域の全部 県屋外広告物条例 合併により新たに制限される区域に現に表示又は設置されている広告物については、3年間は許可の規定が適用されない旨の附則が追加される予定。	申請場所 ・本庁
市営住宅家賃	市営住宅 梅須賀団地、梅須賀東団地、西島団地、堀田団地、矢合団地 現在、矢合団地のみ募集中 家賃 家賃 = 家賃算定基礎額 × 応益係数	・該当なし	・該当なし	・公営住宅使用料については、現行のとおりとする。	市営住宅 梅須賀団地、梅須賀東団地、西島団地、堀田団地、矢合団地 現在、矢合団地のみ募集中 家賃 家賃 = 家賃算定基礎額 × 応益係数	申請場所 ・本庁 納付場所 ・本庁 ・各支所 ・各市民センター

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	H16年度家賃 矢合団地17,200円～43,500円 (応益係数0.4649～0.5348)				H16年度家賃 矢合団地17,200円～43,500円 (応益係数0.4649～0.5348)	
市営祖父江町住宅家賃	・該当なし	町営住宅 森上住宅、甲住宅 家賃 森上住宅 1,500円～2,700円 甲住宅 1,500円～2,700円	・該当なし	・公営住宅使用料については、現行のとおりとする。	市営祖父江町住宅 森上団地、甲団地 家賃 森上団地 1,500円～2,700円 甲団地 1,500円～2,700円	申請場所 ・本庁 納付場所 ・本庁 ・各支所 ・各市民センター
優良宅地造成認定手数料	造成宅地の面積 0.1ha未満 92,000円 0.1ha以上0.3ha未満140,000円 0.3ha以上0.6ha未満200,000円 0.6ha以上1ha未満280,000円 1ha以上3ha未満 420,000円 3ha以上6ha未満 550,000円 6ha以上10ha未満 710,000円 10ha以上 930,000円	造成宅地の面積 1件 86,000円	造成宅地の面積 1件 86,000円		造成宅地の面積 0.1ha未満 92,000円 0.1ha以上0.3ha未満140,000円 0.3ha以上0.6ha未満200,000円 0.6ha以上1ha未満280,000円 1ha以上3ha未満 420,000円 3ha以上6ha未満 550,000円 6ha以上10ha未満 710,000円 10ha以上 930,000円	申請場所 ・本庁
優良住宅新築認定手数料	床面積の合計 100㎡以下 6,300円 100㎡を超え500㎡以下 9,200円 500㎡を超え2,000㎡以下 14,000円 2,000㎡を超え10,000㎡以下 37,000円 10,000㎡を超えるもの 46,000円	床面積の合計 100㎡以下 6,200円 100㎡を超え500㎡以下 8,600円 500㎡を超え1,000㎡以下 13,000円	床面積の合計 100㎡以下 6,200円 100㎡を超え500㎡以下 8,600円 500㎡を超え2,000㎡以下 13,000円 2,000㎡を超え10,000㎡以下 35,000円 10,000㎡を超えるもの 43,000円		床面積の合計 100㎡以下 6,300円 100㎡を超え500㎡以下 9,200円 500㎡を超え2,000㎡以下 14,000円 2,000㎡を超え10,000㎡以下 37,000円 10,000㎡を超えるもの 46,000円	申請場所 ・本庁
建築物の確認申請等	取扱事務 ・進達事務 1から3号建築物 ・限定特定行政庁 4号建築物の確認 手数料 1市2町差異なし	取扱事務 ・進達事務 1から4号建築物 ・特定行政庁は愛知県知事 手数料 1市2町差異なし	取扱事務 ・進達事務 1から4号建築物 ・特定行政庁は愛知県知事 手数料 1市2町差異なし	・建築基準法に関する事務については、合併時に稲沢市の制度に統一する。 ・受付窓口は、合併時に一元化する。	取扱事務 ・進達事務 1から3号建築物 ・限定特定行政庁 4号建築物の確認	申請場所 ・本庁
開発行為許可申請等	取扱事務 ・平成16年度から事務処理市	取扱事務 ・愛知県市町村開発行政事務処理要綱の経由事務 (受付、進達等)	取扱事務 ・愛知県市町村開発行政事務処理要綱の経由事務 (受付、進達等)	・合併時に稲沢市の制度に統一し、窓口の一元化を図る。	取扱事務 ・平成16年度から事務処理市	申請場所 ・本庁
民間木造住宅耐震診断 ・耐震改修費補助	耐震診断 無料 耐震改修費補助の対象 ・無料耐震診断の総合判定が0.7未満と診断された住宅で総合判定を1.0以上とする改修工事 ・(財)愛知県建築住宅センターによる診断の得点が60点未満と診断された住宅で総合判定を1.0以上とする改修工事 補助の対象経費	耐震診断 無料 耐震改修費補助の対象 ・無料耐震診断の総合判定が0.7未満と診断された住宅で総合判定を1.0以上とする改修工事 ・(財)愛知県建築住宅センターによる診断の得点が60点未満と診断された住宅で総合判定を1.0以上とする改修工事 補助の対象経費	耐震診断 無料 耐震改修費補助制度なし	・民間木造住宅耐震改修費補助事業については、合併時に稲沢市の制度に統一する。 ・受付窓口は、合併時に一元化する。	耐震診断 無料 耐震改修費補助の対象 ・無料耐震診断の総合判定が0.7未満と診断された住宅で総合判定を1.0以上とする改修工事 ・(財)愛知県建築住宅センターによる診断の得点が60点未満と診断された住宅で総合判定を1.0以上とする改修工事 補助の対象経費	申請場所 ・耐震診断 本庁 各支所 ・耐震改修費補助 本庁

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	耐震改修工事費、設計及び耐震改修計画に要する費用 補助金の額 ・耐震改修工事 1棟当たり60万円を限度 ・耐震改修計画 1棟当たり10万円を限度	耐震改修工事費、設計及び補強計画に要する費用 補助金の額 1棟当たり60万円を限度			耐震改修工事費、設計及び耐震改修計画に要する費用 補助金の額 ・耐震改修工事 1棟当たり60万円を限度 ・耐震改修計画 1棟当たり10万円を限度	
道路占用	道路占用料 別紙1（稲沢市）参照	道路占用料 別紙1（祖父江町）参照	道路占用料 別紙1（平和町）参照	・占用料については、合併時に稲沢市の制度に統一する。	道路占用料 稲沢市の道路占用料を適用	申請場所 ・本庁
公共用物占用	制度なし	制度なし	公共用物占用料 別紙1（平和町）参照		公共用物占用料 稲沢市の道路占用料を準用	申請場所 ・本庁
準用河川占用	制度なし	河川占用料 河川管理規則で占用料を明記しているが、占用料の別表が省略されている。	河川占用料 ・電柱 1本 520円 ・柱類その他 1本 520円 ・広告物 1㎡ 1,500円 ・ガス・水道管類 100mm未満 1m 200円 100mm～500mm未満 1m 400円 500mm以上 1m 800円 ・送電塔 1㎡ 500円 ・軌道 1㎡ 300円 ・堤塘敷（仮設に限る） 市街化区域 1㎡ 900円 調整区域 1㎡ 300円 ・堤塘敷（仮設を除くその他） 市街化区域 1㎡ 450円 調整区域 1㎡ 150円 ・建築物 1㎡ 近隣地と同額 ・橋類（水路敷） 幅員1m未満 1件 1,100円 幅員1m～2m未満 1件 2,800円 幅員2m～3m未満 1件 5,500円 幅員3m以上は0.5m増すごとに2,000円増		準用河川占用料 稲沢市の道路占用料を準用	申請場所 ・本庁
官民境界立会い						申請場所 ・本庁 ・各支所
証明書の発行	・道路認定証明書、車両制限令に基づく証明書、特殊車両通行許可に基づく証明書、官民境界確定証明書等	・道路認定証明書、車両制限令に基づく証明書、特殊車両通行許可に基づく証明書、官民境界確定証明書等	・道路認定証明書、車両制限令に基づく証明書、特殊車両通行許可に基づく証明書、官民境界確定証明書、地籍調査証明書等		・道路認定証明書、車両制限令に基づく証明書、特殊車両通行許可に基づく証明書、官民境界確定証明書、地籍調査証明書等	申請場所 ・道路認定証明書、車両制限令に基づく証明書、特殊車両通行許可に基づく証明書、官民境界確定証明書等 本庁 ・地籍調査証明書



行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
						平和支所
道路幅員の確認						確認場所 ・本庁 ・各支所
道水路維持補修						申請場所 ・本庁 ・各支所
道水路補助	制度なし	制度なし	補助率 道路新設工事 40/100以内 道路改良工事 30/100以内 水路新設工事又は水路改良工事 50/100以内 舗装新設改良工事 (幅員3m以上4m未満) 60/100以内 (幅員4m以上) 70/100以内 通学通園用歩道新設工事 30/100以内 水路しゅんせつ清掃 (開きよの幅員1m以上) 25/100以内 (暗きよ水路) 50/100以内 道路側溝修繕工事 25/100以内 管渠新設改良工事 50/100以内	・道水路補助制度については、合併時に廃止する	廃止	
材料支給制度	地元区からの要望により側溝等の材料を支給	制度なし	制度なし	・材料支給制度については、合併時に廃止する。	廃止	
道路認定基準	稲沢市道路認定基準 ・幅員 4m 以上で一般の交通の用に供する道路で権原のある道路 権原の取得が見込まれる道路については道路に起点および終点が国道又は市道と連絡している道路又は起点終点のいずれかが国道に連絡していない道路の場合は車両の転回に支障のない半径 6m 以上の回転空地を有する道路 ・土地区画整理法および土地改良法に基づき築造された道路 ・都市計画法第29条の開発行為に伴う道路で32条の規定による公共施設の管理者の同意を得た道路でかつ舗装工事及び側溝工事等が完了した道路	町道認定、寄附採納及び町道維持補修工事等の内規 1.町道認定基準 (1)有効幅員 1.5m 以上で行き止まりでない道路。 但し、里道及び土地改良事業で造成したものは除く。 (2)「都市計画法」又は「町宅地開発事業等に関する指導要綱」により帰属等する道路はこれによる。	制度なし	・現市道・町道については新市に引き継ぐ。なお、道路認定基準については、合併時に稲沢市の基準に統一する。	稲沢市道路認定基準 ・幅員 4m 以上で一般の交通の用に供する道路で権原のある道路 権原の取得が見込まれる道路については道路に起点および終点が国道又は市道と連絡している道路又は起点終点のいずれかが国道に連絡していない道路の場合は車両の転回に支障のない半径 6m 以上の回転空地を有する道路 ・土地区画整理法及び土地改良法に基づき築造された道路 ・都市計画法第29条の開発行為に伴う道路で32条の規定による公共施設の管理者の同意を得た道路でかつ舗装工事及び側溝工事等が完了した道路	
土地開発公社	稲沢市土地開発公社 ・理事の定数 10名以上15名以内 現行 14名 ・理事の構成	尾張土地開発公社 ・設立団体(15団体) 日進市、東郷町、長久手町、西枇杷島町、豊山町、師勝町、西春町、春日町、清洲町、新川町、	尾張土地開発公社 ・設立団体(15団体) 日進市、東郷町、長久手町、西枇杷島町、豊山町、師勝町、西春町、春日町、清洲町、新川町、	・中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の前日をもって尾張土地開発公社の設立団体から脱退するとともに、合併までに調整の上、稲沢市土地開発公社	稲沢市土地開発公社 ・理事の定数 10名以上15名以内 H17.4.1以降 15名 ・理事の構成	

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	市議会議員からの選出 5名 稲沢市農業委員会会長 1名 知識経験者 1名 助役 1名 市職員 6名 ・理事の任期 2年 平成15年4月1日 ~平成17年3月31日まで ・監事の定数 2名 ・監事の構成 稲沢市監査委員(市議会議員か らの監査委員) 1名 収入役 1名 ・監事の任期 2年 平成15年4月1日 ~平成17年3月31日まで	大口町、扶桑町、木曾川町、祖 父江町、平和町 ・理事の定数 15名 ・理事の任期 2年 ・監事の定数 2名 ・監事の任期 2年	大口町、扶桑町、木曾川町、祖 父江町、平和町 ・理事の定数 15名 ・理事の任期 2年 ・監事の定数 2名 ・監事の任期 2年	を新市の土地開発公社として 存続させる。	市議会議員からの選出 8名 稲沢市農業委員会会長 1名 知識経験者 1名 助役 1名 市職員 4名 ・理事の任期 2年 平成17年4月1日 ~平成19年3月31日まで ・監事の定数 2名 ・監事の構成 稲沢市監査委員(市議会議員か らの監査委員) 1名 収入役 1名 ・監事の任期 2年 平成17年4月1日 ~平成19年3月31日まで	

道路占用料条例 (稲沢市) (単位:円)				
占用物件		単位	占用料	
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,200	
	第2種電柱		1,800	
	第3種電柱		2,500	
	第1種電話柱		1,100	
	第2種電話柱		1,700	
	第3種電話柱		2,400	
	その他の柱類		82	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,600	
	郵便差出箱		690	
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	3,700	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき	11	
	地下電線その他地下に設ける線類		5	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	810	
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	550	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	1,600	
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	55	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		82	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		110	
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの		220	
	外径が0.4m以上1.0m未満のもの		550	
外径が1.0m以上のもの		1,100		
鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設	占用面積1㎡につき1年	1,600		
地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設	地下街、地下室、通路その他これに類する施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	A×0.003
			階数が2のもの	
			階数が3以上のもの	
	上空に設ける通路	地下に設ける通路	その他のもの	2,500
				1,200
				1,600
露店、商品置場その他これらに類する施設	露店等	一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	37
		その他のもの	占用面積1㎡につき1月	370
看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	370
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	3,700
	標識	1本につき1年	1,300	
		旗ざお	一時的に設けるもの	1本につき1日
	幕	その他のもの	1本につき1月	370
		一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	37
	アーチ	その他のもの	その面積1㎡につき1月	370
		車道を横断するもの	1基につき1月	3,700
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料	占用面積1㎡につき1月	370		
防火地域内の建築物を除去して、耐火建築物を建築する場合において必要となる仮設店舗その他の仮設建築物	占用面積1㎡につき1月	160		

道路占用料条例 (祖父江町) (単位:円)				
占用物件の種類	区 分	単 位	占用料	
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本1年につき	1,100	
	第2種電柱	1本1年につき	1,700	
	第3種電柱	1本1年につき	2,300	
	第1種電話柱	1本1年につき	970	
	第2種電話柱	1本1年につき	1,600	
	第3種電話柱	1本1年につき	2,200	
	その他の柱類	1本1年につき	75	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1m1年につき	10	
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1m1年につき	5	
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	730	
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡1年につき	500	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,500	
	郵便差出箱	1個1年につき	630	
	広告塔	表示面積1㎡1年につき	1,400	
	その他のもの	占用面積1㎡1年につき	1,500	
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.1m未満のもの	長さ1m1年につき	50	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1m1年につき	75	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	長さ1m1年につき	100	
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	長さ1m1年につき	200	
	外径が0.4m以上1m未満のもの	長さ1m1年につき	500	
	外径が1m以上のもの	長さ1m1年につき	1,000	
鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設	占用面積1㎡1年につき	1,500		
地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	A×0.003	
		階数が2のもの		
		階数が3以上のもの		
	上空に設ける通路	地下に設ける通路	その他のもの	910
				460
				1,500
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡1日につき	14	
	その他のもの	占用面積1㎡1月につき	140	
看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡1月につき	140
		その他のもの	表示面積1㎡1年につき	1,400
	標識	1本1年につき	1,200	
		旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本1日につき
	幕(工事用施設であるものを除く。)	その他のもの	1本1月につき	140
		祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡1日につき	14
	アーチ	その他のもの	その面積1㎡1月につき	140
		車道を横断するもの	1基1月につき	1,400
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料	占用面積1㎡1月につき	140		
防火地域内の建築物を除去して、耐火建築物を建築する場合において必要となる仮設店舗その他の仮設建築物	占用面積1㎡1月につき	150		

道路、公共用物の管理に関する条例 (平和町) (単位:円)			
占・使用物件の種類	単 位	占・使用料	
電柱		850	
電話柱(電柱であるものを除く)		310	
街灯(電柱又は電話柱であるものを除く。)	1本1年につき	260	
その他の柱類		560	
変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	790	
郵便差出箱		310	
広告塔	表面積1㎡1年につき	1,120	
送電塔	占用積1㎡1年につき	630	
その他のもの	線類	長さ1m1年につき	63
	線類以外のもの	占用積1㎡1年につき	790
ガス管水道管配水管その他これらに類するもの	外径が0.2m未満のもの	長さ1m1年につき	63
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの		120
	外径が0.4m以上1.0m未満のもの		310
	外径が1.0m以上のもの		630
軌条類		630	
歩廊、日履及び橋梁類	占用積1㎡1年につき	790	
上空又は地下に設ける道路(階数関係なし)		560	
看板(アーチであるものを除く)	一時的なもの	表面積1㎡1年につき	110
	その他のもの	表面積1㎡1年につき	1,120
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	1,120
	その他のもの		560
標識類	1本1年につき	630	
工事用足場、建築用板囲、詰所、その他工事用材料置場	占用積1㎡1年につき	110	
仮設建築物		79	

[ 事務事業の細目の調整（文部会関係） ]

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
学校 ・校数  ・通学区域	小学校 14校 中学校 7校 転入学通知書 市民課  各学校区において規定されている範囲 稲沢東小学校 稲沢西小学校 清水小学校 片原一色小学校 国分小学校 千代田小学校 坂田小学校 大里西小学校 大里東小学校 下津小学校 大塚小学校 稲沢北小学校 高御堂小学校 小正小学校  稲沢中学校 明治中学校 千代田中学校 大里中学校 治郎丸中学校 稲沢西中学校 大里東中学校	小学校 6校 中学校 1校 児童生徒入学通知書 ・・教育課  各学校区において規定されている範囲 祖父江小学校 山崎小学校 領内小学校 丸甲小学校 牧川小学校 長岡小学校  祖父江中学校	小学校 3校 中学校 1校 入学通知書 教育課  各学校区において規定されている範囲 法立小学校 六輪小学校 三宅小学校  平和中学校	学校の通学区域については、現行のとおりとする。	変更なし  現行どおり	転入学通知書の発行については、市民課及び支所、市民福祉課にて発行する。
集団宿泊活動	セミナーハウス活動（市内） 対象 中学1年生 場所 セミナーハウス（稲沢） 1泊2日	キャンプ 対象 中学2年生 場所 国立信州高速少年自然の家 2泊3日 補助 参加補助 1人1,000円	自然教室推進事業 対象 中学1年生 場所 国立若狭湾少年自然の家 2泊3日	稲沢市の制度に統一する。	稲沢市セミナーハウスを使用し、中学1年生対象に活動を行う。	
野外教育活動	野外教育活動 対象 小学5年生 場所 愛知県野外教育センター他 2泊3日	自然教室推進事業 対象 小学5年生 場所 愛知県旭高原少年自然の家 2泊3日 経費 町負担	野外教育活動 対象 小学5年生 場所 愛知県野外教育センター 2泊3日	新市において、野外教育活動を実施する。 実施方法については、各学校に委ね、参加費については個人負担とする	各小学校運営方針により、実施する。 対象 小学5年生	
英語指導助手派遣業務	中学校（7校） 民間派遣委託 4名 臨時職員 1名  小学校（14校） 不定期に訪問 中学校の指導助手	中学校（1校） 民間派遣委託 1名  小学校（6校） 不定期に訪問 中学校の指導助手	中学校（1校） 民間派遣委託 1名  小学校（3校） 民間派遣委託 1名	平成17年度から事業を統一する。 新市において、中学校1校につき1名配置する。小学校（23校）に全5名を配置する。	中学校1校につき1名配置する。 小学校（23校）に全5名を配置する。	

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
中学生海外派遣事業	未実施	オーストラリアマンリー市 期間 9日間 対象 中学3年生10名 補助 生徒 限度額38万円/人 引率教諭 全額補助	オーストラリアメルボルン市 期間 12日間 対象 中学3年生10名 補助 生徒 1/2補助 限度額20万円 引率教諭 全額補助	新市において事業を再編の上実施する。 応募者(中学3年生)の中から1校あたり4名を選抜 引率教諭3名 補助額は2分の1 限度額20万円 引率教諭は全額補助 期間は10日間 派遣先は新市において検討する。(支度料無)	応募者(中学3年生)の中から1校あたり4名を選抜 補助額 1/2、限度額20万円 期間は10日間 派遣先 カナダ(予定) 引率教諭 3名	
幼稚園給食費補助		補助額 1ヶ月 992円上限 対象 町内幼稚園児 町外幼稚園就園児(祖父江町在住)		平成17年度から廃止する。	平成17年度から廃止する。	
私立高校授業料補助	市民税非課税又は均等割のみの世帯 年額 10,000円 上記以外の世帯 年額 6,000円	補助額 年額 10,000円 所得制限なし	補助額 年額 10,000円 所得制限なし	平成17年度から稲沢市の制度に統一する。	市民税非課税又は均等割のみの世帯 年額 10,000円 上記以外の世帯 年額 6,000円	学校教育課
学校給食 ・実施方法  ・給食費	単独調理方式  小学校 230円/食 中学校 260円/食	共同調理場方式  小学校 217円/食 中学校 253円/食	共同調理場方式  小学校 215円/食 中学校 245円/食	学校給食の実施方法については、当面現行のとおりとする。  共同調理場については、給食費及び献立を合併時に統一する。	変更なし  単独校については変更なし。 共同調理場については 小学校 215円/食 中学校 250円/食 とする。	
情報教育用設備	小学校(14校) コンピューター 既購入分 1,130台  配置 パソコン教室 児童用 40台 教師用 1台 普通教室 2台 図書室 5台 校長室 1台 職員室 3~7台 保健室 1台  中学校(7校) コンピューター リース 287台 配置 パソコン教室 生徒用 40台 教師用 1台 普通教室 2台 図書室 5台 校長室 1台 職員室 6~8台 保健室 1台	小学校(6校) コンピューター  リース 246台 配置 パソコン教室 児童用 40台 教師用 1台  中学校(1校) コンピューター リース 41台 配置 パソコン教室 生徒用 40台 教師用 1台	小学校(3校) コンピューター  リース 65台 配置 パソコン教室 児童用 20台 教師用 1台 特殊 1台(2校)  中学校(1校) コンピューター リース 41台 配置 パソコン教室 生徒用 40台 教師用 1台	新市において稲沢市と同等の整備水準となるよう調整する。	平成17年度から随時、稲沢市の方式において整備していく。	
社会教育団体	稲沢市文化協会  稲沢市音楽協会	祖父江町文化協会  該当団体なし	平和町文化協会  該当団体なし	稲沢市の団体へ平成17年度から統合する。  現行のとおり継続するものとす	稲沢市文化協会  稲沢市音楽協会	祖父江町・平和町の文化協会の加入クラブに、稲沢市文化協会・美術協会・音楽協会への加入を勧める。

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	稲沢市美術協会	該当団体なし	該当団体なし	る。 現行のとおり継続するものとする。	稲沢市美術協会	
	稲沢市連合婦人会	祖父江町地域婦人グループ	該当団体なし	稲沢市の団体へ平成17年度から統合する。	稲沢市連合婦人会	
	稲沢市PTA連絡協議会	祖父江町連合PTA	平和町連合PTA	稲沢市の団体へ平成17年度から統合する。	稲沢市PTA連絡協議会	
	稲沢スカウト協議会	ボーイスカウト祖父江第1団	ボーイスカウト平和第1団	平成17年度から、祖父江町・平和町の補助制度は廃止する。	稲沢スカウト協議会	
	いなざわ子どもセンター	中島郡子どもセンター協議会	中島郡子どもセンター協議会	稲沢市の団体へ平成17年度から統合する。	いなざわ子どもセンター	
スポーツ団体	稲沢市体育協会	祖父江町体育協会	平和町体育協会	稲沢市の団体へ統合する。 祖父江町・平和町の協会所属の種目ごとで、体育協会またはスポーツレクリエーション協会への加入をすすめる。	稲沢市体育協会	祖父江町・平和町の体育協会の加入クラブに、稲沢市の体育協会、レク協会への加入を勧める。
	稲沢市スポーツレクリエーション協会	該当団体なし	該当団体なし	現行の通りとする。 祖父江町・平和町の関係団体については統合する。	稲沢市スポーツレクリエーション協会	
	稲沢市スポーツ少年団本部	祖父江町スポーツ少年団 別に少年少女スポーツ団体育成補助金団体あり。	平和町スポーツ少年団	稲沢市の団体へ統合する。	稲沢市スポーツ少年団本部	祖父江町は、少年少女スポーツ団に、スポーツ少年団への加入を勧める。
社会教育施設	市民会館 開館時間 午前9時～午後9時30分 12月28日は、 午前9時～午後5時 休館日 毎月第4月曜日 奇数月第2月曜日 12月29日～1月3日 管理 公共施設管理協会に委託	該当なし	該当なし	現行のとおり継続し、運営するものとする。	現行のとおり実施	市民会館
社会教育施設	勤労福祉会館 開館時間 午前9時～午後9時 12月28日は、 午前9時～午後5時 休館日 12月29日～1月3日 管理 公共施設管理協会に委託	該当なし	該当なし	現行のとおり継続し、運営するものとする。	現行のとおり実施	勤労福祉会館
	働く婦人の家 開館時間 午前9時～午後9時 日曜日及び12月28日は、 午前9時～午後5時 休館日 月曜日、第2日曜日 12月29日～1月3日	該当なし	該当なし	現行のとおり継続し、運営するものとする。	現行の通り実施	働く婦人の家

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	荻須記念美術館 開館時間 午前9時30分～午後5時 休館日 月曜日・祝日の翌日 12月29日～1月3日 はだか祭の日 観覧料 個人 団体 一般 310 (240)円 高大学生 210 (160)円 小中校生 50 (40)円 (市内の小中学生・身障者無料)	該当なし	該当なし	現行のとおり継続し、運営するものとする。	現行の通り実施	荻須記念美術館
	稲沢市立図書館 開館時間 1～4月、11～12月 午前10時～午後6時 5～6月、9～10月 午前9時30分～午後6時 7月～8月 午前9時～午後6時 休館日 ・月曜日(祝日の場合は翌日も休館) ・祝日(土・日のときを除く) ・館内整理日(10日以内) ・年末年始(12月29日～1月3日) ・はだか祭の日 ・特別整理期間(年10日以内)  貸出 1人10点まで (図書・雑誌)  貸出期間 2週間以内	祖父江町中央図書館 開館時間 午前10時～午後7時  休館日 ・月曜日 ・休日の翌日 ・館内整理日 ・年末年始 (12月28日～1月4日) ・特別整理期間(年15日間以内)  貸出 1人5点まで (図書・雑誌・AV資料の計5点、 その内ビデオまたはDVDは1人1 点まで)  貸出期間 15日以内	平和町立図書館 開館時間 午前9時～午後5時  休館日 ・毎週月曜日 ・年末年始 (12月29日～1月3日) ・月末(土日除く) ・特別整理期間(年8日間以内)  貸出 1人8点まで (図書・雑誌、うち、CDは1人1点)  貸出期間 2週間以内	新市においても事業を継続する。 ただし平成17年度から開館時間及び休館日の統一をする。開館日は、稲沢市の制度に統一し、開館時間を、午前10時から午後7時までとする。	稲沢市立稲沢図書館 稲沢市立祖父江の森図書館 稲沢市立平和町図書館  開館時間 午前10時～午後7時  休館日 ・月曜日(祝日の場合は翌日) ・休日の翌日 (土日の場合は除く) ・12月29日～1月3日 ・館内整理日(第1金曜日) ・特別整理期間(各館ごと、15日以内) 稲沢図書館のみ「はだか祭」 の日は休館  貸出 1人 合計10点以内 (図書・雑誌等の10冊以内とし、 その内のAV資料は、カセットま たはCDの1点とビデオまたは DVDの1点の計2点までとす る。)  貸出期間 2週間以内	県立図書館資料配本希望 については、合併後も各館 において受付を行う。

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等																																																																																																							
社会教育施設	<p>稲沢市勤労青少年ホーム 開館時間 午前9時～午後9時 日曜日及び12月28日は、 午前9時～午後5時 休館日 12月29日～1月3日 受付 利用希望日前30日以内～ 7日前 料金表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">金 額(円)</th> </tr> <tr> <th>9時-12時</th> <th>13時-17時</th> <th>17時30分-21時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>音楽室</td> <td>230</td> <td>310</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>専 用 料 理 室</td> <td>390</td> <td>420</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>講 習 室</td> <td>280</td> <td>420</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>利 用 集 会 室</td> <td>130</td> <td>210</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>和 室</td> <td>230</td> <td>340</td> <td>340</td> </tr> <tr> <td>茶 室</td> <td>310</td> <td>420</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>個人利用 大人(高校生以上)</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>小人(中学生以下)</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>市内在住勤務の30歳未満 勤労者の利用は無料</p>	区 分	金 額(円)			9時-12時	13時-17時	17時30分-21時	音楽室	230	310	310	専 用 料 理 室	390	420	420	講 習 室	280	420	420	利 用 集 会 室	130	210	210	和 室	230	340	340	茶 室	310	420	420	個人利用 大人(高校生以上)	100	150	150	小人(中学生以下)	50	50	50	<p>祖父江町立勤労青少年ホーム 開館時間 平日 午後1時～午後9時 日曜 午前9時～午後5時 休館日 月曜日・祝日、 12月28日～1月4日 受付 利用希望月を含む3ヶ月前から7 日前まで 利用使用料は無料</p>	該当なし	<p>現行のとおり継続し、運営するものとする。 ただし、祖父江町勤労青少年ホームについては、管理運営を見直し、勤労者の利用を除き、一般利用の使用料を定め、合併時から使用料を徴収する。</p>	<p>名称 稲沢市立稲沢勤労青少年ホーム 稲沢市立祖父江町勤労青少年ホーム 開館時間 午前9時～午後9時 但し、日曜日及び12月28日は 午前9時～午後5時 休館日12月29日～1月3日 稲沢勤労青少年ホームについては料金の変更無し。 祖父江町勤労青少年ホームについては以下の通り新たに設定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">金 額(円)</th> </tr> <tr> <th>9時-12時</th> <th>13時-17時</th> <th>17時30分-21時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">専 用 利 用</td> <td>洋裁室</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>華道室</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>和裁・茶事室</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>集会議室</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>娯楽室</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人利用</td> <td>大人(高校生以上)</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>小人(中学生以下)</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>市内在住勤務の30歳未満勤労青少年の利用は無料</p>	区 分	金 額(円)			9時-12時	13時-17時	17時30分-21時	専 用 利 用	洋裁室	300	400	400	料理実習室	300	400	400	華道室	200	300	300	和裁・茶事室	300	400	400	集会議室	300	400	400	娯楽室	200	300	300	個人利用	大人(高校生以上)	100	150	150	小人(中学生以下)	50	50	50	各勤労青少年ホームにて受付 利用希望日の30日以内～7日前まで  稲沢市公民館使用料 減免要綱の規定に準じ、活動団体として認定された団体は、1カ月に2回、使用料を減免(祖父江町勤労青少年ホーム)																							
区 分	金 額(円)																																																																																																												
	9時-12時	13時-17時	17時30分-21時																																																																																																										
音楽室	230	310	310																																																																																																										
専 用 料 理 室	390	420	420																																																																																																										
講 習 室	280	420	420																																																																																																										
利 用 集 会 室	130	210	210																																																																																																										
和 室	230	340	340																																																																																																										
茶 室	310	420	420																																																																																																										
個人利用 大人(高校生以上)	100	150	150																																																																																																										
小人(中学生以下)	50	50	50																																																																																																										
区 分	金 額(円)																																																																																																												
	9時-12時	13時-17時	17時30分-21時																																																																																																										
専 用 利 用	洋裁室	300	400	400																																																																																																									
	料理実習室	300	400	400																																																																																																									
	華道室	200	300	300																																																																																																									
	和裁・茶事室	300	400	400																																																																																																									
	集会議室	300	400	400																																																																																																									
	娯楽室	200	300	300																																																																																																									
個人利用	大人(高校生以上)	100	150	150																																																																																																									
	小人(中学生以下)	50	50	50																																																																																																									
該当なし	<p>祖父江町郷土資料館 開館時間 午前9時～午後4時30分 休館日 月曜日、祝日、 12月28日～1月4日 希望により開館する。(無料) 特別展 年1回</p>	該当なし	<p>現行のとおり継続し、運営するものとする。</p>	<p>稲沢市立祖父江町郷土資料館 開館時間 午前9時～午後4時30分 休館日 毎月第4月曜日 12月29日～1月3日 希望により開館する</p>	郷土資料館又は 祖父江町勤労青少年ホーム																																																																																																								
該当なし	該当なし	<p>平和町農村環境改善センター 開館時間 午前9時～午後9時 休館日 祝日 12月29日～1月3日 受付 利用希望月の2ヶ月前から 3日前迄 料金表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th>自午前9時- 至正午</th> <th>自午後1時- 至午後5時</th> <th>自午前9時- 至午後5時</th> <th>自午後6時- 至午後9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>520</td> <td>720</td> <td>1240</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td>生活研修室</td> <td>310</td> <td>410</td> <td>720</td> <td>410</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>210</td> <td>310</td> <td>520</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1550</td> <td>2060</td> <td>3610</td> <td>2060</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>620</td> <td>820</td> <td>1440</td> <td>820</td> </tr> <tr> <td>研修室(大)</td> <td>410</td> <td>520</td> <td>930</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>研修室(小)</td> <td>210</td> <td>310</td> <td>520</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>農事研修室</td> <td>410</td> <td>520</td> <td>930</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>保健室(相談室)</td> <td>210</td> <td>310</td> <td>520</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>310</td> <td>410</td> <td>720</td> <td>410</td> </tr> </tbody> </table> <p>減免・優先利用 町事業、及び補助団体の利用は 全額減免(無料)並びに優先予約 を実施している。 利用のない、夜間・土日は閉館</p>	区 分	使用料				自午前9時- 至正午	自午後1時- 至午後5時	自午前9時- 至午後5時	自午後6時- 至午後9時		円	円	円	円	料理実習室	520	720	1240	720	生活研修室	310	410	720	410	和室	210	310	520	310	多目的ホール	1550	2060	3610	2060	研修室	620	820	1440	820	研修室(大)	410	520	930	520	研修室(小)	210	310	520	310	農事研修室	410	520	930	520	保健室(相談室)	210	310	520	310	図書室	310	410	720	410	<p>合併時まで管理運営方法を調整し、減免制度は、稲沢市の制度とする。</p>	<p>稲沢市立平和町農村環境改善センター 開館時間 午前9時～午後9時 但し、日曜日及び12月28日は 午前9時～午後5時 休館日 12月29日～1月3日 第4月曜日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">金 額</th> </tr> <tr> <th>9時-12時</th> <th>13時-17時</th> <th>18時-21時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">専 用 利 用</td> <td>料理実習室</td> <td>500</td> <td>700</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>生活研修室</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>農事研修室</td> <td>400</td> <td>500</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>保健室</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>800</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額			9時-12時	13時-17時	18時-21時	専 用 利 用	料理実習室	500	700	700	生活研修室	300	400	400	和室	200	300	300	多目的ホール	1,500	2,000	2,000	研修室	600	800	800	農事研修室	400	500	500	保健室	300	400	400	図書室	600	800	800	<p>利用希望月の3ヶ月前の1日から (1ヶ月単位) 稲沢市公民館使用料 減免要綱の規定に準じ、活動団体として認定された団体は、1カ月に2回、使用料を減免</p>
区 分	使用料																																																																																																												
	自午前9時- 至正午	自午後1時- 至午後5時	自午前9時- 至午後5時	自午後6時- 至午後9時																																																																																																									
	円	円	円	円																																																																																																									
料理実習室	520	720	1240	720																																																																																																									
生活研修室	310	410	720	410																																																																																																									
和室	210	310	520	310																																																																																																									
多目的ホール	1550	2060	3610	2060																																																																																																									
研修室	620	820	1440	820																																																																																																									
研修室(大)	410	520	930	520																																																																																																									
研修室(小)	210	310	520	310																																																																																																									
農事研修室	410	520	930	520																																																																																																									
保健室(相談室)	210	310	520	310																																																																																																									
図書室	310	410	720	410																																																																																																									
区 分	金 額																																																																																																												
	9時-12時	13時-17時	18時-21時																																																																																																										
専 用 利 用	料理実習室	500	700	700																																																																																																									
	生活研修室	300	400	400																																																																																																									
	和室	200	300	300																																																																																																									
	多目的ホール	1,500	2,000	2,000																																																																																																									
	研修室	600	800	800																																																																																																									
	農事研修室	400	500	500																																																																																																									
	保健室	300	400	400																																																																																																									
図書室	600	800	800																																																																																																										



行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等																																																																																														
スポーツ施設 体育館	<p>稲沢市総合体育館 アリーナ 武道場 トレーニングサウナ室 開館時間 午前9時～午後9時 12月28日は、 午前9時～午後5時 休館日 12月29日～1月3日 受付 利用申請手続:利用しようとする日前6ヶ月以内～7日前まで 料金表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>電気代</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館 (メインアリーナ)</td> <td>平日 全面 4,910 1/2 2,640 1/3 1,760</td> <td>平日 全面 6,550 1/2 3,270 1/3 2,350</td> <td>平日 全面 10,580 1/2 5,730 1/3 3,820</td> <td>昼間のみ 1時間 全面 1,200 半面 800 1/3 400</td> </tr> <tr> <td>武道室兼卓球室</td> <td>平日 940</td> <td>平日 1,470</td> <td>平日 2,410</td> <td></td> </tr> <tr> <td>練習室</td> <td>平日 940</td> <td>平日 1,470</td> <td>平日 2,410</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トレーニングサウナ室</td> <td>13時～20時 1回 回数券(6枚綴) 2,100円</td> <td>420円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>体育館個人利用</td> <td>大人 150円 小人 50円</td> <td>大人 210円 小人 50円</td> <td>大人 310円 小人 100円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>管理 公共施設管理公社 減免 市、その他市の執行機関が利用 市内小中学校が連合して利用 市内体育協会が主催する競技大会 市その他市の執行機関が後援して使用するとき 1/2 減免</p>		午前	午後	夜間	電気代	体育館 (メインアリーナ)	平日 全面 4,910 1/2 2,640 1/3 1,760	平日 全面 6,550 1/2 3,270 1/3 2,350	平日 全面 10,580 1/2 5,730 1/3 3,820	昼間のみ 1時間 全面 1,200 半面 800 1/3 400	武道室兼卓球室	平日 940	平日 1,470	平日 2,410		練習室	平日 940	平日 1,470	平日 2,410		トレーニングサウナ室	13時～20時 1回 回数券(6枚綴) 2,100円	420円			体育館個人利用	大人 150円 小人 50円	大人 210円 小人 50円	大人 310円 小人 100円		<p>祖父江町総合体育館 体育館(バレーボール等2面) 柔剣道場(柔道1面、剣道1面) トレーニングルーム 開館時間 午前9時～午後9時 休館日 月曜日(月曜日が祝日の場合は、翌日) 12月28日～1月4日 受付 利用申請手続:利用しようとする日の90日前から1日前 料金表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>電気代</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館 (メインアリーナ)</td> <td>2,400円 (半面1,200円) (入場料徴収4,800円)</td> <td>3,200円 (半面1,600円) (入場料徴収6,400円)</td> <td>6,000円 (半面3,000円) (入場料徴収12,000円)</td> <td>昼間のみ 1時間 1,000円</td> </tr> <tr> <td>柔道場</td> <td>500円</td> <td>800円</td> <td>1,500円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>剣道場</td> <td>500円</td> <td>800円</td> <td>1,500円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>700円</td> <td>1,000円</td> <td>1,700円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>トレーニングルーム</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>1,000円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>トレーニング場</td> <td colspan="3">1回100円 (中学生以下は利用不可)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>体育館個人利用</td> <td>大人 150円 小人 50円</td> <td>大人 200円 小人 50円</td> <td>大人 300円 小人 100円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>減免・祖父江町体育協会に登録している団体が利用するとき</p>		午前	午後	夜間	電気代	体育館 (メインアリーナ)	2,400円 (半面1,200円) (入場料徴収4,800円)	3,200円 (半面1,600円) (入場料徴収6,400円)	6,000円 (半面3,000円) (入場料徴収12,000円)	昼間のみ 1時間 1,000円	柔道場	500円	800円	1,500円	-	剣道場	500円	800円	1,500円	-	研修室	700円	1,000円	1,700円	-	トレーニングルーム	500円	700円	1,000円	-	トレーニング場	1回100円 (中学生以下は利用不可)			-	体育館個人利用	大人 150円 小人 50円	大人 200円 小人 50円	大人 300円 小人 100円		<p>平和町総合体育館 体育室(バレーボール等2面) 小体育室(卓球ほか) 武道室(柔道1面、剣道1面) 開館時間 午前9時～午後9時 休館日 月曜日 12月29日～1月3日 受付 利用希望月の前月1日前 料金表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>電気代</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館 (メインアリーナ)</td> <td>1,500円 (半面750円)</td> <td>2,000円 (半面1,000円)</td> <td>3,600円 (半面1,800円)</td> <td>昼間のみ 1時間 700円 (1時間260円)</td> </tr> <tr> <td>武道室</td> <td>600円</td> <td>800円</td> <td>1,200円</td> <td>昼間のみ 1時間 200円</td> </tr> <tr> <td>小体育室</td> <td>450円 卓球台 1台150円</td> <td>600円 卓球台 1台200円</td> <td>1,050円 卓球台 1台300円</td> <td>昼間のみ 1時間 200円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>町外は2倍の額を徴収 減免・平和町体育協会、スポーツ少年団等の「補助団体」が利用するとき(大人1/2、小中学生2/3)</p>		午前	午後	夜間	電気代	体育館 (メインアリーナ)	1,500円 (半面750円)	2,000円 (半面1,000円)	3,600円 (半面1,800円)	昼間のみ 1時間 700円 (1時間260円)	武道室	600円	800円	1,200円	昼間のみ 1時間 200円	小体育室	450円 卓球台 1台150円	600円 卓球台 1台200円	1,050円 卓球台 1台300円	昼間のみ 1時間 200円	会議室	無料	無料	無料	-	<p>現行どおりで実施し、管理運営方法は、調整する。優先予約、減免制度は、稲沢市の制度とする。 稲沢市総合体育館 稲沢市祖父江町体育館 稲沢市平和町体育館 稲沢市総合体育館変更なし 祖父江町・平和町体育館 開館時間 午前9時～午後9時 休館日 月曜日(月曜日が祝日の場合は、翌日) 12月29日～1月3日 料金 変更なし(但し3年後に見直し) 但し、平和町体育館の会議室の使用料を午前・午後・夜間、各300円を設定 減免 市、その他市の執行機関が利用 市内小中学校が連合して利用 市内体育協会が主催する競技大会 市その他市の執行機関が後援して使用するとき 1/2 減免</p>	<p>利用を希望する体育館へ申し込む。 稲沢市総合体育館 受付期間 利用しようとする日前6ヶ月以内～7日前 祖父江町・平和町体育館 受付 抽選会/3ヶ月毎(第3水曜日) 翌日から一般受付</p>
	午前	午後	夜間	電気代																																																																																																
体育館 (メインアリーナ)	平日 全面 4,910 1/2 2,640 1/3 1,760	平日 全面 6,550 1/2 3,270 1/3 2,350	平日 全面 10,580 1/2 5,730 1/3 3,820	昼間のみ 1時間 全面 1,200 半面 800 1/3 400																																																																																																
武道室兼卓球室	平日 940	平日 1,470	平日 2,410																																																																																																	
練習室	平日 940	平日 1,470	平日 2,410																																																																																																	
トレーニングサウナ室	13時～20時 1回 回数券(6枚綴) 2,100円	420円																																																																																																		
体育館個人利用	大人 150円 小人 50円	大人 210円 小人 50円	大人 310円 小人 100円																																																																																																	
	午前	午後	夜間	電気代																																																																																																
体育館 (メインアリーナ)	2,400円 (半面1,200円) (入場料徴収4,800円)	3,200円 (半面1,600円) (入場料徴収6,400円)	6,000円 (半面3,000円) (入場料徴収12,000円)	昼間のみ 1時間 1,000円																																																																																																
柔道場	500円	800円	1,500円	-																																																																																																
剣道場	500円	800円	1,500円	-																																																																																																
研修室	700円	1,000円	1,700円	-																																																																																																
トレーニングルーム	500円	700円	1,000円	-																																																																																																
トレーニング場	1回100円 (中学生以下は利用不可)			-																																																																																																
体育館個人利用	大人 150円 小人 50円	大人 200円 小人 50円	大人 300円 小人 100円																																																																																																	
	午前	午後	夜間	電気代																																																																																																
体育館 (メインアリーナ)	1,500円 (半面750円)	2,000円 (半面1,000円)	3,600円 (半面1,800円)	昼間のみ 1時間 700円 (1時間260円)																																																																																																
武道室	600円	800円	1,200円	昼間のみ 1時間 200円																																																																																																
小体育室	450円 卓球台 1台150円	600円 卓球台 1台200円	1,050円 卓球台 1台300円	昼間のみ 1時間 200円																																																																																																
会議室	無料	無料	無料	-																																																																																																
・テニスコート	<p>市民テニスコート 施設 5面 クレーコート 開場時間 午前8時～午後5時 休館日 12月29日～1月3日 抽選会 3ヶ月毎(第3水曜日) 使用料 1面2時間 210円 奥田公園テニスコート 施設 8面ハードコート 開場時間 4月～10月(午前8時～午後9時まで) 11月～3月(午前8時～午後5時まで) 休館日 12月29日～1月3日 受付 毎月/第3水曜日の翌日 4人以上の葉書登録団体は葉書による抽選(毎月10日) 管理 都市計画課 使用料 昼間 1面2時間 420円 夜間 1面2時間 1,260円 (夜間は4/1～10/31) 施設受付業務 スポーツ課</p>	<p>テニスコート(祖父江の森内) 施設 オムニコート4面 開場時間 午前9時～午後9時 休場日 月曜日(月曜日が祝日の場合は、翌日) 祝日の翌日 12月28日～1月4日 受付 利用希望日の30日前から当日 使用料 1面2時間 400円 照明使用料 1面1時間 400円 減免・教育委員会、体育協会が使用の場合全額。中学生以下、高齢者、心身障害者の方は1/2</p>	<p>テニスコート(六輪グランド) 施設 ハードコート2面(全天候型)開場時間 午前6時～午後6時 休館日 毎週月曜日 12月29日～1月3日 受付 利用希望日の30日前 使用料 1面2時間 200円 減免・町民で組織されたグループ・団体が利用するとき(全額)</p>	<p>現行どおりで実施し、管理運営方法は、調整する。減免制度は、稲沢市の制度とする。 奥田公園テニスコート 現行のとおり継続し、運営するものとする。</p>	<p>稲沢市民テニスコート・奥田公園テニスコートは変更なし。 祖父江の森テニスコート 開場時間 午前9時～午後9時 3年後に見直し予定。 休場日 月曜日(月曜日が祝日の場合は、翌日) 12月29日～1月3日 使用料 変更なし 六輪テニスコート 開場時間午前8時～午後5時 休館日 月曜日(月曜日が祝日の場合は、翌日) 12月29日～1月3日 使用料 変更なし 減免(祖父江・六輪とも) 市、その他市の執行機関が利用 市内小中学校が連合して利用 市内体育協会が主催する競技大会 市体育協会及びその他市の執行機関が認定するスポーツ団体の加盟団体が主催する競技大会・1/2 減免</p>	<p>祖父江の森テニスコート 受付場所 祖父江の森温水プール 受付 毎月第3水曜日の翌日(1ヶ月毎) 六輪テニスコート 受付場所 平和町体育館 受付 毎月第3水曜日の翌日(1ヶ月毎)</p>																																																																																														
・グラウンド	<p>稲沢市陸上競技場 開場時間 午前8時～午後5時 休場日 12月29日～1月3日</p>	<p>多目的運動場 開場時間 午前9時～午後9時 休場日 月曜日(月曜日が祝日の場合は、翌日)</p>	<p>須ヶ谷グラウンド 開場時間 日の出～日没 休場日 月曜日(月曜日が祝日の場合は、翌日)</p>	<p>稲沢 現行のとおり継続し、運営するものとする。</p>	<p>稲沢グラウンド・変更なし 祖父江の森多目的運動場</p>	<p>稲沢・変更なし 祖父江の森多目的運動場</p>																																																																																														

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	<p>抽選会 3ヶ月毎(第3水曜日) 翌日から一般受付</p> <p>使用料 個人利用 大人 100円 小中 50円 専用利用 2時間 1,470円</p> <p>稲沢市民球場 開場時間 4月~10月 午前8時~午後9時 11月~3月 午前8時~午後5時 休場日 12月29日~1月3日 抽選会 3ヶ月毎(第3水曜日) 翌日から一般受付使 用料 昼間 2時間 1,470円 夜間 2時間 9,870円 ナイト-期間 4月1日~10月31日</p> <p>稲沢市福島野球場 開場時間 4月~10月 午前8時~午後9時 11月~3月 午前8時~午後5時 休場日 12月29日~1月3日 抽選会 3ヶ月毎(第3水曜日) 翌日から一般受付 使用料 昼間 2時間 730円 夜間 2時間 7,030円 ナイト-期間 4月1日~10月31日</p> <p>稲沢市西島運動広場 開場時間 午前8時~午後6時 休場日 12月29日~1月3日 抽選会 3ヶ月毎(第3水曜日) 翌日から一般受付 使用料 無料</p> <p>1号遊水地運動広場 開場時間 午前8時~午後6時 休場日 12月29日~1月3日 抽選会 3ヶ月毎(第3水曜日) 翌日から一般受付 使用料 無料 県施設(受付 スポーツ課)</p> <p>浄化センター運動広場 開場時間 4月~10月 午前8時~午後9時 11月~3月 午前8時~午後6時 ナイト-は午後7時~午後9時 休場日 12月29日~1月3日 抽選会 3ヶ月毎(第3水曜日) 翌日から一般受付使 用料 昼間 無料 ナイト-(2H)4,200円 県施設(受付 スポーツ課)</p>	<p>場合は、翌日) 祝日の翌日 12月28日~1月4日</p> <p>受付 利用希望日の90日前~10 日前</p> <p>使用料 運動場 1時間 700円 照明 1時間 2,000円 会議室 1時間 300円 減免・教育委員会、体育協会が 使用の場合全額。中学生以下、高齢 者、心身障害者の方は1/2</p>	<p>場合は、翌日) 12月29日~1月3日</p> <p>受付 毎月第3水曜日の翌日(前 月)</p> <p>使用料 午前500円 午後500円 減免・町民で組織されたグルー プ・団体が利用するとき(全額)</p> <p>六輪グラウンド 開場時間 日の出~日没 休場日 月曜日(月曜日が祝日の 場合は、翌日) 12月29日~1月3日</p> <p>受付 毎月第3水曜日の翌日(前 月)</p> <p>使用料 午前500円 午後500円 減免・町民で組織されたグルー プ・団体が利用するとき(全額)</p>	<p>祖父江・平和 合併時までに管理運営方法を調 整し、減免制度は、稲沢市の制度 とする。</p>	<p>開場時間 午前9時~午後9時 3年後に見直し予定。</p> <p>休場日 月曜日(月曜日が祝日の 場合は、翌日) 祝日の翌日 12月29日~1月3日</p> <p>抽選会 3ヶ月毎(第3水曜日) 翌日から一般受付</p> <p>使用料 変更なし</p> <p>減免 市、その他市の執行機関が利用 市内小中学校が連合して利用 市内体育協会が主催する競技大会 市体育協会及びその他市の執行 機関が認定するスポーツ団体の加盟 団体が主催する競技大会・1/2</p> <p>須ヶ谷・六輪グラウンド 開場時間 午前8時~午後5時 休場日 変更なし 抽選会 3ヶ月毎(第3水曜日) 翌日から一般受付 使用料 変更なし 減免 市、その他市の執行機関が利用 市内小中学校が連合して利用 市内体育協会が主催する競技大会 市体育協会及びその他市の執行機 関が認定するスポーツ団体の加盟団 体が主催する競技大会・1/2 減免</p>	<p>受付場所 祖父江の森温水プール 受 付 抽選会/3ヶ月毎 (第3水曜日) 翌日から一般受付</p> <p>須ヶ谷・六輪グラウンド 受付場所 平和町体育館 受 付 抽選会/3ヶ月毎 (第3水曜日) 翌日から一般受付</p>
・グラウンド	<p>都市公園運動広場 開場時間 午前8時~午後6時 休場日 12月29日~1月3日</p>	<p>国営木曽三川公園ワイルドネイチャープラザ 祖父江ワイルドネイチャー緑地 野球場2面</p>		<p>現行のとおり継続し、運営するも のとする。</p>	<p>現行のとおり実施</p>	<p>運動広場 受付 スポーツ課 ワイルドネイチャー緑地</p>

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	抽選会 3ヶ月毎(第3水曜日の翌日) 翌日から一般受付 使用料 無料 4公園及び込野農村広場 利用 登録団体のみ利用 主管課 都市計画課 受付業務 スポーツ課	ソフトボール場3面 休場日 12月29日～1月3日 受付 利用する日の90日前から 1日前 使用料 無料 主管課 都市整備課 受付業務 生涯学習課				受付場所 祖父江町体育館 受付 抽選会/3ヶ月毎 (第3水曜日) 翌日から一般受付
・ プール	市営プール ・井之口プール ・治郎丸プール ・明治プール ・千代田プール 開場期間 7月1日～8月31日 開場時間 午前9時～午後5時 但し、7月1日～19日迄の 月～金は午後1時～5時 入場料 無料 管理 管理業務委託  学校開放プール ・稲沢北小学校 ・稲沢西小学校 ・高御堂小学校 ・大塚小学校 の学校プールを開放 期間 7月21日～8月30日 時間 午前9時～午後5時 入場料 無料 管理 業務委託	祖父江町温水プール 開館時間 火～金曜日 午後1時～午後8時 土・日曜日及び祝日 午前10時～午後8時 休館日 月曜日(月曜日が祝日の 場合は、翌日) 祝日の翌日 12月28日～1月4日 入場料 大人(高校以上):1人1回400円 小人(3年生以上):1人1回200円 小学生2年生以下:無料(大人の付添必要) 回数使用料(15回) 大人:4,000円 小人:2,000円 団体使用料(20人以上) 大人:1人1回250円 小人:1人1回100円 *高齢者(満65歳以上の者)は、大人の半額 *心身障害者(証明書)及び付添看護 者は、大人の半額。	平和町営プール 開場期間 7月1日～8月31日 開場時間 月～金 午後1時～午後5時 土・日 午前9時～午後5時 入場料 無料 管理 管理業務委託	稲沢市の制度で実施する。  現行どおりで実施する。  現行どおり実施する。 ただし、回数券の見直しをす る。 15回券 12回券	市営プール 開場期間 7月1日～8月31日 開場時間 午前9時～午後5時 但し、7月1日～20日迄の 月～金は午後1時～5時 入場料 無料  学校プール・変更なし  祖父江の森温水プール 開館時間・変更なし 休館日 月曜日(月曜日が祝日の場 合は、翌日) 祝日の翌日 12月29日～1月3日 入場料 ・回数券を15回券から12回券に見 直しをする。 ・団体使用料については廃止 その他については従前通り	祖父江の森温水プール
学校施設開放	開放校 稲沢高校:グラウンド 稲沢東高校:グラウンド 平和高校:グラウンド 稲沢中学校:グラウンド、体育館 ナイター照明施設 明治中学校:グラウンド、体育館	開放校 祖父江高等学校:グラウンド、体育館 祖父江中学校 :グラウンド、体育館 テニスコート ナイター照明施設 祖父江小学校 :体育館、グラウンド 山崎小学校 :体育館	開放校 平和中学校:グラウンド テニスコート 体育館 ナイター照明施設 六輪小学校:体育館	管理運営を稲沢市の方法に統一 する。 「利用期間・利用時間、使用料を 統一する。」 体育館 午前 500円 午後 500円	基本的に全小中高等学校を開放する。 (種目によって開放できない競技有 り) 山崎小学校 :グラウンド 領内小学校 :グラウンド 丸甲小学校 :グラウンド 牧川小学校 :グラウンド・体育館	受付場所 スポーツ課 ・総合体育館 ・祖父江町体育館 ・平和町体育館 受付 毎月第3水曜日の翌日

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	千代田中学校: グランド、体育館 大里中学校: グランド、体育館 ナイター照明施設 治郎丸中学校: グランド、体育館 稲沢西中学校: グランド、体育館 大里東中学校: グランド、体育館 稲沢東小学校: グランド、体育館 稲沢西小学校: グランド、体育館 清水小学校: グランド、体育館 片原一色小学校: グランド、体育館 国分小学校: グランド、体育館 千代田小学校: グランド、体育館 坂田小学校: グランド、体育館 大里西小学校: グランド、体育館 大里東小学校: グランド、体育館 下津小学校: グランド、体育館 大塚小学校: グランド、体育館 稲沢北小学校: グランド、体育館 高御堂小学校: グランド、体育館 小正小学校: グランド、体育館 開場時間 土・日・祝 グランド 午前9時～午後6時 体育館 午前9時～午後9時 月～金曜日 体育館 午後6時～午後9時 ナイター(稲沢・大里中) 4～10月 午後7時～9時 11～3月 午後6時～8時 休館日 12月28日～1月4日 受付 体育館・グランド(昼) 抽選会/毎月第3水曜日の翌日 グランド(ナイター) 抽選会/3ヶ月毎(第3水曜日) 使用料 体育館 昼間 3時間 310円 昼間 3時間を超え6時間以内 630円 昼間 6時間を超え9時間以内 940円 夜間 18時～21時 940円 電気代(昼間) 1時間 210円 グランド 午前9時～午後6時までは無料 ナイター 4,200円(2時間)	領内小学校 : 体育館 丸甲小学校 : 体育館 長岡小学校 : 体育館 開場時間 土・日・祝 グランド 日の出～日没 小学校体育館 午前8時～午後9時30分 中学校体育館(土除く) 午前8時～午後9時30分 月～金曜日 小学校体育館 午後6時～午後9時30分 中学校体育館(土含む) 午後6時30分～午後9時30分 ナイター(祖父江中) ・5.6.10月及び9月の平・祝日 19:00～21:00 ・7.8月の平・祝日 19:30～21:30 ・7.8.9月の日曜日 18:30～21:30 休館日 12月28日～1月4日 受付 毎月25日までに利用受付 使用料 グラウンド昼間 無料 体育館電気使用料 無料 ナイター グランド 2,000円(1時間) (1時間を越える時は、30分毎に 1,000円加算) テニスコート 400円(1時間) (1時間を越える時は、30分毎に 200円加算) 学校開放登録チームのみ利用可	開場時間 土・日・祝 グランド 日の出～午後9時 体育館 午前9時～午後9時 月～金曜日 体育館 午後6時～午後9時 ナイター 期間 5月～10月 午後6時～午後9時 休館日 12月29日～1月3日 受付 第3水曜日の翌日 使用料 体育館 午前9時～12時 520円 午後1時～5時 520円 午後5時～9時 1,030円 グラウンド昼間 無料(平中のみ) 体育館電気使用料(昼間) 無料 ナイター グランド(5月～10月) 19時～21時 3,090円 18時～21時 4,635円 テニスコート(5月～10月) 19時～21時 520円 18時～21時 780円 学校施設開放登録団体のみ利用可	夜間 1,000円 運動場 夜間 4,200円 テニスコート 夜間800円	長岡小学校 : グランド 法立小学校 : グランド・体育館 六輪小学校 : グランド 三宅小学校 : グランド・体育館 を追加 開場時間 土・日・祝 グランド 午前9時～午後9時 午前9時～12時 午後1時～6時 体育館 午前9時～午後9時 午前9時～12時 午後1時～5時 夜間 6時～9時 月～金曜日 体育館 午後6時～午後9時 ナイター(グランド・テニスコート) 4月～10月 午後7時～9時 11月～翌3月午後6時～8時 休場日 12月28日～1月4日 使用料 体育館 午前 500円 午後 500円 夜間 1,000円 電気料 昼間 1時間 200円 ナイター 2時間 4,200円 テニスコート 2時間 800円 学校施設利用団体登録が必要 減免 地区体育振興会主催の競技大会 地区体育振興会主催のスポーツ普及 目的行事・・・1/2	(1ヶ月毎) 平和高校については平成18年度までとする。
生涯学習講座 ・社会教育講座	成人教育講座等 成人大学 ・教養講座 ・専門講座 日本語講座 民謡講習会 高齢者教室(3会場) 青少年教養講座	成人教育講座等 趣味講座18種目 学習講座 盆踊り講習会 福寿大学(高齢者)6会場 パソコン講習 子ども教室	講座・教室 趣味講座 寿大学(高齢者) IT講習 子ども教室		今まで実施してきた講座について 地域を考慮し、新市において生涯学 習人口の底上げを目指し、魅力ある 講座を開設する。	受付 生涯学習課

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
・スポーツ教室	<p>スポーツ教室 親子ふれあいスポーツ教室 スポーツ救急法講習会 少年すもう教室 水泳教室 中高年のための健康体操教室 ダンベル&amp;チューブ体操教室 参加料 200円/日 (相撲のみ100円)</p>	<p>スポーツ教室 剣道 柔道 空手道 卓球(小学生) 少年少女サッカー 少年少女バドミントン 少年少女バレーボール 少年軟式野球 ジュニア体操 テニス ソフトバレーボール バドミントン エアロビクス(年3期) 健康体操 ビーチボール 受講料無料(スポーツ傷害保険加入)</p> <p>子どもスポーツ教室</p> <p>水泳教室(温水プール)</p>	<p>スポーツ教室 いきいき健康づくり教室 シニアスポーツ教室 レディーススポーツ教室 初心者テニス教室 初心者バドミントン教室 初心者ソフトバレーボール教室 ショートテニス教室</p> <p>こどもスポーツ教室 親子ふれあいスポーツ教室 参加料 無料</p>			受付 スポーツ課
・図書館事業	<p>お話し 音声訳ボランティア養成講座 声の図書作成講座 お楽しみ会 本の読み聞かせボランティア養成講座 古本古雑誌の無料配布</p>	<p>子ども映画会 おはなし会 文芸映画会 おはなし講座 中央図書館講演会 おはなし講演会 読書感想画 雑誌の無料配布</p>	<p>おはなし会 一日司書体験 古本市(雑誌無料配布)</p>		<p>図書館共通(3館) ・おはなしの会 ・古本古雑誌の無料配布 稲沢図書館 ・音声訳ボランティア養成講座 ・声の図書作成講座 ・お楽しみ会 ・本の読み聞かせボランティア養成講座 祖父江の森図書館 ・おはなし講座 ・朗読講座 ・講演会 ・映画上映会 平和町図書館 ・一日司書体験 夏休み期間中</p> <p>その他講座開催</p>	受付 各図書館
・美術館事業	<p>市民展 絵になる町児童生徒絵画展 特別展 美術講座</p>				<p>これまで開催してきた展覧会及び講座、作品募集を美術文化の向上を目指し、新市において実施する。</p>	受付 荻須記念美術館
生涯学習関連イベント ・成人式	<p>日時 1月の第2日曜日 午前9時40分 会場 市民会館大ホール 内容 式典・スライド映写・記念品 市長と新成人と語る会 新成人となる青年代表が、市長を囲み今後の抱負や市政に対する要望、将来の提言等</p>	<p>日時 1月の第2日曜日 午前10時から11時 会場 祖父江町総合センター 内容 式典・記念品・記念写真 文化協会の芸能披露 中学校プラスバンド演奏</p>	<p>日時 1月の第2日曜日 午前10時から 会場 役場2階大会議室 内容 式典・記念品・記念写真 談話室開放</p>	<p>平成17年度から、稲沢市の方法で実施する 期日 第2日曜日 (祝日の前日) 場所 市民会館 対象人数 1,700人 方法 2回実施 (午前・午後)</p>	協定項目に同じ	新成人には、封書にて通知

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
・ 体育祭	地区運動会 体育振興会、まちづくり推進協議会 が運営。	町民体育祭 毎年10月第2日曜日 予備日 翌日曜日 場所 祖父江中学校グラウンド	町民体育祭 毎年10月第1日曜日 予備日 翌日曜日 場所 平和中学校グラウンド	祖父江町・平和町の町民体育祭は早急に住民組織の育成を図り、稲沢市の方法で開催する。	体育振興会の設置を含め、新市において実施できるよう、進めていく。	
・ 文化イベント	芸術祭 茶会 音楽祭 文化グループ発表会 名作映画会	文化祭 郷土民謡盆おどり (歌謡ショー、盆おどり、花火)	文化発表 (作品展示、芸能発表、生け花、茶席など)	稲沢市で開催しているイベントを主体に実施する。 祖父江町の郷土民謡盆おどりは、住民組織の育成を図り、組織で運営を行えるよう調整する。	協定項目に同じ  祖父江町の郷土民謡盆おどりは、地区まちづくり推進協議会の設置を含め、新市において実施できるように進めていく。	
・ スポーツ大会	いなざわシティマラソン4種目 (10km・3km・2.5km・ジョギング) 市民体育大会17種目 青年体育大会派遣	祖父江ふれあいマラソン大会 3種目(5km・3km・2km) マイタウンソブエウォークラリー 町民体育大会(町主催)春季大会 町民体育大会(体育協会主催)秋季大会	町民体育大会(12種目) グランウンドゴルフ大会 ジョギング・ウォーキング大会	原則として稲沢市の例により調整する。	協定項目に同じ	